

ねりまの福祉

令和8(2026)年版

練馬区

福祉部

高齢施策担当部

※ 原則として、令和 8 年 4 月 1 日を基準に、施策・事業・施設等の状況を掲載しております。

目 次

I 福祉部・高齢施策担当部の概況

第1章 福祉部・高齢施策担当部の組織	1
第2章 福祉部・高齢施策担当部の分掌事務	3
第3章 福祉部・高齢施策担当部関係予算概況	13

II 福祉施策の体系

1 第3次みどりの風吹くまちビジョン	16
2 練馬区地域福祉計画(みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン) (管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係)	17
3 練馬区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(障害者施策推進課 事業計画係)	18
4 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(高齢社会対策課 計画係)	18

III 事業概要

第1章 保健福祉総務

1 高齢者の生活ガイド(高齢社会対策課 計画係)	20
2 障害者福祉のしおり(障害者施策推進課 管理係)	20
3 生活困窮者自立支援事業(生活福祉課 自立促進支援係、保護調整係)	
(1) 自立相談支援事業	20
(2) 住居確保給付金の支給	21
(3) 就労準備支援事業	22
(4) 居住支援事業(シェルター事業)	23
(5) 家計改善支援事業	23
(6) 子どもの学習・生活支援事業	23
4 重層的支援体制整備事業(管理課 連携推進係)	
(1) 多機関協働事業	24
(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業	24
5 受験生チャレンジ支援貸付事業(生活福祉課 管理係)	24
6 社会福祉法人の認可および社会福祉連携推進法人の認定・福祉サービス指導検査	
(1) 社会福祉法人の認可および社会福祉連携推進法人の認定・指導監査 (指導検査担当課 社会福祉法人係)	25
(2) 障害福祉サービス事業者指導検査(指導検査担当課 障害福祉サービス検査係)	26
(3) 保育サービス事業者指導検査(指導検査担当課 保育サービス検査係)	26
(4) 介護サービス事業者指導検査 (指導検査担当課 介護サービス検査第一係、介護サービス検査第二係)	27
7 民生委員・児童委員(管理課 地域福祉係／総合福祉事務所 管理係)	27

8 社会福祉団体等の援護

(1) 練馬区社会福祉協議会(管理課 庶務係、地域福祉係)・・・29

(2) 社会福祉団体

(管理課 地域福祉係/障害者施策推進課 管理係/生活福祉課 ひとり親家庭支援係)・・・33

9 原爆被爆者・戦争犠牲者等

(1) 原爆被爆者見舞金(障害者施策推進課 管理係)・・・34

(2) 戦争犠牲者の援護(管理課 地域福祉係)・・・35

10 行旅死亡人等(生活福祉課 管理係)

(1) 行旅死亡人等の取扱い・・・36

(2) 行旅病人の取扱い・・・36

11 各種貸付

(1) 応急小口資金(総合福祉事務所 相談係)・・・36

(2) 高等学校進学準備資金(総合福祉事務所 管理係)・・・37

(3) 女性福祉資金(総合福祉事務所 相談係)・・・37

(4) 高齢者および心身障害者の入院資金(総合福祉事務所 相談係)・・・38

(5) 母子及び父子福祉資金(総合福祉事務所 相談係)・・・38

12 練馬区社会福祉事業団

(管理課 ひと・まちづくり推進係/高齢社会対策課 管理係、区立施設運営係)・・・39

13 成年後見制度利用支援(管理課 地域福祉係/総合福祉事務所 高齢者支援係、障害者支援係、知的障害者担当係長)・・・41

14 権利擁護センター(管理課 地域福祉係)・・・42

15 保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関)(指導検査担当課 社会福祉法人係)・・・44

16 福祉サービス第三者評価受審支援(介護保険課 管理係)・・・44

17 福祉有償運送(管理課 庶務係)・・・44

18 つながるカレッジねりま(福祉分野)(管理課 ひと・まちづくり推進係)・・・45

19 福祉のまちづくり(管理課 ひと・まちづくり推進係)

(1) 小中学生へのユニバーサルデザイン体験教室・・・45

(2) バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」・・・46

(3) 区からの送付物への配慮・・・46

(4) ユニバーサルデザインの普及啓発事業・・・46

20 地域福祉推進(管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係)

(1) 非営利地域福祉活動支援事業・・・46

(2) やさしいまちづくり支援事業・・・46

(3) 矯正施設所在自治体会議・・・47

(4) 再犯防止支援会議・・・47

21 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成(管理課 福祉防災・システム係)・・・47

(2) 福祉避難所運営(管理課 福祉防災・システム係/障害者施策推進課 地域生活支援担当係長/高齢社会対策課 管理係)・・・47

(3) 災害ボランティアセンター運営(管理課 福祉防災・システム係)・・・48

22 路上生活者対策事業(生活福祉課 自立促進支援係)・・・48

23	介護福祉士資格取得支援事業(高齢社会対策課 計画係)	49
24	介護従事者養成研修(高齢社会対策課 計画係)	49
25	介護職員初任者研修受講料助成(管理課 ひと・まちづくり推進係)	49
26	介護職員実務者研修受講料助成(管理課 ひと・まちづくり推進係)	50
27	介護福祉士資格取得費用助成(管理課 ひと・まちづくり推進係)	50
28	介護福祉士養成施設学生宿舍借り上げ支援事業(高齢社会対策課 計画係)	50
29	訪問介護採用応援補助事業(高齢社会対策課 計画係)	50
30	障害福祉サービス等従事者養成研修受講料助成(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	51
31	練馬福祉人材育成・研修センター事業(管理課 ひと・まちづくり推進係)	51
32	介護支援専門員等育成支援(高齢者支援課 地域包括支援係)	51
33	介護支援専門員法定研修費助成(高齢者支援課 地域包括支援係)	52
34	中国残留邦人等支援給付(練馬総合福祉事務所 援護係)	53
35	中国残留邦人等地域生活支援事業(練馬総合福祉事務所 援護係)	54
36	配偶者支援金(練馬総合福祉事務所 援護係)	55
37	高齢者世帯等居住支援(生活福祉課 管理係)	55
38	介護・障害福祉サービス事業所への施設等運営支援臨時給付金事業 (介護保険課 管理係/障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	55
39	令和6年度第2回物価高騰対策給付金(管理課 臨時給付金担当係長)	57
40	物価高騰対策給付金(不足額給付)(管理課 臨時給付金担当係長)	57
41	令和7年度第2回物価高騰対策給付金(管理課 臨時給付金担当係長)	58
42	こどもだんらん食堂支援事業補助金(管理課 ひと・まちづくり推進係)	59
43	生活困窮世帯エアコン購入費助成事業(生活福祉課 管理係)	60
44	就職氷河期世代支援(管理課 連携推進係)	60

第2章 高齢者福祉

1 高齢者福祉事業

(1)	入浴証の支給(高齢者支援課 高齢給付係)	61
(2)	敬老祝品(高齢社会対策課 いきがい係)	61
2	養護老人ホームへの入所措置(総合福祉事務所 高齢者支援係/高齢者支援課 管理係)	61
3	高齢者生活支援	
(1)	車いす等貸与(高齢者支援課 高齢給付係)	61
(2)	自立支援用具給付(介護保険課 給付係)	62
(3)	自立支援住宅改修給付(介護保険課 給付係)	
ア	予防改修給付	63
イ	設備改修給付	63
(4)	出張調髪(高齢者支援課 高齢給付係)	64
(5)	布団乾燥等(高齢者支援課 高齢給付係)	64
(6)	寝具クリーニング(高齢者支援課 高齢給付係)	64
(7)	居宅火災予防設備設置(高齢者支援課 高齢給付係)	64
(8)	リフト付福祉タクシー(高齢者支援課 高齢給付係)	65
(9)	緊急一時宿泊事業(高齢者支援課 管理係)	65

(10) 福祉用具貸与(高齢者支援課 管理係)・・・・・・・・・・	6 5
(11) 高齢者お困りごと支援事業(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	6 6
(12) ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業(高齢者支援課 生活支援体制整備係)・・・・・・・・・・	6 6
(13) ひとり暮らし高齢者等実態調査(高齢者支援課 管理係)・・・・・・・・・・	6 6
(14) 紙おむつ等支給事業(住所地特例分)(高齢者支援課 高齢給付係)・・・・・・・・・・	6 7
(15) 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)・・・・・・・・・・	6 7
(16) もの忘れ検診事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)・・・・・・・・・・	6 8
(17) 認知症伴走型支援事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)・・・・・・・・・・	6 8
(18) 高齢者みんな健康プロジェクト(高齢者支援課 高齢者健康支援係)・・・・・・・・・・	6 8
(19) フレイル予防サポーター育成・支援事業(高齢社会対策課 介護予防係)・・・・・・・・・・	6 9
(20) 街かどケアカフェ事業(高齢者支援課 生活支援体制整備係)・・・・・・・・・・	6 9
(21) 生活支援体制整備事業(高齢者支援課 生活支援体制整備係)・・・・・・・・・・	6 9
(22) 介護予防推進員等支援(高齢社会対策課 介護予防係)・・・・・・・・・・	7 0
4 高齢者在宅生活あんしん事業(高齢者支援課 高齢給付係)・・・・・・・・・・	7 0
5 高齢者住宅対策(高齢社会対策課 施設係)	
(1) シルバーピアへの生活協力員の配置・・・・・・・・・・	7 1
(2) 高齢者向け民間賃貸住宅(高齢者優良居室)の申込み・・・・・・・・・・	7 1
6 三療サービス(高齢者支援課 高齢給付係)・・・・・・・・・・	7 2
7 高齢者就業・社会参加支援事業	
(1) 元気高齢者介護施設業務補助事業(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 2
(2) シニアセカンドキャリア応援事業(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 3
(3) 公衆浴場活用事業(フロ・マエ・フィットネス)(高齢社会対策課 介護予防係)・・・・・・・・・・	7 3
8 各種助成	
(1) 老人クラブ運営助成(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 3
(2) 老人クラブ連合会助成(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 4
(3) 寿文化祭の開催(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 4
(4) 高齢者サークル活動助成(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 4
(5) 老人クラブ農園(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 5
(6) 老人クラブゲートボール場(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 5
(7) 練馬区シルバー人材センター(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	7 5
(8) 施設整備計画	
ア 特別養護老人ホームの整備(高齢社会対策課 施設係)・・・・・・・・・・	7 6
イ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備(介護保険課 事業者指定係)・・・・・・・・・・	8 0
ウ 介護老人保健施設の整備(高齢社会対策課 施設係)・・・・・・・・・・	8 2
エ 都市型軽費老人ホームの整備(高齢社会対策課 施設係)・・・・・・・・・・	8 3
9 高齢者いきいき健康事業(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	8 4
10 デジタルを活用したフレイル予防事業(高齢社会対策課 介護予防係)・・・・・・・・・・	8 5
11 デジタル格差対	
(1) スマホ教室事業(高齢社会対策課 区立施設運営係)・・・・・・・・・・	8 5
(2) シニアスマホ相談員事業(高齢社会対策課 いきがい係)・・・・・・・・・・	8 5

第3章 障害者福祉

1 相談(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

- (1) 身体障害者等相談・・・ 87
- (2) 知的障害者相談・・・ 88

2 自立支援給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

- (1) 介護給付、訓練等給付および相談支援・・・ 89
- (2) 高額障害福祉サービス・・・ 90
- (3) 補装具費の支給・・・ 90

3 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業(障害者施策推進課 管理係)

- ア 障害者福祉大会・・・ 91
- イ 障害者フェスティバル・・・ 91
- ウ 障害者ふれあい作品展・・・ 91

(2) 移動支援(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)・・・ 92

(3) 障害者地域自立支援協議会(障害者施策推進課 事業計画係)・・・ 92

(4) 意思疎通支援事業

- ア 手話通訳者派遣(障害者サービス調整担当課 障害調整係)・・・ 92
- イ 要約筆記者派遣(障害者サービス調整担当課 障害調整係)・・・ 93
- ウ 手話通訳者設置事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)・・・ 93
- エ コミュニケーション支援機器の配備(障害者施策推進課 管理係)・・・ 93
- オ 遠隔手話通訳設置事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)・・・ 93
- カ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)・・・ 94

(5) 日常生活用具給付等事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

- ア 日常生活用具および住宅設備改善費の給付・・・ 94
- イ 在宅生活あんしん事業・・・ 96

(6) 地域活動支援センターⅢ型事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)・・・ 96

(7) 任意事業

- ア 訪問入浴サービス(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)・・・ 97
- イ 日中一時支援事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)・・・ 97
- ウ 自動車運転教習費および自動車改造費の助成
(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)・・・ 97
- エ 手話通訳者養成(障害者サービス調整担当課 障害調整係)・・・ 97

(8) 障害支援区分認定(障害者サービス調整担当課 障害審査係)・・・ 98

4 自立支援医療(更生医療)(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)・・・ 99

5 障害児支援事業給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

- (1) 障害児通所支援事業・・・ 99
- (2) 高額障害児通所給付・・・ 99

6 自立支援負担軽減(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

- (1) 特定障害者特別給付および特例特定障害者特別給付・・・ 99
- (2) 身体障害者(児)補装具(つえ)費用負担助成・・・ 100
- (3) グループホーム等加算

ア	短期入所東京都加算分	100
イ	共同生活援助東京都加算分	100
7	障害者福祉事業	
(1)	東京都心身障害者扶養共済(障害者サービス調整担当課 障害調整係)	100
(2)	心身障害者福祉電話基本料金等の助成(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	101
(3)	心身障害者(児)紙おむつの支給(障害者サービス調整担当課 障害調整係)	101
(4)	心身障害者(児)の出張調髪(障害者サービス調整担当課 障害調整係)	101
(5)	障害者企業実習奨励金(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)	102
(6)	身体障害者手帳取得用診断書費用助成(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	102
(7)	日常生活用具給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	
ア	重症患者日常生活用具給付	102
イ	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	102
(8)	ホームヘルプサービス(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	
ア	重症患者ホームヘルプサービス助成	102
イ	重度脳性まひ者介護事業	103
(9)	知的障害者生活寮委託(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	103
(10)	緊急一時保護(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	103
(11)	障害者虐待防止対策(障害者施策推進課 事業計画係)	103
(12)	重症心身障害児(者)等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業 (障害者サービス調整担当課 障害者給付係/障害者施策推進課 事業計画係)	104
(13)	中等度難聴児発達支援事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	104
(14)	障害者差別解消推進事業(障害者施策推進課 事業計画係)	
ア	理解促進・啓発事業	105
イ	障害者差別解消支援地域協議会	105
(15)	発達障害児者家族支援事業(障害者施策推進課 事業計画係)	105
(16)	重度障害者大学等修学支援事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	105
(17)	重度障害者等就労支援事業(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)	105
(18)	ペアレントトレーニング等・障害児のきょうだい児支援事業 (障害者施策推進課 事業計画係)	106
8	各種助成	
(1)	日中活動系サービス推進事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	106
(2)	障害者グループホーム施設整備費補助事業 (障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	106
(3)	障害者グループホーム医療的ケア実施体制整備補助金交付事業 (障害者施策推進課 施設調整担当係長/障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	107
(4)	重度障害者グループホーム等運営費補助金交付事業 (障害者施策推進課 施設調整担当係長/障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	107
(5)	グループホーム自立支援促進事業補助金交付事業 (障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	107
(6)	児童発達支援センター事業への支援(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	107
(7)	重症心身障害児放課後等デイサービス医療体制促進事業	

	(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	108
(8)	障害児支援体制整備促進事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	108
(9)	医療型ショートステイ運営費補助事業(障害者施策推進課 事業計画係)	108
(10)	医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業 (障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	108
9	民設・民営化施設	
(1)	民設福祉園整備費および運営費補助金交付事業 (障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援担当係長)	108
(2)	民営化施設助成事業(障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援担当係長)	109
10	福祉手当(障害者サービス調整担当課 障害調整係)	
(1)	練馬区心身障害者福祉手当	109
(2)	特別障害者手当等	109
(3)	東京都重度心身障害者手当	110
11	心身障害者医療費助成(障害者サービス調整担当課 障害調整係)	111
12	福祉タクシー等(障害者サービス調整担当課 障害調整係)	
(1)	福祉タクシー	111
(2)	自動車燃料費の助成	112
(3)	リフト付福祉タクシー	112
13	障害者相談員(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)	113
14	身体障害者補助犬の給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	113
15	障害者意思疎通推進事業	
(1)	コミュニケーション理解促進事業(障害者施策推進課 事業計画係、就労調整担当係長)	
ア	区民・事業者向け研修	113
イ	ICTを活用した就労支援事業	113
(2)	障害者情報支援事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)	
ア	点字教室	113
イ	障害者パソコン教室	113
ウ	障害のある方への障害者IT支援ボランティア養成講座	114

第4章 家庭福祉

1	母子・父子自立支援員兼女性相談支援員(総合福祉事務所 相談係)	
(1)	母子・父子自立支援員	115
(2)	女性相談支援員	115
2	家庭相談員(総合福祉事務所 相談係)	116
3	ひとり親家庭支援	
(1)	総合相談窓口(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	117
(2)	出張相談(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	117
(3)	法律相談(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	117
(4)	家計相談(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	117
(5)	メンタルヘルス相談(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	117
(6)	ピア相談(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	117

(7) 養育費確保支援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	
ア 養育費に関する公正証書作成等費用の支援	118
イ 養育費に関する ADR(裁判外紛争解決手続)費用の支援	118
(8) ひとり親家庭転宅支援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	118
(9) 生活や就労の支援につながるセミナー(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	118
(10) 離婚前後親支援講座(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	118
(11) 「ひとり親家庭サポートブック」の発行(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	118
(12) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	
(生活福祉課 ひとり親家庭支援係/総合福祉事務所 相談係)	118
(13) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	
(生活福祉課 ひとり親家庭支援係/総合福祉事務所 相談係)	119
(14) ひとり親家庭学び直し支援事業 (旧: ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	
(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	119
(15) パソコン講習会(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	119
(16) 在宅就業推進事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	119
(17) ひとり親家庭自立支援プログラムの策定	
(生活福祉課 ひとり親家庭支援係/総合福祉事務所 相談係)	120
(18) 家庭訪問型学習支援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	120
(19) 親子体験応援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	120
(20) ひとり親家庭等休養ホーム	
(生活福祉課 ひとり親家庭支援係/総合福祉事務所 相談係)	120
(21) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	
(生活福祉課 ひとり親家庭支援係/総合福祉事務所 相談係)	120
(22) ひとり親家庭向け学習支援事業(学習クーポン) (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	121
4 母子生活支援施設(生活福祉課 ひとり親家庭支援係/総合福祉事務所 相談係)	121
5 ミドルステイ (一時的な住まいの提供)	
(生活福祉課 ひとり親家庭支援係/総合福祉事務所 相談係)	121

第5章 社会福祉施設

1 厚生文化会館(管理課 厚生文化会館)	122
2 福祉作業所等(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)	
(1) 就労移行支援事業	123
(2) 就労継続支援 B 型事業	123
(3) 就労定着支援事業	124
3 福祉園等(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長、氷川台福祉園、大泉学園町福祉園)	
(1) 福祉園	124
(2) 谷原フレンド	126
(3) 中村橋福祉ケアセンター	126
4 心身障害者福祉集会所(障害者施策推進課 管理係)	128
5 しらゆり荘(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)	129
6 障害者地域生活支援センター(障害者施策推進課 事業計画係)	129

- 7 こども発達支援センター(障害者サービス調整担当課 こども発達支援センター)・・・130
- 8 助産施設への入所(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)・・・133

第6章 高齢者福祉施設(高齢社会対策課 区立施設運営係)

- 1 敬老館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134
- 2 デイサービスセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
- 3 はつらつセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・135

第7章 介護保険

1 介護保険

(1) 諮問機関等

- ア 介護保険運営協議会(高齢社会対策課 計画係)・・・137
- イ 地域包括ケア推進協議会(高齢者支援課 地域包括支援係)・・・137
- ウ 介護認定審査会(介護保険課 介護認定第一係)・・・137
- (2) 保険者と被保険者(介護保険課 管理係、資格保険料係)・・・138
- (3) 介護保険料(介護保険課 資格保険料係)・・・140
- (4) 要介護・要支援認定(介護保険課 管理係、介護認定第一係、介護認定第二係)・・・144
- (5) 保険給付(介護保険課 管理係、給付係、介護システム係、資格保険料係)・・・147
- (6) 市町村特別給付
 - 紙おむつ等支給事業(高齢者支援課 高齢給付係)・・・160
- (7) 事業者の指定(介護保険課 事業者指定係)・・・161
- (8) 相談・苦情・広報など
 - ア 相談・苦情(介護保険課 管理係)・・・162
 - イ 保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関)
 - (指導検査担当課 社会福祉法人係)・・・163
 - ウ 審査請求(介護保険課 管理係)・・・163
 - エ 広報(介護保険課 管理係／高齢者支援課 管理係)・・・163
- (9) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(介護保険課 管理係)・・・164
- (10) 介護保険給付準備基金積立金(介護保険課 管理係)・・・164

2 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア サービス・活動事業

- (ア) 訪問サービス(介護保険課 事業者運営推進係)・・・165
- (イ) シルバーサポート事業(高齢社会対策課 介護予防係)・・・165
- (ウ) 通所サービス(介護保険課 事業者運営推進係)・・・165
- (エ) 食のほっとサロン(高齢社会対策課 介護予防係)・・・165
- (オ) 高齢者筋力向上トレーニング(高齢社会対策課 介護予防係)・・・166
- (カ) 介護予防ケアマネジメント(高齢支援課 地域包括支援係／
介護保険課 事業者運営推進係)・・・166
- (キ) 高額介護予防等サービス費相当事業(介護保険課 給付係)・・・166
- (ク) 審査支払手数料(介護保険課 給付係)・・・166

イ 一般介護予防事業	
(7) 介護予防小冊子作成(高齢社会対策課 介護予防係)	167
(イ) 健康長寿はつらつ教室(高齢社会対策課 介護予防係)	167
(ウ) いきがいデイサービス(高齢社会対策課 介護予防係)	168
(エ) 介護予防把握事業(高齢社会対策課 介護予防係)	168
(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業(高齢社会対策課 介護予防係)	168
(2) 包括的支援事業	
ア 地域包括支援センター (高齢者支援課 管理係)	169
イ 認知症早期対応推進事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)	170
(3) 任意事業	
ア 介護給付等費用適正化事業	
(7) 要介護認定の適正化(介護保険課 介護認定第一係、介護認定第二係)	171
(イ) ケアプラン点検(介護保険課 事業者運営推進係)	171
(ウ) 住宅改修等点検(介護保険課 給付係)	171
(エ) 縦覧点検(介護保険課 介護システム係)	172
(オ) 医療情報との突合(介護保険課 介護システム係)	172
(カ) 介護給付費通知(介護保険課 給付係)	172
(キ) 返還請求等(介護保険課 給付係)	172
イ 介護学べるサロン(高齢者支援課 在宅介護支援係)	172
ウ 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成(高齢者支援課 在宅介護支援係)	173
エ 認知症理解普及促進事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)	173
オ 認知症高齢者支援連携事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)	173
カ 家族介護慰労事業(高齢者支援課 高齢給付係)	174
キ 認知症介護者支援事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)	174

第8章 生活保護

1 生活保護法による援護(総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係)	175
2 自立支援プログラム(総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係／ 生活福祉課 保護調整係、医療事務係)	177
3 生活保護実施体制整備等の取組(総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係／ 生活福祉課 保護調整係、医療事務係)	
(1) 資産調査事業	179
(2) 債権調査事業	179
(3) 生活相談通訳事業	179
(4) 後発医薬品使用促進計画	180
(5) 生活援護業務支援事業	180
4 法外援護(総合福祉事務所 管理係、保護係／生活福祉課 保護調整係)	
(1) 入浴証の支給	180
(2) 通学用被服および運動衣購入費の支給	180
(3) 中学校卒業者入学・就職支度金の支給	181
(4) 家財保管料等の支給	181

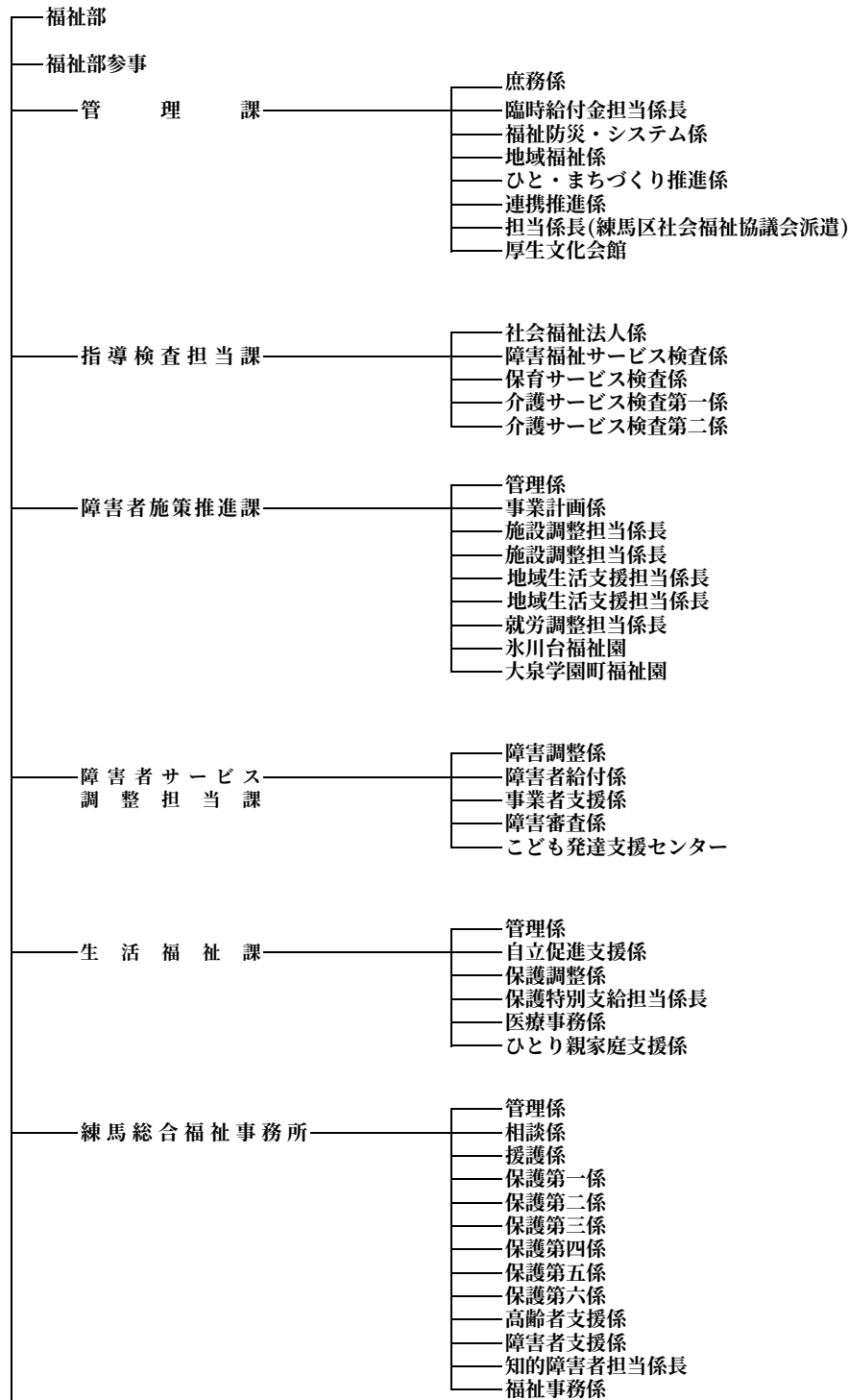
(5) 自立促進事業	181
------------	-----

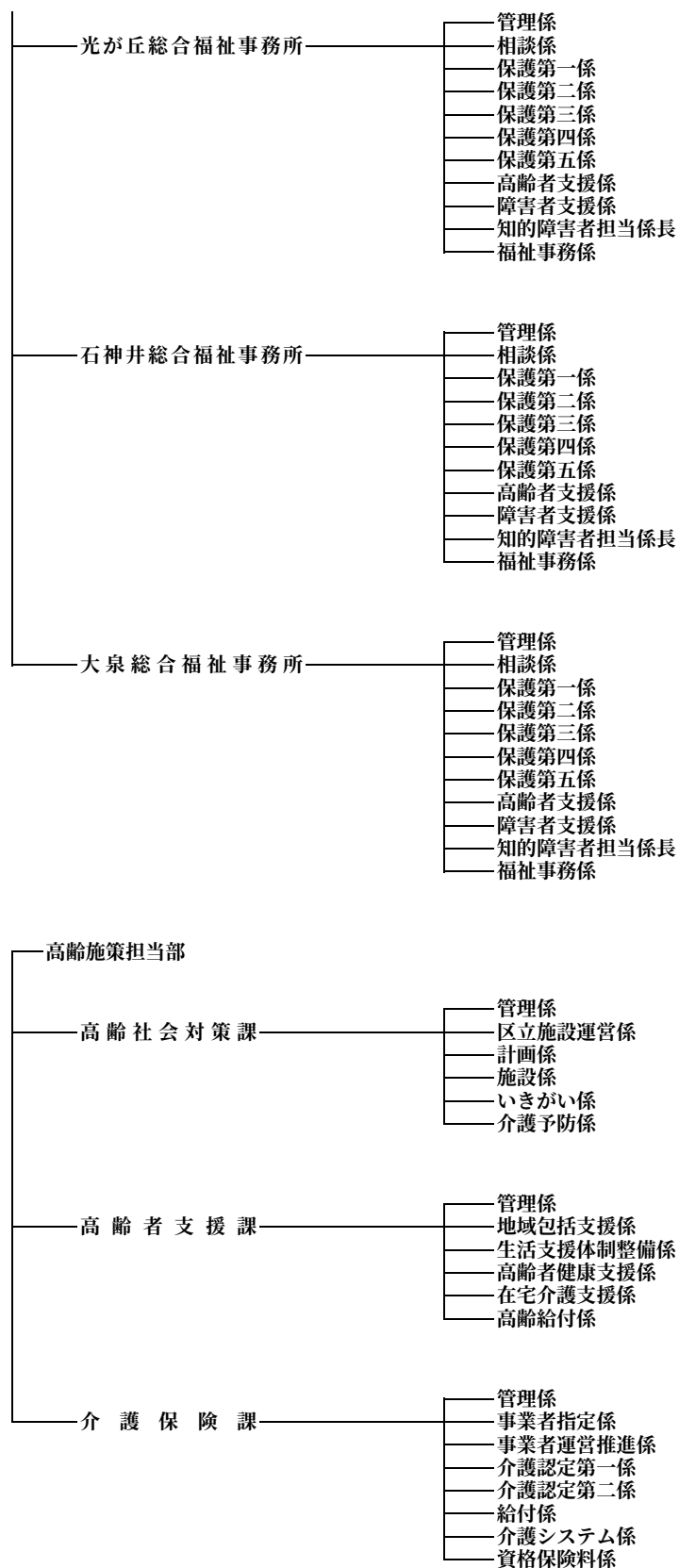
IV 資料

【練馬区福祉年表】	182
-----------	-----

I 福祉部・高齢施策担当部の概況

第1章 福祉部・高齢施策担当部の組織(令和8年4月1日現在)





第2章 福祉部・高齢施策担当部の分掌事務	
部・課・係名	分 掌 事 務
福祉部	
管理課	
庶務係	1 部の事務事業に係る総合的な企画、調査および連絡調整に関すること。 2 部の予算、決算および会計に関すること。 3 福祉部および健康部の議会に係る調整に関すること。 4 部の文書および公印に関すること。 5 部の事務事業の進行管理に関すること。 6 厚生文化会館に関すること。 7 福祉有償運送に関すること。 8 看護師等修学資金返還事務に関すること。 9 部および課の庶務事務に関すること。 10 部内他の課ならびに課内他の係および担当係長に属しないこと。
臨時給付金担当係長	1 住民税非課税世帯等に対する臨時給付金に関すること。
福祉防災・システム係	1 避難行動要支援者名簿に関すること。 2 個別避難計画に関すること。 3 福祉避難所に関すること。 4 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 5 災害対策福祉部に関すること。 6 福祉情報システムに関すること。
地域福祉係	1 地域福祉計画の策定等に関すること。 2 民生委員および児童委員の全区的事業に関すること。 3 成年後見制度の普及・啓発に関すること。 4 地区社会福祉協議会に関すること。 5 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 6 保護司会および更生保護女性会への補助金交付に関すること。
ひと・まちづくり推進係	1 福祉のまちづくりの総合調整に関すること。 2 福祉のまちづくりに係る区民活動支援に関すること。 3 つながるカレッジねりま(福祉分野)に関すること。 4 非営利地域福祉活動への支援に関すること。 5 こどもだんらん食堂に関すること。 6 練馬福祉人材育成・研修センター事業に関すること。 7 介護および障害福祉サービス両分野に共通する人材の確保、育成および定着支援に関すること。
連携推進係	1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく包括的な支援体制の整備および実施に係る関係機関との調整に関すること。
厚生文化会館	1 練馬区立厚生文化会館条例第3条に定める事業。 2 会館の管理に関すること。 3 会館の文書および公印に関すること。 4 会館の利用承認に関すること。
指導検査担当課	
社会福祉法人係	1 社会福祉法人の認可に関すること。 2 社会福祉連携推進法人の認定に関すること。 3 社会福祉法人の指導監査に関すること。 4 社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。 5 社会福祉法人等の会計に関すること。 6 保健福祉サービス苦情調整委員に関すること。
障害福祉サービス検査係	1 障害福祉サービス事業者の指導検査に関すること。
保育サービス検査係	1 保育サービス事業者の指導検査に関すること。

介護サービス 検査第一係 介護サービス 検査第二係	1 介護サービス事業者の指導検査に関すること。
------------------------------------	-------------------------

障 害 者 施 策 推 進 課	
管 理 係	1 障害者（児）福祉団体に関すること。 2 心身障害者福祉集会所に関すること。 3 障害者（児）福祉行事に関すること。 4 課の庶務事務に関すること。 5 課内他の係および担当係長に属しないこと。
事 業 計 画 係	1 障害者（児）福祉施策ならびに障害者（児）に関する計画の立案および調整に関すること。 2 自立支援協議会に関すること。 3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく相談体制の整備および障害者差別解消支援地域協議会に関すること。 4 障害児支援に関すること（課内他の係および担当係長に属するものを除く。）。 5 障害児福祉施設の整備計画および整備事業に関すること。 6 障害児福祉施設の調整に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 7 障害者虐待防止センターに関すること。 8 障害者地域生活支援センターに関すること。 9 相談支援に関すること（課内他の係および担当係長に属するものを除く。）。 10 地域生活支援拠点に関すること。
施設調整担当係長	1 障害者福祉施設の整備計画および整備事業に関すること。 2 障害者福祉施設の調整に関すること（課内他の係に属することを除く。）。 3 区立障害者施設の改修計画に関すること。 4 区立障害者施設の改修等の関係部署間の調整に関すること。 5 練馬区福祉作業所等一時移転施設（光が丘二丁目）に関すること。
地域生活支援担当係長	1 障害者の就労支援に関すること。 2 就労継続支援事業等に関すること。 3 福祉作業所等の利用調整に関すること。 4 短期入所（ショートステイ）に関すること（医療型短期入所を除く）。 5 生活介護事業に関すること。 6 中途障害者通所事業に関すること。 7 福祉園等の利用調整に関すること。 8 共同生活援助（グループホーム）に関すること。 9 障害者相談員に関すること。 10 福祉避難所に関すること。 11 中村橋区民センターに関すること。
就労調整担当係長	1 業務協力員の就労調整等に関すること。
福 祉 園	1 当該福祉園の管理に関すること。 2 文書および公印に関すること。 3 会計事務に関すること。 4 事業の調査および統計に関すること。 5 施設の利用承認に関すること。 6 利用者に対する指導訓練に関すること。 7 利用者の保健衛生に関すること。 8 利用者の給食および諸行事に関すること。 9 利用者の保護者との連絡調整に関すること。

障 害 者 サ ー ビ ス 調 整 担 当 課	
障害調整係	1 障害者施策の総合福祉事務所間および保健所との企画調整に関すること。 2 障害者（児）の福祉手当に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 3 心身障害者（児）医療費の助成に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 4 心身障害者扶養共済に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 5 障害者の手話通訳者および要約筆記者の派遣に関すること。 6 障害者（児）の福祉タクシーに関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 7 障害者の自動車燃料費の助成に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 8 障害者（児）の紙おむつ等の支給に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 9 障害者（児）の出張調髪に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 10 障害者（児）のリフト付福祉タクシーに関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 11 意思疎通支援事業に関すること。
障害者給付係	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事務事業の調整に関すること。 2 障害者福祉費に係る補助金等に関すること。 3 障害者総合支援法による自立支援給付費等の支払に関すること。 4 障害者に対する法外支援に係る支払に関すること。 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等の支払および補助金等に関すること。 6 障害者入所施設整備費補助金に関すること。
事業者支援係	1 障害福祉サービスを担う人材の確保、事業者の研修および従事者の養成に関すること。 2 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業者および児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者の指定に関すること。 3 障害者総合支援法に基づくサービスを提供する事業者の登録に関すること。 4 障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害者（児）サービス事業所の開設の相談および情報の提供に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 5 民間作業所等の補助金に関すること。
障害審査係	1 練馬区障害者給付審査会の運営に関すること。 2 介護給付費および訓練等給付費の支給に関すること。
こども発達支援センター	1 センターの管理に関すること。 2 センターの文書および公印に関すること。 3 センターの利用承認に関すること。 4 センターの利用者の相談に関すること。 5 センターの利用者の支援に関すること。 6 定例的な事務の執行に関すること。

生 活 福 祉 課	
管 理 係	1 総合福祉事務所の運営に係る総合調整に関すること。 2 総合福祉事務所の予算、決算および会計に係る総合調整に関すること。 3 福祉資金の償還に関すること。 4 行旅病人・行旅死亡人に関すること。 5 課の庶務事務に関すること。 6 課内他の係および担当係長に属しないこと。
自立促進支援係	1 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）等による支援の実施に係る施策の企画、立案および関係機関との調整に関すること。 2 路上生活者対策事業に係る関係機関との調整に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。
保護調整係	1 練馬区被保護者等自立支援プログラム実施要領に係る関係機関との調整に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に係る企画、立案および総合福祉事務所間の調整に関すること。 3 生活保護事務の電算システムに関すること。 4 被保護世帯に対する法外援護の統括に関すること。 5 生活保護適正実施検討委員会の運営に関すること。
保護特別支給担当係長	1 生活保護費等の追加給付に関すること。
医療事務係	1 生活保護法による医療事務および介護扶助の実施に係る企画、立案および総合福祉事務所間の調整に関すること。 2 生活保護法による医療券および介護券に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。
ひとり親家庭支援係	1 ひとり親家庭支援施策の総合調整に関すること。 2 ひとり親家庭についての相談および支援の実施に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 3 入院助産制度に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 4 母子生活支援施設に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 5 児童福祉法に基づく助産施設および母子生活支援施設の入所費用に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。

総合福祉事務所	
管 理 係	1 所の文書および公印に関すること。 2 所の会計事務に関すること(所内他の係に属するものを除く。) 3 民生委員地区協議会に関すること。 4 被保護世帯に対する高等学校進学準備資金の貸付けに関すること。 5 所の庶務事務に関すること。 6 所内他の係および担当係長に属しないこと。
相 談 係 ※練馬総合福祉事務所にあっては第7号を除く。	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)に係る面接相談に関することならびに児童福祉法(昭和22年法律第164号)、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に係る面接相談および支援に関すること(所内他の係に属するものを除く。) 2 前号に規定する事項以外の母子、父子、女性および家庭についての相談等に関すること。 3 生活保護法による保護の実施ならびに児童福祉法による助産施設および母子生活支援施設の入所等に関すること。 4 児童福祉法の実施に係る会計事務のうち助産施設および母子生活支援施設の入所費用に関すること。 5 福祉資金の貸付けに関すること(他の課に属するものを除く。) 6 ひとり親家庭支援施策の実施に関すること(他の課に属するものを除く。) 7 教育委員会事務局こども家庭部保育課の事務の一部の受付に関すること。 8 法外援護緊急たすけあい資金の貸付けに関すること。 9 受験生チャレンジ支援貸付事業の受付に関すること。 10 その他生活全般に係る面接相談に関すること。
援 護 係 (練馬総合福祉事務所のみ設置)	1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の実施および配偶者支援金の支給に関すること。 2 中国残留邦人等に対する地域生活支援事業に関すること。
保 護 第 一 係 保 護 第 二 係 保 護 第 三 係 保 護 第 四 係 保 護 第 五 係 保 護 第 六 係 (保護第六係は練馬総合福祉事務所のみ設置)	1 生活保護法による保護の実施に関すること。 2 その他の個別的援護に関すること。
高 齢 者 支 援 係	1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置および援護の調整に関すること。 2 高齢者の保健福祉に係る相談および支援に関すること。 3 基本地区内の地域包括支援センターに係る全体の総括および調整に関すること。 4 基本地区内の地域ケア会議に関すること。
障 害 者 支 援 係	1 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)による身体障害者(児)、知的障害者(児)および難病患者等への自立支援給付費等の支給および支援の調整に関すること。 2 児童福祉法による身体障害児および知的障害児への障害児通所支援給付費等の支給および支援の調整に関すること。 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)その他法令による個別的援護または更生の措置の調整に関すること。 4 法外の障害者サービスに係る支援の調整に関すること。
知 的 障 害 者 担 当 係 長	1 知的障害者(児)の福祉に係る相談、調整、調査および指導に関すること(所内他の係に属するものを除く。) 2 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)その他法令による個別的援護または更生の措置の調整に関すること。

福祉事務係 ※練馬総合福 祉事務所に あっては第9 号および第10 号、石神井総 合福祉事務所 にあっては第 9号を除く。	1	障害者（児）の福祉手当に関すること。
	2	心身障害者（児）医療費の助成に関すること。
	3	心身障害者扶養共済に関すること。
	4	障害者（児）の福祉タクシーに関すること。
	5	障害者の自動車燃料費の助成に関すること。
	6	障害者（児）の紙おむつ等の支給に関すること。
	7	障害者（児）の出張調髪に関すること。
	8	障害者（児）のリフト付福祉タクシーに関すること。
	9	区民部国保年金課の事務の一部の受付に関すること。
	10	教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課の事務の一部の受付に関すること。

高 齢 施 策 担 当 部	
高 齢 社 会 対 策 課	
管 理 係	1 高齢者施策に関する総合調整に関すること（部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。 2 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団に関すること。 3 課の庶務事務に関すること。 4 課内他の係に属しないこと。
区立施設運営係	1 敬老館に関すること。 2 区立はつらつセンターの指定管理者との連絡調整に関すること。 3 区立デイサービスセンターの指定管理者との連絡調整に関すること。 4 区立デイサービスセンター等の改修工事に関すること。
計 画 係	1 高齢者施策の立案および調整に関すること。 2 高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関すること。 3 介護保険運営協議会に関すること。 4 介護人材の確保、育成および定着支援に関すること。
施 設 係	1 特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設の整備に関すること。 2 高齢者優良居室提供事業に関すること。 3 高齢者集合住宅の生活協力員に関すること。 4 民営化特別養護老人ホームとの連絡調整に関すること。 5 特別養護老人ホームの入所指針に関すること。
い き が い 係	1 老人クラブに関すること。 2 公益社団法人練馬区シルバー人材センターに関すること。 3 敬老祝品に関すること。 4 高齢者いきいき健康事業に関すること。 5 高齢者の就業・社会参加支援事業に関すること。 6 高齢者お困りごと支援事業に関すること。
介 護 予 防 係	1 介護予防・日常生活支援総合事業の企画調整および実施に関すること。 2 一般介護予防事業に関すること。 3 認知症予防事業の企画調整および実施に関すること。

高 齢 者 支 援 課	
管 理 係	1 高齢者施策の総合福祉事務所間の連絡調整に関すること。 2 地域包括支援センターに係る庶務に関すること。 3 高齢者緊急一時宿泊事業に関すること。 4 介護保険に関すること(部内他の課に属するものを除く。) 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)その他の法令による措置費等の支払に関すること。 6 課の庶務事務に関すること。 7 課内他の係に属しないこと。
地 域 包 括 支 援 係	1 地域包括支援センターに係る全体の統括および調整に関すること。 2 地域包括ケア推進協議会に関すること。 3 地域ケア会議に関すること。 4 介護予防・日常生活支援総合事業の申請受付の総合調整に関すること。 5 介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアプランに関すること。 6 介護支援専門員の育成支援に関すること。
生活支援体制整備係	1 生活支援コーディネーターおよび生活支援体制整備に係る協議体に関すること。 2 地域包括ケア推進協議会に関すること(生活支援体制整備事業に関することに限る。) 3 ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業に関すること。 4 高齢者の見守りに係る事業に関すること。 5 街かどケアカフェ事業に関すること。 6 高齢者支え合いサポーターに関すること。
高 齢 者 健 康 支 援 係	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。
在 宅 介 護 支 援 係	1 認知症支援事業の企画調整および実施に関すること。 2 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業に関すること。 3 介護学べるサロンに関すること。 4 医療と介護の相談窓口に関すること。 5 在宅療養・介護の連携に関すること(他の部に属するものを除く。) 6 もの忘れ検診事業に関すること。 7 認知症介護者支援事業に関すること。 8 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業に関すること。
高 齢 給 付 係	1 高齢者の寝具クリーニングに関すること。 2 家族介護支援事業に関すること。 3 高齢者の紙おむつ等の支給に関すること。 4 高齢者の出張調髪に関すること。 5 高齢者のリフト付福祉タクシーに関すること。 6 車いす等の貸与に関すること。 7 三療サービス事業に関すること。 8 ひとり暮らし高齢者入浴証交付事業に関すること。 9 高齢者居宅火災予防設備設置事業に関すること。 10 高齢者在宅生活あんしん事業に関すること。

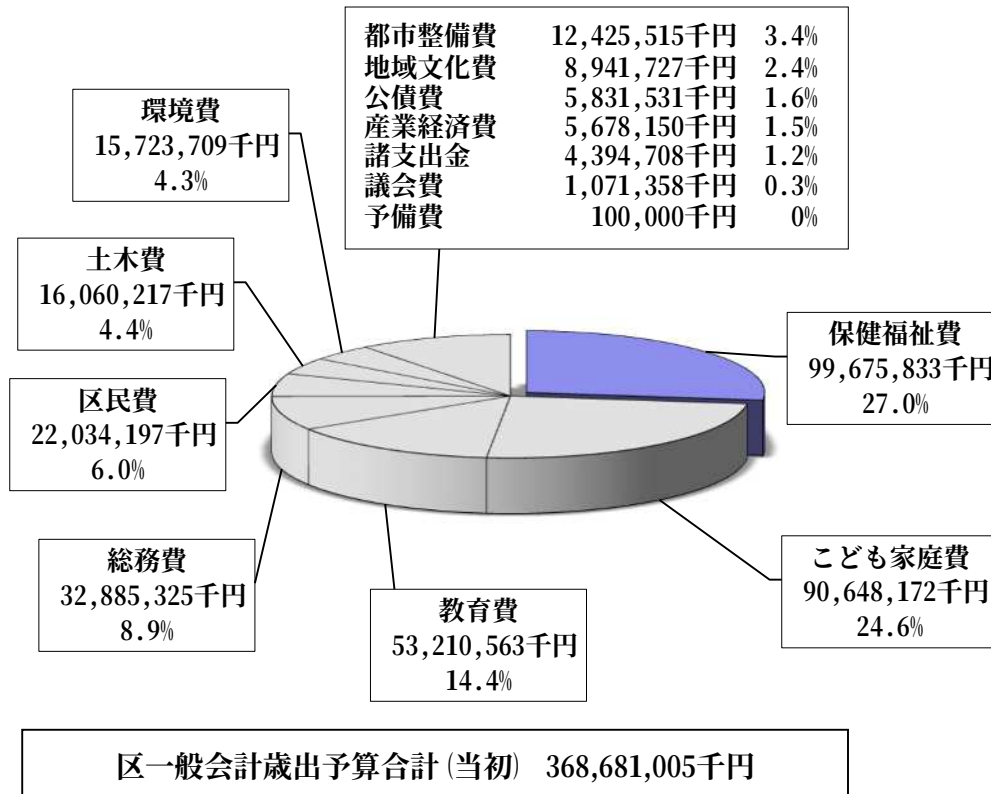
介護保険課	
管理係	1 介護保険の普及に関すること。 2 介護保険の不服審査に関すること。 3 介護保険事業の調整に関すること。 4 介護保険事業の予算、決算および会計に関すること。 5 介護保険の統計および調査に関すること。 6 介護保険の苦情および相談の取りまとめに関すること。 7 第三者評価支援に関すること。 8 課の庶務事務に関すること。 9 課内他の係に属しないこと。
事業者指定係	1 地域密着型サービス事業者等の指定に関すること。 2 居宅介護支援事業者等の指定に関すること。 3 基準該当事業者の登録に関すること。 4 指定サービス事業者等の情報に関すること。 5 地域包括ケア推進協議会に関すること（地域密着型サービスに関することに限る。）。 6 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業者の指定に関すること。
事業者運営推進係	1 居宅サービス計画等の適正指導に関すること。 2 運営推進会議に関すること。 3 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 4 介護事業者および介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業者への日常的な指導助言に関すること（他の部に属するものを除く。）。 5 介護給付調査員に関すること。
介護認定第一係	1 要介護認定申請に関すること。 2 要介護認定審査に関すること。 3 審査会委員に関すること。
介護認定第二係	1 要介護認定調査に関すること。 2 認定調査員に関すること。
給付係	1 介護保険の保険給付に関すること。 2 介護報酬および介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業に係るサービス費の支払に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 3 保険給付の不当利得に関すること。 4 負担割合証に関すること。 5 保険給付の一部負担金に関すること。 6 国民健康保険団体連合会の契約・支払に関すること。 7 高齢者自立支援住宅改修および用具事業に関すること。
介護システム係	1 介護保険システムの調整に関すること。 2 給付適正化事業の調整に関すること。 3 居宅サービス計画および介護予防サービス計画の届出に関すること。 4 国民健康保険団体連合会に関すること（契約・支払に関することを除く。）。
資格保険料係	1 被保険者の資格の取得および喪失に関すること。 2 被保険者証に関すること。 3 保険料の賦課に関すること。 4 保険料の収納に関すること。 5 保険料の証明に関すること。 6 保険料の還付および充当に関すること。 7 保険料の収納委託および受託に関すること。 8 保険料の滞納整理に関すること。 9 保険料の滞納処分に関すること。

第3章 福祉部・高齢施策担当部関係予算概況

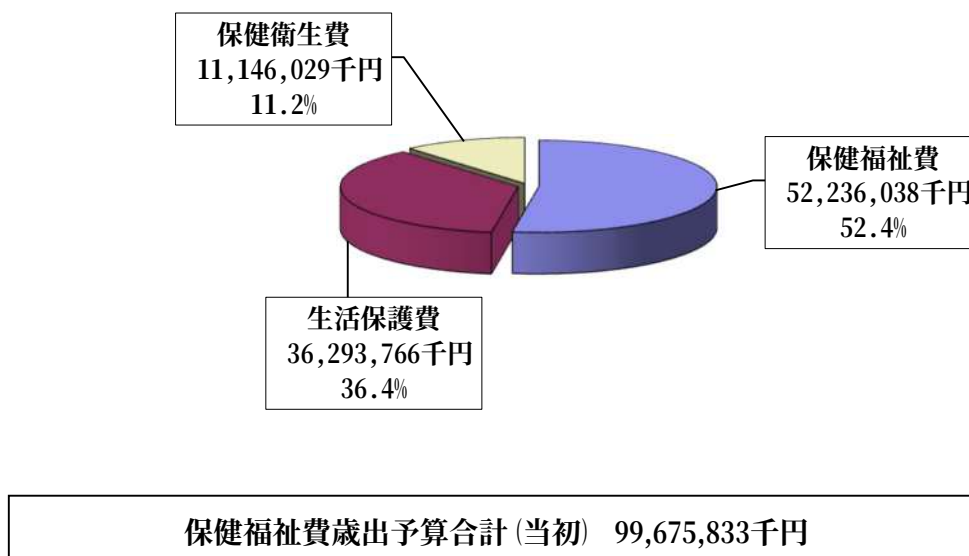
※比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入したので合計が合わない場合がある。

1 令和8年度歳出予算(当初)

(1) 一般会計に占める保健福祉費の割合

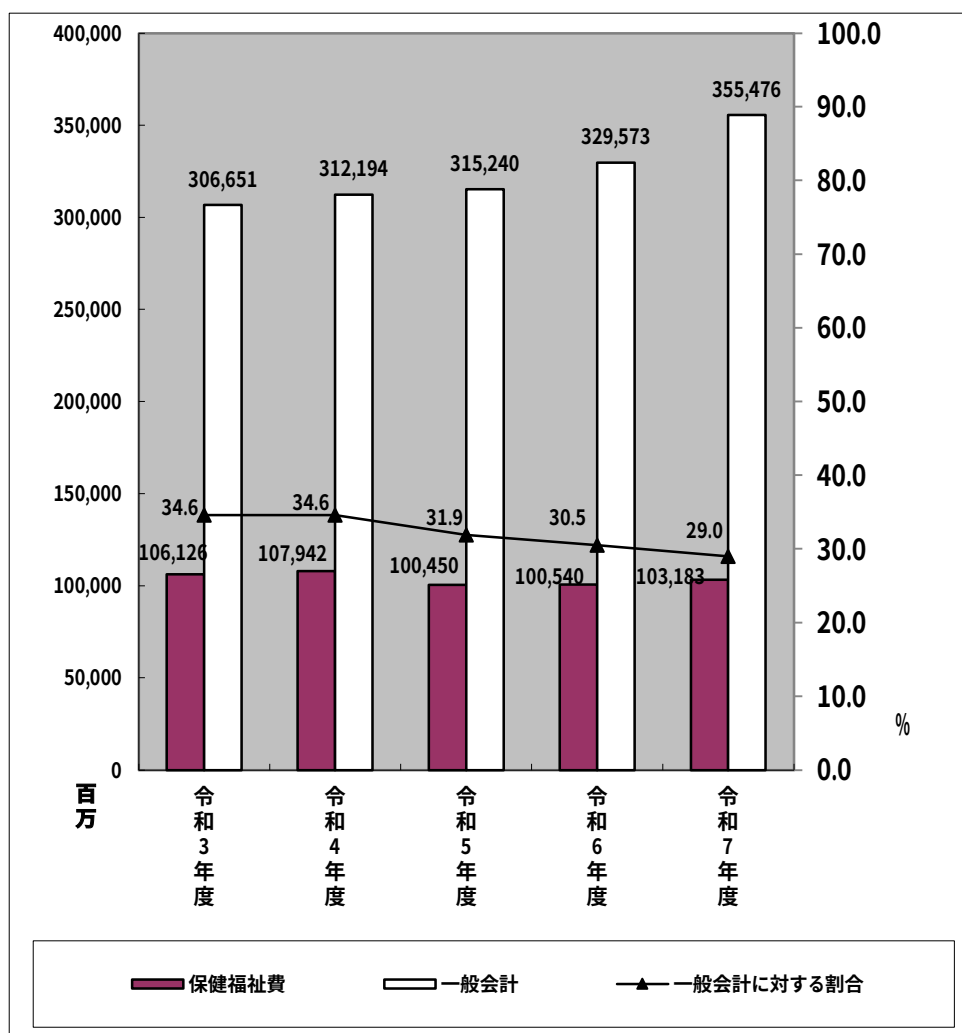


(2) 保健福祉費の内訳



2 一般会計に占める保健福祉費の推移(決算額)

※以下の決算額は百万円単位で表示し、十万円単位未満を四捨五入した。

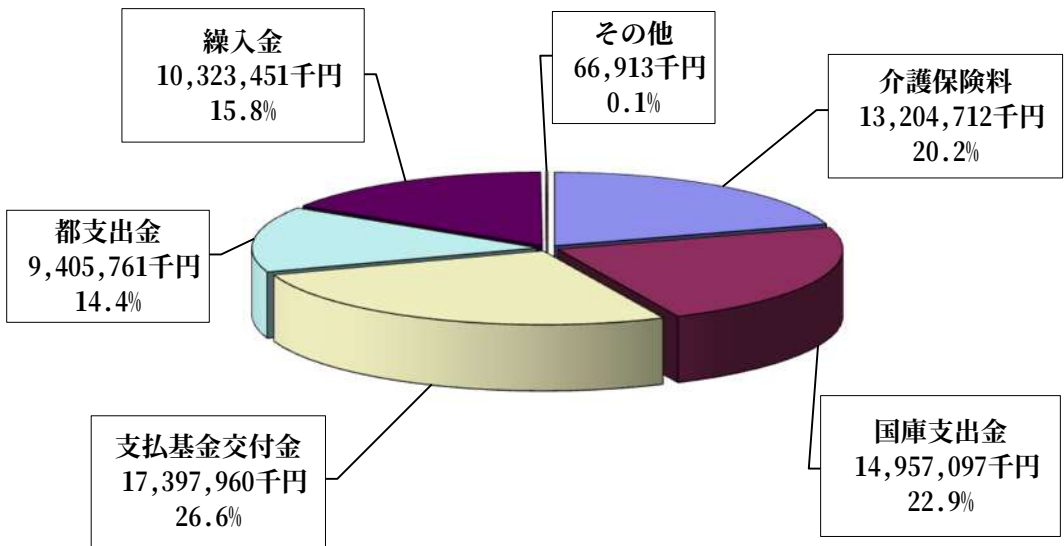


※ 保健福祉費の予算・決算額には、「ねりまの福祉」の内容に含まれていない
保健衛生関係の予算・決算額を含んでいる。

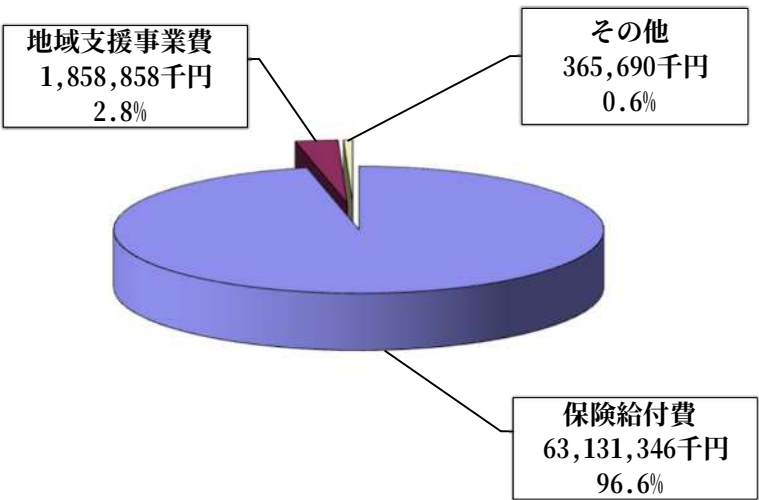
3 特別会計(令和8年度当初予算)

介護保険会計

【歳入】 65,355,894千円



【歳出】 65,355,894千円



II 福祉施策の体系

1 第3次みどりの風吹くまちビジョン

区は、平成27年3月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため、「みどりの風吹くまちビジョン」を策定した。平成30年6月には、区政を更に前に進めるため、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の3つの分野からなる「グランドデザイン構想」を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有した。

グランドデザイン構想の実現を目指し、新たな総合計画として平成31年3月に「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定した。令和4年3月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など社会情勢の変化に対応するため、令和4年度から5年度の2か年の取組を定める「第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン」を策定した。

グランドデザイン構想の実現に向けて、これまでの政策を着実に継続・発展させ、その上に立ち、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど区民生活をより豊かにする施策に更に力を入れていく必要がある。構想実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画として令和6年3月に「第3次みどりの風吹くまちビジョン」(以下「第3次ビジョン」という。)を策定した。第3次ビジョンは、グランドデザイン構想実現への道筋を示す基本計画と、具体的な実行計画であるアクションプランの2部構成としている。基本計画では「6つの施策の柱」を示し、アクションプランでは「23の戦略計画」、「年度別取組計画」と「財政フレーム」を明らかにしている。

■戦略計画(福祉施策に関連するもののみ掲載)

施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち

- 戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現
- 戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
- 戦略計画3 学齢期の子どもや若者の居場所の充実
- 戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- 戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進
- 戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

- 戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備
- 戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援
- 戦略計画9 民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進
- 戦略計画10 安心して医療が受けられる体制の整備

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

- 戦略計画12 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画 21 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

2 練馬区地域福祉計画(みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン)

(管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係)

少子高齢化の進行や家族形態、地域社会の変化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変わっている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域のつながりの希薄化に拍車をかけ、社会的な孤独・孤立の問題が顕在化している。こうした課題に対応する施策等を総合的に進めるため、令和7年3月に、練馬区地域福祉計画(みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン)(令和7年度から令和10年度)を策定した。

この計画は、第3次ビジョンに基づく個別計画であり、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画・重層的支援体制整備事業実施計画、練馬区福祉のまちづくり推進条例に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画、成年後見制度利用促進法に規定する成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進法に規定する地方再犯防止推進計画としても位置付けている。

策定に当たっては、区民や地域福祉活動に携わる個人・団体へのアンケート調査を実施するとともに、練馬区地域福祉計画推進委員会での意見や区民意見反映制度による区民意見の反映に努めた。

● 基本理念

誰もが安心して心豊かに暮らせるまち

● 基本方針

【共感】

人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させる。

【協働】

区、事業者および区民などが、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進する。

【安心】

区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行う。

● 計画の体系

「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」の実現を基本理念とし、その実現に向けた施策と事業(5施策45事業)で構成している。

- ① 区民との協働と地域の支え合いを推進する(8事業)
- ② 誰もが安心して生活できる環境を整える(17事業)
- ③ 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する(9事業※再掲6事業)
- ④ ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める(9事業)
- ⑤ 権利擁護が必要な方への支援を充実する(8事業)

3 練馬区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(障害者施策推進課 事業計画係)

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき策定する計画である。

練馬区障害者地域自立支援協議会の意見、障害者基礎調査結果、障害者団体等へのヒアリング結果および区民意見反映制度等を踏まえ、令和6年3月にビジョンを上位計画とする個別計画である練馬区障害者計画(一部改定)(令和3年度～令和8年度)・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定した。練馬区障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画では、「障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保」など、6つの総合的な施策を定め、障害者児施策の充実を図る。

● 基本理念

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる共生社会をめざす。

● 計画策定の視点

① あんしん

だれもが安心して暮らすことができるよう、必要な支援や仕組みを整備

② いきがい

いきがいをもって暮らし、その人らしく豊かな生活を送ることを支援

③ つながり

地域や関係機関などのネットワークを強化し、自立生活を支援

● 計画期間に進める施策の展開

① 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保

② 相談支援体制の強化

③ 就労支援の充実

④ 障害児の健やかな成長を支援

⑤ 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進

⑥ 保健・医療体制の充実

4 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(高齢社会対策課 計画係)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8および介護保険法第117条の規定に基づく法定の計画である。令和5年度に第8期計画(令和3年度から令和5年度)の見直しを行い、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度)を策定した。計画素案の段階で区民意見の募集を行い、計画への区民意見の反映に努めるとともに、区民や学識経験者等で構成される介護保険運営協議会の答申を踏まえ、計画を策定した。

計画は、ビジョンを上位計画とする高齢者福祉分野の個別計画であり、計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる令和8年度に見直しを行う。

● 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にする
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

● 目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進する。

● 施策

- ① 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進
- ② 高齢者を支える地域との協働の推進
- ③ 認知症高齢者への支援の充実
- ④ 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備
- ⑤ 介護保険施設等の整備と住まいの確保
- ⑥ 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進

● 取組

6つの施策を柱とする主な取組を明らかにしている。

III 事業概要

第1章 保健福祉総務

1 高齢者の生活ガイド(高齢社会対策課 計画係)

(1) 事業内容

区が実施している高齢者向けの保健・福祉サービスの概要をまとめたもので、区立施設等において無償配布している。

(2) 発行冊数

(単位：冊)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発行冊数	28,000	25,000	25,000	25,000	10,000

※ 令和6年度より3年に1回発行（令和7年度は令和6年度発行分を増刷）

2 障害者福祉のしおり(障害者施策推進課 管理係)

(1) 事業内容

障害者に関するさまざまな福祉施策・サービスを中心に概要をまとめたもので、区立施設等において無償配布している。

(2) 発行冊数

(単位：冊)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
墨字版	-	10,000	-	12,000	-
点字版	-	100	-	100	-
デージー版	-	150	-	150	-

※ 令和6年度より3年に1回発行

(障害福祉サービス事業所情報等を掲載した別冊版は半年に1回発行)

3 生活困窮者自立支援事業(生活福祉課 自立促進支援係、保護調整係)

生活困窮者自立支援法に基づく以下の事業を、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号。以下「改正法」という。)を踏まえ、実施する。

(1) 自立相談支援事業

ア 事業内容

生活困窮者からの相談に応じ、相談者が必要とする情報の提供や関係機関の紹介、支援プランの作成等により、相談者が抱える課題の解決に向けた支援を、相談窓口である「生活サポートセンター(練馬区社会福祉協議会に委託)」で実施している。また、石神井庁舎および石神井障害者地域生活支援センターにおいて月2回ずつ生活相談を実施している。令和6年4月からオンライン相談を開始した。

令和3年1月からは、生活保護に至る前の取り組みを強化するため、求人開拓、マッチング、職場定着を行う就労サポーターを配置している。また、令和7年4月から、不動産への同行や入居後の見守り支援などを行う住まいサポーターを配置するとともに、住宅確保要配慮者が区の事業等を通じて賃貸物件の契約を締結した場合に、家主への補助を実施している。

イ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談者数(人)	2,230	1,994	2,070	2,125	2,385
過年度継続 相談者数(人)	454	708	582	442	446
延べ相談件数(件)	26,143	26,677	26,498	27,802	26,125

(2) 住居確保給付金の支給

ア 事業内容

離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがあり、かつ、収入・資産が一定基準以下等の方に対し、家賃相当分を支給するとともに、就労支援等を実施している。

また改正法により住居確保給付金が拡充され、家計改善のため、低廉な家賃の住宅等への転居費用相当分の支給を開始した。

(7) 家賃相当分の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがあり、かつ、収入・資産が一定基準以下等の方に対し、原則3か月間(最長9か月間)家賃相当分を支給するとともに就労支援を行う。

a 支給額

毎月の賃貸住宅の賃料相当分(共益費・管理費・駐車場代等は除く)

▽上限額(月額)

①単身世帯	53,700 円
②2人の世帯	64,000 円
③3人～5人の世帯	69,800 円
④6人の世帯	75,000 円
⑤7人以上の世帯	83,800 円

b 支給期間

原則として3か月間。引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合や収入の増加がみられない場合は、3か月間を限度に支給期間を2回まで延長および再延長することができる。

(4) 転居費用相当分の支給

同一世帯に属する者の死亡や離職等により世帯収入が著しく減少し、経済的に困窮している世帯で、住居を失ったまたはそのおそれがあり、かつ、収入・資産が一定基準以下等の方に対し、低廉な家賃の住宅等への転居が必要であると認められる場合に、転居に要する費用を支給し、家計の改善に向けた支援を行う。

a 支給額

実際に転居に要する費用(敷金・家賃等は除く)とし、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額(これによりがたい場合は、厚生労働大臣が定める額)。

b 支給回数

支給は、原則として1世帯につき1回とする。

(ウ) 相談支援体制

生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関である生活サポートセンターに相談員を配置し、住居確保給付金（家賃相当分の支給および転居費用相当分の支給）に関する相談、申請書の受付および受給期間中の就労支援等を行う。

イ 事業実績

(7) 家賃相当分の支給

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	2,194	676	208	127	104

(イ) 転居費用相当分の支給(単位：人)

	令和7年度
受給者数	3

※ 住居確保給付金（転居費用相当分の支給）の対象とならない経費については、家計改善を目的とした区独自の給付金を支給している。

また、長期間にわたり困窮状態にあり、住居確保給付金（転居費用相当分の支給）の要件に該当しない者に対しては、区独自の転宅支援給付金を支給している。

家計改善（転宅時）給付金 (単位：人)

	令和7年度
受給者数	1

転宅支援給付金 (単位：人)

	令和7年度
受給者数	1

(3) 就労準備支援事業

ア 事業内容

就労サポート拠点「あすはステーション」では、ハローワークの雇用支援施策だけでは直ちに就職が困難な生活に困窮している方に対し、一般就労に向けた生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の社会訓練からの準備支援を行っている。なお生活保護受給者および生活困窮者を対象に実施する就労サポート事業と一体的に業務委託により実施している。

また、令和5年度より、ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所支援を実施している。あすはステーション練馬（練馬1丁目）に加え、令和7年7月に区内2か所目となるあすはステーション大泉（東大泉7丁目）を開設した。

イ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
					練馬	大泉(7月～)
就労準備支援事業利用者数	25	32	32	25	14	1
居場所支援利用者数	-	-	56	66	98	55

(4) 居住支援事業（シェルター事業）

ア 事業内容

一定の住居を持たない収入・資産が一定基準以下等の方に対し、最長6か月間、自立支援センターにおいて衣食住の提供と就労支援を行う。

この事業は、平成26年度までは、都区共同で路上生活者対策事業として実施してきたが、平成27年度以降は、生活困窮者自立支援法の事業として、引き続き都区共同事業として実施している。さらに、令和元年度からは、路上生活が長期化・高齢化した者に対し、支援付住宅への入居・生活指導・生活相談および専門相談等による地域生活移行支援を行う、支援付地域生活移行事業を実施している。

また、東京都が実施する住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業(TOKYO チャレンジネット)において提供される一時的な住まい(借上型住宅)を利用した一時生活支援も実施する。

なお、利用の受付等は各総合福祉事務所の相談係で行っている。

イ 事業実績(自立支援センターおよび支援付住宅の利用者数) (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	12	13	12	15	20

(5) 家計改善支援事業

ア 事業内容

家計のやりくりで課題を抱える生活に困窮している方からの相談に応じ、『家計表』を活用して家計状況を「見える化」し、家計再生に向けた計画を立てること等により、相談者自らが家計管理できるよう、家計再建に向けた支援を自立相談支援事業の窓口である「生活サポートセンター」で実施している。

イ 事業実績 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	15	11	15	21	25

(6) 子どもの学習・生活支援事業

ア 事業内容

福祉部では、生活保護受給世帯等で、家庭環境や学習面等での課題がある小・中・高校生、高校生年代の子どもを対象に個別訪問等支援、居場所支援、学習支援を実施している。居場所支援、学習支援の実施場所として、平成26年度に大泉地域に支援拠点「アンサンブル」を開設（令和5年度にアンサンブル大泉を石神井台6丁目に移転）、令和2年度から光が丘地域に支援拠点を開設した。

イ 事業実績〔福祉部事業分〕 ※重複利用あり (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	126	146	156	153	153
うち支援拠点実施事業					
・居場所支援(義務教育年代)	40	56	56	44	39
・居場所支援(高校年代)	43	52	58	50	47
・学習支援(中学生)	9	14	29	23	19
・学習支援(高校年代)	29	37	40	34	40

4 重層的支援体制整備事業(管理課 連携推進係)

(1) 多機関協働事業

ア 事業内容

子ども・子育て、高齢者介護、生活困窮、障害等の複合的な課題を抱える世帯に対しては、関係部署、関係機関が連携し、本人・家族に寄り添いながら、継続的に支援を行っている。

支援関係部署・機関同士の連携が困難なケースに対しては、連携推進コーディネーターが調整困難ケース検討会議の開催などにより、連携に向けた調整を行っている。

イ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総相談件数(件)	55	34	38	38	38
相談実件数 (要支援世帯数)(件)	31	26	30	30	33
調整困難ケース検討会議 開催数(回)	4	7	12	13	13

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業

ア 事業内容

複合的な課題を抱えながらも、支援につながらない世帯に対するアウトリーチ型の支援を行う。練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問等を行い、個々のニーズに応じて、他の支援関係機関等へつなぐ。

ひきこもり状態にある方など、社会との関わりが希薄な方に対しては、本人のニーズや状態にあった社会資源とのマッチングなど、社会参加に向けた支援を行う。

イ 事業実績

(単位：件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援関係機関等へつないだ件数	45	66	150
社会資源にマッチングした件数	19	31	107

※ 令和5年度新規事業

5 受験生チャレンジ支援貸付事業(生活福祉課 管理係)

(1) 事業内容

一定の所得以下の世帯を対象に、学習塾等の費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付ける制度である。貸付対象となる学校への入学など所定の要件が満たされ、免除申請の手続きを行うことにより、償還が免除される。

区では、総合福祉事務所(相談係)で相談を受け付け、その後の貸付手続きについては練馬区社会福祉協議会を通じて、資金の融資元である東京都社会福祉協議会への取次ぎを行っている。

※ 令和4年度から貸付対象となる世帯の収入基準額が緩和され、対象者が拡大された。

※ 令和7年度から貸付資金の上限額や貸付対象となる学校の範囲が拡充された。

【貸付資金の内容】

区 分	対 象	貸付限度額
学習塾等受講料貸付金	中学3年生・高校3年生	300,000 円

区 分	対 象	貸付限度額
受験料貸付金(高校受験料)	中学３年生	27,400 円
受験料貸付金(大学受験料)	高校３年生	120,000 円

(2) 事業実績 (単位：件)

	相談件数	受験生チャレンジ支援貸付事業		
		学習塾等 受講料貸付	受験料貸付	合計
令和３年度	1,899	145	146	291
令和４年度	2,907	244	258	502
令和５年度	3,070	256	278	534
令和６年度	3,198	230	253	483
令和７年度	3,936	312	324	636

6 社会福祉法人の認可および社会福祉連携推進法人の認定・福祉サービス指導検査

(1) 社会福祉法人の認可および社会福祉連携推進法人の認定・指導監査

(指導検査担当課 社会福祉法人係)

ア 事業内容

社会福祉法等に基づき、練馬区長が所轄庁となる社会福祉法人の設立認可や設立後に必要となる定款変更等の認可、届出受理、証明発行等の事務を行う。また、練馬区長が認定所轄庁となる社会福祉連携推進法人の認定や認定後に必要となる定款変更等の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定等の事務を行う。

適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、指導監査を行う。なお、指導監査には、原則３年に１回行う一般監査と法人運営等に重大な問題等があった場合に行う特別監査がある。また、所轄法人を対象に、法人経営の留意事項や関係法令の改正内容等について動画配信形式による説明会を開催している。

イ 所轄法人数

26 法人(令和８年４月１日現在)

ウ 事業実績

(7) 認可等の件数

(単位：件)

	法人設立認可	完了報告 寄附財産移転	定款変更認可	定款変更届	処分承認 基本財産	提供承認 基本財産担保	法人合併認可	法人解散認可	税額控除証明	計画承認 社会福祉充実	計画変更届 社会福祉充実
令和３年度	-	1	3	1	-	1	-	-	-	1	-
令和４年度	-	-	4	2	-	1	-	-	-	3	1
令和５年度	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1	-
令和６年度	-	-	6	-	-	-	-	-	-	1	-
令和７年度	-	-	7	-	-	-	-	-	1	2	-

(イ) 指導監査等の件数 (単位：法人)

	一般監査	特別監査	説明会※
令和3年度	8	1	26
令和4年度	12	-	26
令和5年度	7	-	26
令和6年度	8	-	26
令和7年度	11	-	26

※ 説明会の件数は、YouTube で配信した動画を視聴後にアンケートを提出した法人数。

(2) 障害福祉サービス事業者指導検査(指導検査担当課 障害福祉サービス検査係)

ア 事業内容

障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保および自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図るため、指導検査を行う。なお、指導検査には、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、動画配信等の方式により行う集団指導、事業所または施設において行う運営指導※および著しい不当を疑うに足りる理由がある場合等に行う監査がある。(※令和6年4月1日から実地指導は運営指導に名称変更)

イ 検査対象事業所数

707 事業所(令和8年4月1日現在)

ウ 事業実績 (単位：事業所)

	集団指導※1	実地(運営)指導	監査
令和3年度	622	60※2	-
令和4年度	681	91	-
令和5年度	673	97	-
令和6年度	681	100	-
令和7年度	784	84	-

※1 集団指導の件数は、YouTube で配信した動画を視聴後に受講確認書を提出した事業所数。

※2 令和3年度の実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、次年度に一部延期。

(3) 保育サービス事業者指導検査(指導検査担当課 保育サービス検査係)

ア 事業内容

保育サービス事業者の適正かつ円滑な運営および保育サービスの質の確保ならびに施設型給付費(委託費)、地域型保育給付費等の適正化を図るため、指導検査を行う。なお、指導検査には、指導の対象となる保育サービス事業者に対して、講習、動画配信等の方式により行う集団指導、施設において実地指導を行う一般指導検査および著しく適正を欠く運営が疑われる場合等に行う特別指導検査がある。

イ 検査対象施設数

301 施設 (令和8年4月1日現在)

ウ 事業実績 (単位：施設)

	集団指導※1	一般指導検査	特別指導検査
令和3年度	51	142※2	-

	集団指導※1	一般指導検査	特別指導検査
令和4年度	198	155	-
令和5年度	225	159	-
令和6年度	235	146	-
令和7年度	231	141	-

※1 集団指導の件数は、YouTubeで配信した動画を視聴後に受講確認書を提出した施設数。

※2 令和3年度の一般指導検査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、次年度に一部延期。

(4) 介護サービス事業者指導検査

(指導検査担当課 介護サービス検査第一係、介護サービス検査第二係)

ア 事業内容

介護給付費等対象サービスの質の確保と利用者保護、介護給付費等の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対して指導検査を行う。なお、指導には、指導の対象となる介護サービス事業者等に対し、動画配信等の方式により行う集団指導、事業所等において行う運営指導※および著しい運営基準違反が確認された場合等に行う監査がある。(※令和4年4月1日から実地指導は運営指導に名称変更)

イ 検査対象事業所数

709 事業所 (令和8年4月1日現在)

ウ 事業実績

(単位：事業所)

	集団指導※1	実地(運営)指導	監査
令和3年度	522	111※2	-
令和4年度	497	146※2	-
令和5年度	563	167	-
令和6年度	572	185	2
令和7年度	579	167	1

※1 集団指導の件数は、YouTubeで配信した動画を視聴後に受講確認書を提出した事業所数。

※2 令和3年度および令和4年度の実地(運営)指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、次年度に一部延期。

7 民生委員・児童委員(管理課 地域福祉係／総合福祉事務所 管理係)

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている方や高齢の方などの相談に応じている。任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

練馬区の民生・児童委員の身分は、東京都の特別職の地方公務員(非常勤)である。

民生・児童委員は区内20地区の民生児童委員協議会に分かれ、毎月(1月および8月を除く。)会合を開いて職務に関する連絡や各民生・児童委員に共通する問題に関して研究・討議を行っているほか、各種会合・研修を行っている。

民生・児童委員の主な職務は、担当区域内において、①生活保護②児童福祉③高齢者福祉④障害者福祉⑤ひとり親家庭の福祉等に関する調査、相談、支援を行うことである。

(2) 定数および委嘱の仕組み

ア 定数(民生委員法第4条)

定数は、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事が区市町村長の意見を聴いて、都道府県の条例で定める。(東京都民生委員定数条例)

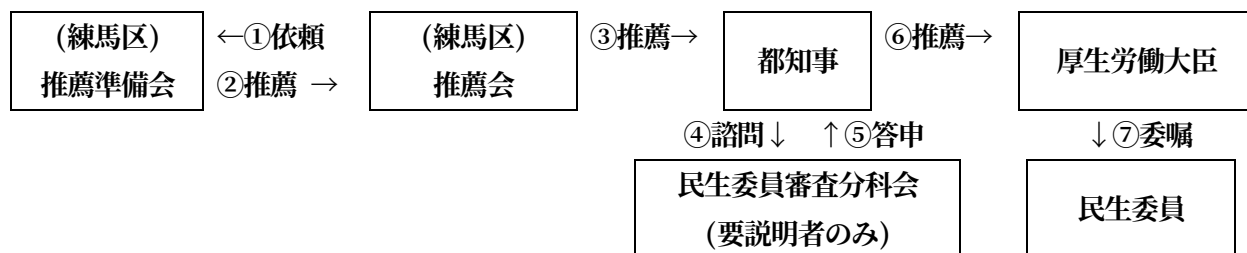
練馬区の民生・児童委員の定数(令和8年4月1日現在)は577名であり、そのうち40名は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」である。

イ 委嘱の仕組み(民生委員法第5条)

都道府県知事は、区市町村の民生委員推薦会から、社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した者として推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。

ウ 練馬区での推薦・委嘱手続きの流れ

推薦準備会・推薦会での推薦手続きを経て練馬区長が東京都知事に候補者の推薦を行い、更に東京都での手続きを経て厚生労働大臣から委嘱されることとなる。



(3) 練馬区民生児童委員協議会の地区および定数

地区名	定数(名)	区 域
豊玉	40(2)	豊玉上・豊玉中・豊玉北・豊玉南
練馬・中村	32(2)	練馬・中村・中村北・中村南
栄町・桜台	26(2)	栄町・桜台
旭丘・小竹・羽沢	23(2)	旭丘・小竹町・羽沢
向山・貫井	29(2)	向山・貫井
錦・北町	27(2)	錦・北町
氷川台・平和台・早宮	29(2)	氷川台・平和台・早宮
春日町・田柄	33(2)	春日町・田柄
光が丘	28(2)	光が丘
高松・旭町・土支田	34(2)	高松・旭町・土支田
富士見台・南田中	23(2)	富士見台・南田中
高野台・谷原・三原台	23(2)	高野台・谷原・三原台
石神井台	26(2)	石神井台
石神井町・下石神井	37(2)	石神井町・下石神井
上石神井	22(2)	上石神井・上石神井南町
関・立野	34(2)	関町北・関町南・関町東・立野町

地区名	定数(名)	区 域
東大泉	31(2)	東大泉
大泉町	24(2)	大泉町
西大泉・南大泉	34(2)	西大泉町・西大泉・南大泉
大泉学園	22(2)	大泉学園町
合 計	577(40)	

※ 定数には()の主任児童委員を含む。

(4) 民生・児童委員の会合・研修

会合・研修名	内 容
正副会長協議会	各地区から選出されている正副会長(60 名)が各地区協議会に先立ち共通の重要課題についての討議を行うとともに、各地区の連絡調整および資料・情報の収集を行う。
地区協議会	活動上必要な連絡調整・協議を行うために開催する。区からの連絡事項も併せて周知する。
部会別自主研修会	子育て支援・児童福祉・障がい福祉・生活福祉・高齢福祉の5部会に分かれ、それぞれテーマを定めて討議・見学等の研修を2年間にわたって行い、その成果を発表する。
職務研修会	活動に必要な理論・技術習得のため、都等の外部研修に参加する。

(5) 民生・児童委員協力員

民生・児童委員業務の増加・複雑化している現状にかんがみ、民生・児童委員の地域における活動に協力する人材を確保し、その活動を支援することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とし、東京都が実施する。任期は1年。(事業開始は、平成19年度)

協力員は東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱に基づき各協議会の推薦を受け区市町村長が東京都へ推薦し都知事が委嘱をする。練馬区民生・児童委員協力員の定数は60名。

8 社会福祉団体等の援護

(1) 練馬区社会福祉協議会(管理課 庶務係、地域福祉係)

ア 内容

社会福祉協議会は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

公共性の高い組織として、ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営、共同募金への協力、区の福祉事業の受託等の活動をしている。

理念は、「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を掲げている。

令和7年度に策定した「第6次地域福祉活動計画」は、「練馬区地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社会福祉協議会は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。

イ 組織

(7) 会員

(各年度末現在)

区 分	対 象	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
正会員(人)	個人：年会費 500 円以上	1,910	1,775	1,702	1,648	1,534
特別会員(人)	個人：年会費 3,000 円以上	588	549	567	525	483
団体会員(団体)	町会自治会、施設団体等 (年会費 5,000 円以上)	259	253	244	237	226
計			2,841	2,577	2,513	2,243

(イ) 役員等

区分	人数(人)	備 考
理事(執行機関)	17	会長 1 人、副会長 3 人、常務理事 1 人
監事(監査機関)	2	
評議員(議決機関)	21	

(ウ) 職員

(単位：人)

		常勤職員	非常勤職員	臨時職員	計
		事務局長 1			1
総務課		課長 1			1
	総務係	係長(再雇用)1 事務 9	事務 2	事務 3	15
	調整担当係	係長 (1) (総務課長兼務)			(1)
	生活福祉係	係長 1 事務 4	事務 5		10
経営課		課長 1			1
	経営企画係	係長 2 事務 1			3
就労支援課		課長 1			1
	白百合福祉作業所	所長 1 (サービス管理 責任者兼務) 事務 1 支援員 7 看護師 (契約職員) 1	支援員 4 嘱託医 1	作業員 1	16
	かたくり福祉作業所	所長 1 (サービス管理 責任者兼務) サービス管理	支援員 6 支援員(再雇用) 1	作業員 1	24

	常勤職員	非常勤職員	臨時職員	計
	責任者 1 事務 1 支援員 11	看護師 0 栄養士 1 嘱託医 1		
障害者就労支援センター レインボーワーク	所長 1 支援員 10	支援員 9	事務 2	22
地域福祉課	課長 1			1
練馬ボランティア・ 地域福祉推進センター	所長 1 事務 15	事務 6	事務 0	22
生活サポートセンター	所長 1 事務 13	事務 1	事務 1	16
地域生活支援課	課長 1			1
権利擁護センター ほっとサポートねりま	所長(再雇用)1 事務 13	事務 1	事務 1 生活支援員 38	54
豊玉障害者地域生活 支援センターきらら	所長 1 支援員 7	支援員 1	相談員 3	12
石神井障害者地域生活支 援センターういんぐ	所長 1 支援員 6	支援員 2	相談員 1	10
合計	118	41	51	210

ウ 事業の内容

(7) 広報啓発事業

広報紙、ホームページ、SNS 等を利用して社会福祉協議会の紹介、実施事業等の情報を広く住民に提供するとともに、地域福祉活動に対する理解と参加を得られるよう情報提供を行う。

(4) 各種資金の貸付

- ・生活福祉資金、総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活支援資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等の貸付事業を行っている。(東京都社会福祉協議会の委託事業)
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業(区委託事業)を行っている。
- ・私立高等学校等入学資金貸付事業の償還事務を行っている。(区補助事業)
- ・法外援護緊急たすけあい事業、社会復帰支援資金の貸付事業を行っている。

(9) 助成事業

地域の民間福祉施設・団体が行う様々な活動を積極的に支援するため、助成や他団体助成の推薦などを行っている。

(エ) 赤い羽根共同募金

東京都共同募金会の協力組織として民生児童委員協議会、町会連合会、社会福祉協議会の3者が練馬地区協力会を構成し赤い羽根共同募金運動への協力を行っている。

(オ) 歳末たすけあい運動募金

民生児童委員協議会、町会連合会、社会福祉協議会の3者が共催し、区内各種団体及び住民の協力と理解のもと共同募金の一環として実施している。福祉ニーズを持つ世帯の小学校入学児童

ヘラドセル配付、区内施設団体等に地域福祉を展開するための活動費や、地域福祉推進事業費として配分する。

(カ) 練馬ボランティア・地域福祉推進センター

練馬ボランティア・地域福祉推進センター及び各コーナー(光が丘・大泉・関町)を設置し、ボランティアや団体運営等の相談窓口を運営するとともに、地域福祉コーディネーターとして地域に出向き、住民や団体と顔の見える関係を築きながら地域のネットワーク形成や住民の地域活動を推進する事業を行っている。(区補助事業)

また、ひきこもりや若者ケアラー等、複合的な地域生活課題に関する相談支援事業を関係機関と連携して行っている。(区委託事業)

(キ) 白百合福祉作業所(就労継続支援 B 型事業・生活介護事業)

就労継続支援 B 型事業は、主に知的障害があるため一般の職場に就職が困難な方々に、作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立支援を行っている。

生活介護事業は高齢化や重度化に伴い緩やかな作業所生活を希望する方々に、その人らしい地域生活が送れることを目的として、個々の状況に合わせた作業やプログラム、介護や送迎の提供などの支援を行っている。(区補助事業)

(ク) かたくり福祉作業所(就労継続支援 B 型事業・就労移行支援事業・就労定着支援事業)

就労継続支援 B 型事業は、主に知的障害がある人を対象に、働く場を提供するとともに活動の機会の提供や生活及び作業支援を行い、自立を図るための支援を行っている。就労移行支援事業は、企業で働くことを希望する障害者に対し、活動の機会や作業の提供等、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な支援を行っている。就労定着支援事業は雇用された企業などで就労の継続を図るため、日常生活または社会生活上の相談に応じ、企業・事業所や関係機関との連絡調整を行うなど一定期間支援を行っている。(指定管理者)

(ケ) 豊玉障害者地域生活支援センターきらら

障害のある人たちが地域で孤立せず、安心して自分らしく生き生きとした生活を送れるように一緒に考え支援するために、相談支援事業、地域活動支援センター事業、計画相談支援事業(指定特定、指定一般)、基幹相談支援センター事業を行っている。(指定管理者)

(コ) 石神井障害者地域生活支援センターういんぐ

障害のある人たちが地域で孤立せず、安心して自分らしく生き生きとした生活を送れるように一緒に考え支援するために、相談支援事業、地域活動支援センター事業、計画相談支援事業(指定特定、指定一般)、基幹相談支援センター事業を行っている。(指定管理者)

(サ) 権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

高齢や障害等のために支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択し、自分の意思や希望を叶えながら、地域で安心して生活を送ることを目的に、福祉サービスや制度の情報提供を行い、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談や支援事業を行っている。

令和 2 年 4 月から成年後見制度利用促進に係る中核機関として、成年後見制度の周知・啓発、地域連携ネットワークの構築なども行っている。(区委託事業)

適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや支払い、日常の金銭管理などをサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。令和 2 年 4 月から練馬区社会福祉協議会による法人後見事業を開始した。(区補助事業)

また、令和6年6月より終活相談窓口を開設し、令和8年4月から、身寄りがなくても安心して最期まで過ごせるよう、見守りや死後事務、入退院のサポートなどを行う高齢者等終身サポート事業（そなえ・あんしん365）を開始した。（区補助事業）

併せて、高齢者等が「もしもの時」に、必要な情報を警察や消防、予め登録した人等に伝えられるようにするため、終活情報登録事業を開始した。（区委託事業）

(シ) 生活サポートセンター

経済的な困りごとや社会的孤立など、生活をしていく上での様々な課題を相談者と一緒に整理し解決するための相談支援を行っている。（「生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業 および家計改善支援事業」区委託事業）

(ス) 障害者就労支援センター「レインボーワーク」

練馬区在住の障害のある人を対象に、就労や生活に関する相談、助言、情報提供等を行い、安心して働き続けられるよう支援するとともに、障害のある人の雇用を検討している企業などに対し、相談や情報提供等を通して障害者雇用の普及啓発を図る。また、区内の障害者就労支援事業所とのさらなる連携により、障害者就労支援の充実と障害のある人の就労を通じた地域の活性化を図る。（区補助事業）

(2) 社会福祉団体

（管理課 地域福祉係／障害者施策推進課 管理係／生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

ア 事業概要

福祉の向上を目的として、区内の社会福祉団体等に対し、事業経費の一部を補助する事業を行っている。

イ 対象団体(予算書順)

団体名	代表者名	活動内容
練馬区保護司会	小西 繁行	
		保護司会は、社会奉仕の精神をもって、主として非行少年や犯罪者の保護観察を担当するとともに、犯罪の予防を図るため、世論の啓発指導に努め地域環境の改善活動等地域社会の浄化を図ることを使命としている。 保護観察所長の推薦した社会的に信望のある篤志家のうちから保護司選考会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱するもので、任期は2年。令和8年4月1日現在、区には85名(定数146名)の保護司がいる。 区では、保護司会活動に係る事務費・分担金・事業費等の一部を補助している。
練馬区更生保護女性会	川端 法子	
		地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的としている。 区では、更生保護女性会活動に係る事務費・分担金・事業費等の一部を補助している。
練馬区ひとり親福祉連合会	持田 貴之	
		ひとり親家庭等の親睦や、デイキャンプなどの体験学習、生活の向上を図るための啓発事業を行っている。

団体名	代表者名	活動内容
練馬手をつなぐ親の会	森山 瑞江	知的・発達障害者(児)が、安心して地域で自立した生活を継続できるよう、知的・発達障害者(児)の権利を守り、その福祉と教育の向上を図ることを目的としている。
練馬区視覚障害者福祉協会	的野 碩郎	会員の互助、親睦および福祉の増進を図ることを目的としている。
練馬区肢体不自由児者と父母の会	森 昌也	地域で障害(児)者が生活しやすい環境作りや福祉の向上を目指し、会員相互の研修を中心に親睦、相談等の活動を行っている。
練馬区聴覚障害者協会	城戸 秀福	区内の聴覚障害者の生活の安定を確保し、教養を高め、親睦に務め、社会への完全参加の実現を目的としている。
被爆者練馬の会	綿平 敬三	被爆者が団結し協力して、医療、生活その他の諸問題解決と親睦を図ることを目的としている。
NPO 法人練馬精神保健福祉会	轡田 英夫	精神障害に関する教育啓発事業を通して、一般市民の精神保健福祉における意識の向上を目指し、ノーマライゼーション等の実現を図ると共に、障害者支援事業を通して、精神障害者の福祉向上や自立支援を行い、精神障害者を持つ家族に対しては、家族支援事業として自助活動、学習支援、情報提供を行うことを目的としている。
練馬区重症心身障害児(者)を守る会	山岸 由香里	重症心身障害児者の父母またはそれに代わる者が協力して助け合い、重症心身障害児者の福祉の増進を図ることを目的としている。
練馬区障害者団体連合会	城戸 秀福	障害者団体が相互に連携し、協力しあうことにより、障害者福祉の向上を図ることを目的としている。
日本ダウン症協会東京練馬支部ちゅうりっぷの会	米村 和恵	ダウン症候群児・者の療育の充実、ならびに地域社会環境の充実、会員相互の親睦を目的としている。
障害児者の放課後と余暇を豊かにする会	古泉 猛	障害のある子どもたちが、放課後や余暇に地域の中で活動することで、社会的経験や人間関係を広げていくことを主な目的としている。

9 原爆被爆者・戦争犠牲者等

(1) 原爆被爆者見舞金(障害者施策推進課 管理係)

ア 事業内容

各年度の8月1日現在、練馬区に住所を有し、原爆被爆者健康手帳を所持する方を対象に、年額

12,500 円を支給している。この制度は昭和 52 年に発足した。

イ 事業実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支給人数(人)	259	247	229	209	189
支給金額(千円)	3,238	3,088	2,863	2,613	2,363

(2) 戦争犠牲者の援護(管理課 地域福祉係)

ア 事業概要

昭和 27 年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、戦傷病者に対しては傷害年金、戦没者等の遺族には弔慰金、遺族年金、遺族給与金が支給されることになった。その後、数次にわたり改正が行われ、支給要件の緩和等の措置がとられた。

イ 事務の種類

(7) 戦没者叙位叙勲発令者および定例未伝達者叙位叙勲決定者への伝達

太平洋戦争で戦没された軍人・軍属に対する叙位叙勲の業務は、昭和 39 年 1 月 7 日付で閣議決定され再開された。区では国から送付された賞賜物件等を伝達している。

(4) 普通恩給・一時恩給・一時金・傷病賜金(時効は 7 年)の受付、進達事務

恩給法に基づく普通恩給・一時恩給・一時金・傷病賜金の請求用紙の交付を行い、受付・進達は退職当時の本籍が東京都の方のみ行っている。

(9) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(時効は 3 年)の受付、進達、交付事務

障害の程度が特別項症～第 5 款症の戦傷病者等の妻に支給。

(エ) 戦没者の父母等に対する特別給付金(時効は 3 年)の受付、進達、交付事務

公務扶助料、遺族年金等を受ける権利のある戦没者の父母、祖父母で戦没者の戦没時に同じ氏を名乗る子も孫もない方で、現在も氏を同じくする自然血族の子も孫も持たなかった方に支給。

(オ) 戦没者等の妻に対する特別給付金(時効は 3 年)の受付、進達、交付事務

満州事変以後に戦没した方の妻で、公務扶助料、遺族年金等を受ける権利のある方に支給。

(カ) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(時効は 3 年)の受付、進達、交付事務

満州事変以後に戦傷死または勤務関連傷病死をされた旧軍人軍属、準軍属などの遺族で一定の要件を満たす方に支給。

(キ) 引揚者の特別交付金・引揚者給付金の受付・進達・交付事務

一定の要件を満たし引揚者として認定された方に支給。

(ク) 国債の担保貸付・買上償還にかかる証明書等の発行事務

次の法律により交付された国債を一定の条件のもとに担保貸付・買上償還にかかる証明書等の発行を行っている。

- ① 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
- ② 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
- ③ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
- ④ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
- ⑤ 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律

(ケ) 慰霊巡拝

戦没者の遺族に対する「戦没地への墓参事業」への参加受付事務

ウ 事業実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(7) 叙位叙勲伝達	-	-	-	-	-
(イ) 恩給等	-	-	-	-	-
(ウ) 特別給付金(戦傷病者等の妻)	5	-	1	-	-
(エ) 特別給付金(戦没者の父母等)	-	-	-	-	-
(オ) 特別給付金(戦没者等の妻)	-	-	10	-	1
(カ) 特別弔慰金(戦没者等の遺族)	159	109	1	-	1104
(キ) 特別交付金・引揚者給付金	-	-	-	-	-
(ク) 担保貸付・買上償還	2	-	-	-	-
(ケ) 慰霊巡拝	-	-	-	-	-

10 行旅死亡人等(生活福祉課 管理係)

(1) 行旅死亡人等の取扱い

ア 事業内容

引取者がなく氏名等が不詳の死亡人(行旅死亡人)もしくは氏名等は判明しているが引取者のない死亡人(墓地埋葬法第9条第1項適用の死亡人)が区内で発生した場合に、区において火葬し、遺骨および遺留金品を保管する(親族等が判明した場合には引取りを依頼する)。また、行旅死亡人の場合は、その旨を官報に公告し、合わせて公示する。

イ 事業実績

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
取扱件数	52	64	66	68	62

(2) 行旅病人の取扱い

ア 事業内容

旅行中に病気等で歩行困難になり、入院治療を要する状態に陥りながら、治療の道がない短期滞在外国人および不法滞在外国人の救護を行う。ただし、居住地のある場合や就労している場合は対象外。生活保護の対象とならない行旅病人の救護として平成4年6月から再開。

イ 事業実績

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
取扱件数	-	-	-	-	-

11 各種貸付

(1) 応急小口資金(総合福祉事務所 相談係)

ア 事業内容

災害などによる住宅・家財の被害や、病気・けがなどで資金が急に必要となり、その費用の調達が困難な方に小口資金として貸し付ける制度である。

イ 貸付内容

	貸付限度額(世帯)	償還方法
一般貸付	20 万円	1 か月据え置き後
特別貸付	転居 30 万円	20 万円までは 20 か月以内均等月賦償還
	災害 40 万円	40 万円までは 40 か月以内均等月賦償還
	医療 60 万円	60 万円までは 60 か月以内均等月賦償還

ウ 事業実績

応急小口資金貸付状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付件数(件)	85	84	73	40	31
貸付金額(千円)	10,648	10,610	8,910	4,864	4,270

(2) 高等学校進学準備資金(総合福祉事務所 管理係)

ア 事業内容

生活保護法による保護を受けている世帯に高等学校進学者がいる場合、その世帯主に資金を貸し付け、その世帯の自立更生を図ることを目的としている。

貸付金は高等学校進学者 1 名につき 7 万円を限度とし、無利子で貸付の翌々月から 20 か月均等月賦償還である。

イ 事業実績

高等学校進学準備資金貸付状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付件数(件)	10	7	3	4	1
貸付金額(千円)	485	381	183	192	64

(3) 女性福祉資金(総合福祉事務所 相談係)

ア 事業内容

配偶者のいない女性等が経済的に自立し、社会的に安定した生活をするための資金を貸し付ける。

イ 事業実績

女性福祉資金貸付状況

(貸付金額単位：千円)

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	1	840	3	2,298	3	3,618	3	3,125	2	1,384
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	1	216	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	840	3	2,298	4	3,834	3	3,125	2	1,384

(4) 高齢者および心身障害者の入院資金(総合福祉事務所 相談係)

ア 事業内容

高齢者および心身障害者の方が、医療機関に入院し、療養に要する費用(差額ベッド、おむつ代、医療費等)の支払いが困難な場合に貸し付けを行う。貸付限度額は 120 万円・無利子で、退院後 2 か月間据え置き、3 か月目から貸付額に応じた均等月賦償還となっている。

イ 事業実績

高齢者および心身障害者の入院資金貸付状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付延べ件数(件)	44 件	12 件	15 件	14 件	6 件
貸付金額(千円)	4,990 千円	1,290 千円	2,660 千円	1,710 千円	670 千円

(5) 母子及び父子福祉資金(総合福祉事務所 相談係)

ア 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父等で、20 歳未満の児童を扶養している方に対して、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、また扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、各種の必要資金を貸し付けている。

イ 事業実績

母子及び父子福祉資金貸付状況

(貸付金額単位：千円)

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	98	67,613	66	44,097	56	38,887	53	34,942	56	36,279
技能習得資金	1	744	1	408	0	0	0	0	1	792
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	2	1,065	0	0	0	0	1	228
住宅資金	0	0	0	0	1	1,500	0	0	0	0
転宅資金	2	520	2	356	1	260	0	0	1	260
就学支度資金	12	2,843	5	1,496	10	3,028	12	3,553	11	3,862

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	113	71,720	76	47,422	68	43,675	65	38,495	70	41,421

12 練馬区社会福祉事業団

(管理課 ひと・まちづくり推進係／高齢社会対策課 管理係、区立施設運営係)

(1) 内容

(福)練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区の外郭団体として設立した社会福祉法人である。

令和8年4月現在、指定管理者として、デイサービスセンター5施設、はつらつセンター3施設を運営管理している。区の委託事業として、地域包括支援センター9施設、敬老館等を運営し、介護予防支援事業を実施するほか、練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、介護および障害福祉サービス従事者の確保・育成・定着を支援する事業を実施している。

また、平成23年4月に民営化した旧区立特別養護老人ホーム(デイサービスセンター併設)を運営するほか、平成25年5月に同法人が初めて建設した上石神井特別養護老人ホームを開設し、平成26年12月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設し運営している。

(2) 組織(令和8年4月1日現在)

ア 役員(理事10名、監事2名、評議員11名)

イ 職員871名(常勤職員438名、非常勤職員433名)

(3) 主な事業の内容

ア 特別養護老人ホームの運営

介護保険施設であり、要介護認定(原則要介護3以上)を受けた高齢者対象の入所施設を運営している。

イ デイサービスセンターの運営

介護保険施設であり、要支援・要介護認定者および総合事業対象者を対象とした通所施設を運営している。介護保険サービス以外に、練馬区からの委託による介護学べるサロンを実施している。

ウ 都市型軽費老人ホームの運営

身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある施設を運営している。

エ 地域包括支援センターの運営

高齢者福祉の総合相談、高齢者権利擁護、介護支援専門員の支援、介護予防ケアプラン・ケアマネジメントの作成、関係機関との調整等を行っている。

オ 訪問介護事業の運営

高齢者や障害者の家庭へホームヘルパーを派遣する事業等を運営している。

カ 居宅介護支援事業の運営

介護保険制度のサービスを希望される方に適切なサービスが提供できるよう、介護支援専門員がケアプランの作成や要介護認定申請の代行などを行っている。

キ はつらつセンターの運営

区内在住の 60 歳以上の高齢者を対象に、健康と教養および福祉の向上を図る事業を行っている。

ク 敬老館の運営

区内在住の 60 歳以上の高齢者を対象に、教養と娯楽の提供および健康増進に関する事業を行っている。

ケ 練馬福祉人材育成・研修センターの運営

介護サービスおよび障害福祉サービス従事者の確保、育成および職場への定着を支援し、区民に対するサービスの質の向上と安定的なサービス提供の確保を図ることを目的とし、以下の 3 事業を実施している。令和 4 年 4 月に練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合した。

- ①人材育成事業(研修)
- ②人材確保事業(就職セミナー、就職相談・面接会)
- ③人材定着事業(メンタルヘルス等の相談窓口)

(4) 運営施設と主な事業

施設名	併設施設	施設開設日	現在の運営形態での運営開始日	現在の運営形態
関町特別養護老人ホーム		平成 5 年 6 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	自主事業
	デイサービスセンター	平成 5 年 6 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	自主事業
	居宅介護支援事業所	平成 11 年 10 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
	訪問介護支援事業所	平成 9 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
富士見台特別養護老人ホーム		平成 6 年 6 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	自主事業
	デイサービスセンター	平成 6 年 6 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	自主事業
	居宅介護支援事業所	平成 11 年 10 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
	訪問介護支援事業所	平成 14 年 12 月 1 日	平成 14 年 12 月 1 日	自主事業
大泉特別養護老人ホーム		平成 11 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	自主事業
	デイサービスセンター	平成 11 年 5 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	自主事業
	居宅介護支援事業所	平成 11 年 11 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
	訪問介護支援事業所	平成 11 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
田柄特別養護老人ホーム		平成元年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	自主事業
	デイサービスセンター	平成元年 6 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	自主事業
	居宅介護支援事業所	平成 11 年 10 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
	訪問介護支援事業所	平成 8 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
	地域包括支援センター	平成 7 年 5 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
上石神井特別養護老人ホーム		平成 25 年 5 月 1 日	平成 25 年 5 月 1 日	自主事業
都市型軽費老人ホーム橋戸の丘		平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日	自主事業
土支田デイサービスセンター		平成 5 年 6 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	指定管理

施設名	併設施設	施設開設日	現在の運営形態での運営開始日	現在の運営形態
	豊玉デイサービスセンター	平成 6 年 1 月 17 日	平成 18 年 4 月 1 日	指定管理
	地域包括支援センター	平成 12 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	高松デイサービスセンター	平成 6 年 6 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	指定管理
	居宅介護支援事業所	平成 12 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
	練馬デイサービスセンター	平成 8 年 10 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	指定管理
	地域包括支援センター	平成 12 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	錦デイサービスセンター	平成 10 年 3 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	指定管理
	居宅介護支援事業所	平成 12 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
	光が丘区民ホール	平成元年 7 月 3 日	平成 23 年 4 月 1 日	指定管理
	はつらつセンター光が丘	平成元年 7 月 3 日	平成 18 年 4 月 1 日	指定管理
	光が丘居宅介護支援事業所	平成 12 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	自主事業
	光が丘地域包括支援センター	平成 11 年 10 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	大泉北敬老館	昭和 45 年 12 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	西大泉敬老館	昭和 52 年 5 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	三原台敬老館	昭和 53 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	はつらつセンター大泉	平成 29 年 4 月 20 日	平成 29 年 4 月 20 日	指定管理
	練馬区役所地域包括支援センター	平成 21 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	北町地域包括支援センター	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	高野台地域包括支援センター	平成 14 年 1 月 4 日	平成 30 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	光が丘南地域包括支援センター	令和 3 年 3 月 22 日	令和 3 年 3 月 22 日	練馬区委託事業
	関区民ホール	平成 7 年 10 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日	指定管理
	関町地域包括支援センター	平成 8 年 5 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	練馬区委託事業
	はつらつセンター関	平成 7 年 10 月 2 日	令和 3 年 4 月 1 日	指定管理
	練馬福祉人材育成・研修センター	平成 21 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日	練馬区委託事業

※ 地域包括支援センターの施設開設日等は、在宅介護支援センターおよび高齢者相談センター(同支所)としての運営期間を含む。

※ はつらつセンターの施設開設日等は、高齢者センターとしての運営期間を含む。

※ 練馬福祉人材育成・研修センターの施設開設日等は、練馬介護人材育成・研修センターとしての運営期間を含む。

13 成年後見制度利用支援

(管理課 地域福祉係／総合福祉事務所 高齢者支援係、障害者支援係、知的障害者担当係長)

(1) 事業内容

認知症高齢者、知的障害者および精神障害者など判断能力が不十分な者は、自分ひとりで財産の

管理や契約などの法律行為をすることが困難である。成年後見制度とは、このような判断能力が不十分な者(本人)や親族が家庭裁判所に申立てを行い、裁判所が後見人等を選ぶ制度である。裁判所に選ばれた後見人等が、本人の判断能力を補い、権利を守る。本人の判断能力の程度により、補助、保佐、後見に分かれており、後見人等に与えられる権限の範囲も異なる。

身寄りのない人などのために区市町村長に法定後見開始の審判申立権が与えられており、練馬区においても平成 14 年度から実施している。

近年、成年後見制度の利用を必要としている者が急増しており、利用支援が急務となっている。練馬区では、平成 19 年 11 月から区長申立てをした者の中で、資力がない等の理由により後見人等に支払う報酬費用を負担することが困難な者への支援として、区長が被後見人(本人)に代わって、後見人等に報酬を支払う後見人等報酬費用助成制度を創設した。平成 30 年 4 月から助成対象について、区長申立てに限らず、親族・本人等の申立ての場合にも拡大した。また、令和 6 年 4 月から、監督人も助成対象とした。

(2) 事業実績

練馬区の区長申立件数

(単位：件)

	区長申立て件数			
	合計	認知症	知的	精神
令和 3 年度	82	74	5	3
令和 4 年度	59	52	4	3
令和 5 年度	73	68	2	3
令和 6 年度	92	80	8	4
令和 7 年度	90	76	12	2

後見人等報酬費用助成件数

(単位：件)

	助成件数	備考
令和 3 年度	65	区長申立 37、区長申立以外 28
令和 4 年度	75	区長申立 34、区長申立以外 41
令和 5 年度	88	区長申立 50、区長申立以外 38
令和 6 年度	87	区長申立 40、区長申立以外 47
令和 7 年度	90	区長申立 39、区長申立以外 51

※ 平成 30 年度から、施設入所者・在宅生活者にかかわらず、助成金額上限を統一した。

14 権利擁護センター(管理課 地域福祉係)

(1) 権利擁護センターの事業内容

区と練馬区社会福祉協議会が、高齢や障害のため福祉サービスの利用や財産管理が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、平成 17 年 1 月に開設した。福祉サービスの利用手続きの支援、成年後見制度の利用支援などを行っている。平成 19 年 1 月に、区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

また、令和 2 年 4 月から、成年後見制度の利用を促進するため、区が中核機関を設置し、運営を権利擁護センターに委託している。

(2) 中核機関の業務

ア 相談および利用支援

成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度の利用が必要な場合については、適切に利用できるよう、手続の説明や助言等の申立支援および成年後見人等の支援を行う。

イ 広報および周知・普及啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会の開催等、制度に関する幅広い広報および周知・普及啓発を行う。

ウ 地域連携ネットワークの構築

身近な地域で成年後見制度に携わる関係者が連携して支援が必要な方を支える体制を構築するため、地域包括支援センター、福祉事務所、保健相談所等の関係機関と、弁護士、司法書士等の専門職等が参加する検討支援会議を開催し、事例検討や後見人候補者のマッチング等を行う。

＜事業実績＞検討支援会議(令和2年度から開始)

(単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	12	12	12	12	12

エ 市民後見人の養成・活動支援

後見業務を行う意欲のある区民が市民後見人として活動できるよう、養成事業を実施するとともに、市民後見人候補者の登録、受任調整および活動支援等を行う。受任ケースについては、練馬区社会福祉協議会が法人として後見監督人を受任している。

＜事業実績＞後見監督人 受任件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	10	11	11	10	8

オ 親族後見人の支援

親族後見人に対し、個別相談支援を行うとともに、成年後見制度に関する情報提供および相談窓口の周知普及を図るため、広報誌を発行する。

カ 協議会の開催

中核機関が円滑で適正な運営を図り、事業の透明性・公平性を確保するため、協議会を設置し、運営・活動方針、事業計画等について意見交換、協議を行う。

(3) 福祉サービス利用援助事業

適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや支払い、日常の金銭管理などをサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

＜事業実績＞

地域福祉権利擁護事業利用者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	161	163	161	170	180

財産保全・手続き代行サービス利用者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	29	30	28	25	21

(4) 法人後見事業

後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、令和2年4月から練馬区社会福祉協議会による法人後見事業を実施している。

<事業実績>

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	2	4	4	3	2

15 保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関)(指導検査担当課 社会福祉法人係)

(1) 事業内容

区や民間事業者が行う高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立てを受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明を行う区長の附属機関を平成15年6月に設置した。苦情調整委員(弁護士等学識経験者)3人と専門相談員2人で構成されている。

(2) 事業実績

※ 「高齢者」には「介護保険」も含む

(単位：件)

申立内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者	4	6	4	4	5
障害者	2	2	3	4	1
生活保護	1	0	0	0	1
子ども	1	1	1	0	1
その他	0	0	0	0	1
合 計	8	9	8	8	9

16 福祉サービス第三者評価受審支援(介護保険課 管理係)

(1) 事業内容

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)および「練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例」(平成24年12月25日条例第58号)により、認知症対応型共同生活介護事業者は、外部評価(福祉サービス第三者評価)または運営推進会議における評価を受けなければならない。このうち外部評価の受審に要した費用の一部または全部を助成する。なお、受審義務は、要件を満たすことで2年に1回に緩和される。

(2) 事業実績

(単位：事業所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成事業所数	21	22	23	26	30

17 福祉有償運送(管理課 庶務係)

(1) 福祉有償運送運営協議会

ア 事業内容

NP0 法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営

協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO 法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。

イ 事業実績

(単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	3	2	3	2	1

18 つながるカレッジねりま(福祉分野)(管理課 ひと・まちづくり推進係)

(1) 事業内容

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に「地域福祉パワーアップカレッジねりま」として平成19年10月に開設した。令和2年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルした。現在の講座内容は、福祉のほか、防災、農、みどりの全4分野。

(2) 事業実績

学生	募集	応募	入学者
令和3年度入学 ※	-	-	-
令和4年度入学 (14期生)	40人程度	39人	28人
令和5年度入学 (15期生)	25人程度	32人	30人
令和6年度入学 (16期生)	25人程度	28人	25人
令和7年度入学 (17期生)	25人程度	36人	23人

※ 令和3年度は学生の募集を中止。

19 福祉のまちづくり(管理課 ひと・まちづくり推進係)

令和7年3月に策定した「みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン【練馬区地域福祉計画】(令和7年度から令和10年度)」に基づき、福祉のまちづくりに関する事業を行っている。主な事業は以下のとおり。

(1) 小中学生へのユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア(段差など)等への興味関心を高めることにより、多様な人々に対する理解の促進に取り組んでいる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ユニバーサルデザイン 体験教室(学校出張編)	8校	12校	12校	10校	22校
ユニバーサルデザイン 体験教室(学校外編)	2回	2回	2回	2回	2回

(2) バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる地図情報を発信する練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を平成29年2月からインターネット上で公開している。令和3年4月からは英語版の練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」も公開している。

(3) 区からの送付物への配慮

区が送付する封筒に、送付物の内容を音声やテキストデータで確認できる音声コードを印字。

また、希望者には、重要な文書の封筒に点字シールを添付するほか、文書を発送する旨のメールを送付している。

(4) ユニバーサルデザインの普及啓発事業

区内のイベントにて、ユニバーサルデザインの普及啓発事業を行っている。

	実施日	会場	参加者数
令和4年度	令和4年10月16日 令和4年11月5日 令和4年12月3日	練馬まつり 厚文えんにち 障害者フェスティバル	約1,200人
令和5年度	令和5年10月15日 令和5年12月2日	練馬まつり 障害者フェスティバル	約1,200人
令和6年度	令和6年10月20日 令和6年12月7日	練馬まつり 障害者フェスティバル	約1,100人
令和7年度	令和7年4月20日 令和7年10月19日	照姫まつり 練馬まつり	約1,050人

20 地域福祉推進(管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係)

(1) 非営利地域福祉活動支援事業

ア 事業内容

地域住民の助け合いを支援するため、非営利で地域福祉活動を行う団体に対し、経費の一部補助等、活動を支援する。

イ 補助対象事業

介護保険法に基づく保険給付などの他の公的な制度に基づく事業の対象とならない以下の事業を対象とする。

・非営利で3年以上の活動実績がある家事援助・介護サービス、移送サービス、食事サービス

ウ 事業実績

(単位：団体)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助団体	13	11	9	9	9

(2) やさしいまちづくり支援事業

ア 事業内容

地域福祉・福祉のまちづくりのために、区民自らが主体となった創意工夫あふれる企画提案事業に対し、活動費の助成を実施している。

イ 企画応募数と助成件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
応募	12	17	17	12	8
助成	12	16	14	12	8

(3) 矯正施設所在自治体会議

全国で矯正施設が所在する区市町村が矯正施設と共に再犯防止策を推進する等、安全・安心な地域づくりを進めることを目的とした会議体であり、会議の趣旨に賛同し、会費を支出している。

(4) 再犯防止支援会議

刑務所出所者等が再犯をすることなく地域で安定した生活を送るためには、就労や住居の確保、適切な保健・医療サービスの提供等の支援を行う必要がある。保護司や更生保護ボランティア、関係機関等による再犯防止支援会議を設置し、一人ひとりに寄り添った具体的な支援を検討する。

21 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成(管理課 福祉防災・システム係)

ア 事業内容

災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)を登録する避難行動要支援者名簿を作成している。また、避難行動要支援者名簿登録者の中で作成に同意いただいた方を対象に、「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定める個別避難計画も作成している。外部提供に同意された方の情報は、平常時から関係機関(民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関)と共有している。

なお、令和5年度に名簿登録者全員の身体状況等を調査し、情報の更新にあわせ、個別避難計画の作成を開始した。

イ 事業実績 (各年度末の名簿登録者・計画作成者数)

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
名簿登録者数	31,129	30,155	28,796	27,576	26,570
計画作成者数 (廃止者含む)	-	-	5,037	11,166	13,563

(2) 福祉避難所運営

(管理課 福祉防災・システム係/障害者施策推進課 地域生活支援担当係長/高齢社会対策課 管理係)

ア 事業内容

災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充および整備を図る。

イ 事業実績(令和7年度実績)

- (7) 福祉避難所6か所を新規指定し、無線機および備蓄物資を配備。
- (イ) 使用期限が到来する非常食等の備蓄物資を訓練で活用し、使用分を入替。
- (ウ) 災害時に福祉避難所の円滑な開設・運営体制を確保するため、無線機定期訓練等を実施。

- ※ 福祉避難所 7 か所(障害系施設 3 か所・高齢系施設 4 か所)で台風接近時を想定した災害時対応訓練を実施。
- ※ 福祉避難所 9 か所(障害系施設 3 か所・高齢系施設 6 か所)で震災時を想定した災害時対応訓練を実施。
- ※ 福祉避難所 2 か所(障害系施設 1 か所・高齢系施設 1 か所)で福祉用具搬入搬出訓練を実施。
- ※ 福祉避難所 1 か所(障害系施設)で震災時を想定した直接避難対応訓練を実施。
- ※ 令和 8 年 4 月 1 日現在
福祉避難所数(61 か所) 無線機の配備数(66 か所)

(3) 災害ボランティアセンター運営(管理課 福祉防災・システム係)

ア 事業内容

大規模地震等災害発生時に、ボランティア活動を効率的に推進するための組織である。開設場所は練馬文化センターとし、運営主体は練馬区社会福祉協議会である。

イ 事業実績

平成 24 年度から毎年度 2 回、災害ボランティアセンター開設訓練を実施している。平成 28 年度からは、地域の町会・自治会・障害者団体に加え、災害ボランティアコーディネーター入門講座受講生も参加している。

22 路上生活者対策事業(生活福祉課 自立促進支援係)

平成 12 年度から数次にわたり、路上生活者の支援に係る都区協定を締結し実施している特別区と東京都の共同事業。なお、平成 27 年度以降は生活困窮者自立支援法の事業として実施する。

(1) 事業内容

- ア 巡回相談事業：路上生活者等の起居する場所を巡回して面接相談を行い、状況把握、路上生活者対策事業等の紹介、利用あっせんを行う。
- イ 緊急一時保護事業：路上生活者を一時的に保護し、その実情に応じた社会復帰への支援を行うため、宿所・食事の提供、生活相談、健康診断、健康回復およびアセスメントを行う。
- ウ 自立支援事業：原則として緊急一時保護事業におけるアセスメントの結果、勤労意欲があり、心身状態も就労に支障がないと認められる者に対し、自立を図るための就労支援、地域生活移行支援を行う。
- エ 地域生活継続支援事業：原則として自立支援事業により支援が終了した者に対し、地域生活を継続し、路上生活に戻らないようにするために生活・就労状況の把握と必要な支援を行う。
- オ 支援付地域生活移行事業：路上生活が長期化・高齢化した者に対し、巡回相談、居住支援および見守り支援を一貫して行い、地域で日常生活が送れるようにすることを目的に、支援付住宅への入居、生活指導、生活相談および専門相談等による地域生活移行支援を行う。

(2) 都区の役割分担

- ア 各特別区：事業の利用承諾および利用終了後の支援決定
- イ 特別区人事厚生事務組合：特別区(全体)が実施主体となる巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業、地域生活継続支援事業および支援付地域生活移行事業を共同処理(特別区人事厚生事務組合はこれらの事業を社会福祉法人等に委託して実施)
- ウ 東京都：路上生活者対策事業施設の建設および自立支援住宅・職業相談体制等の確保調整

(3) 路上生活者対策事業施設

ア 自立支援センター：特別区を5ブロックに分け、1つのブロックに1か所ずつ設置している。

(施設設置区はブロック内各区の5年ごとの持ち回り制)

イ 自立支援住宅：自立支援事業・地域生活移行支援を実施するため、自立支援センターに付属する施設として、自立支援住宅をブロック内の各特別区に均等に借上げ、確保している。

ウ 支援付住宅：支援付地域生活移行事業の実施のため、自立支援住宅の一部を転用し、利用している。

23 介護福祉士資格取得支援事業(高齢社会対策課 計画係)

(1) 事業内容

多様な介護人材確保のため、区内の介護事業所で特定技能や技能実習生として働きながら介護福祉士資格の取得を目指す外国人向けに試験対策講座を実施する。あわせて、親睦を図るための交流会を実施する。

(2) 事業実績

(単位：人)

	受講者数	交流会参加者数		合格者数
		第1回	第2回	
令和7年度	16	16	44	6

24 介護従事者養成研修(高齢社会対策課 計画係)

(1) 事業内容

介護従事者として従事することを希望する者を対象に、介護に係る基本的な知識・技術を習得するための研修を実施する。また、研修修了者を対象に就職相談会を開催し、介護人材の確保を図る。

(2) 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修修了者数	122	165	148	120	152
就労者数	46	51	64	37	51

25 介護職員初任者研修受講料助成(管理課 ひと・まちづくり推進係)

(1) 事業内容

介護職員初任者研修修了後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として6か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、受講料の10割(上限10万円)を助成する。令和7年度より、事業所が受講料を立て替えた場合に、事業所から区に直接申請することのできる立替払制度を導入。

(2) 事業実績

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数		92	104	84	70	53
	介護サービス事業所分	86	98	75	68	46
	障害サービス事業所分	6	6	9	2	7

26 介護職員実務者研修受講料助成(管理課 ひと・まちづくり推進係)

(1) 事業内容

介護職員実務者研修修了後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として6か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、受講料の9割(上限10万円)を助成する。令和7年度より、事業所が受講料を立て替えた場合に、事業所から区に直接申請することのできる立替払制度を導入。

(2) 事業実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数	135	153	156	132	134
介護サービス事業所分	127	142	137	117	116
障害サービス事業所分	8	11	19	15	18

27 介護福祉士資格取得費用助成(管理課 ひと・まちづくり推進係)

(1) 事業内容

介護福祉士の登録後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として6か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、介護福祉士試験受験手数料(18,380円)および介護福祉士登録手数料(3,320円)を助成する。令和7年度より、事業所が受験手数料および登録手数料を立て替えた場合に、事業所から区に直接申請することのできる立替払制度を導入。

(2) 事業実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数	70	74	81	68	81
介護サービス事業所分	64	72	73	61	70
障害サービス事業所分	6	2	8	7	11

28 介護福祉士養成施設学生宿舍借上げ支援事業(高齢社会対策課 計画係)

(1) 事業内容

光が丘福祉専門学校への入学者確保および卒業後の区内事業者等への就職・定着を支援し、福祉サービスの安定的な提供の確保を図るため、学生のために宿舍の借上げを行う学校法人慈誠会学園に対し、当該借上げに係る経費の一部を補助(上限 月5万円)する。

(2) 事業実績 (単位：人)

	令和7年度
対象者数	19

29 訪問介護採用応援補助事業(高齢社会対策課 計画係)

(1) 事業内容

人材不足が特に深刻な訪問介護の担い手を確保・育成するため、区内の訪問介護事業所が訪問介護業務への就業を希望する方を新たに有期雇用し、介護労働に従事させるとともに、勤務の一部として介護職員初任者研修を受講させる場合に有期雇用期間中の賃金等を補助する。

(2) 事業実績 (単位：人)

	令和7年度
対象者数	5

30 障害福祉サービス等従事者養成研修受講料助成(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

(1) 事業内容

障害福祉サービス等従事者養成研修課程修了後、区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として6か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、受講料を助成する。

(2) 事業実績 (単位：人)

研修	助成基準額	令和7年度
移動支援従事者養成研修	15,000 円	1
同行援護従事者養成研修一般課程	37,000 円	1
同行援護従事者養成研修応用課程	28,000 円	2
行動援護従事者養成研修	37,000 円	2
重度訪問介護従事者養成研修	19,000 円	0

※令和7年度新規事業

31 練馬福祉人材育成・研修センター事業(管理課 ひと・まちづくり推進係)

(1) 事業内容

介護サービスおよび障害福祉サービス従事者の確保、育成および職場への定着を支援し、区民に対するサービスの質の向上と安定的なサービス提供の確保を図ることを目的とし、以下の3事業を実施している。令和4年4月に練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合した。

(7) 人材育成事業

区内の介護および障害福祉サービス事業所の職員等を対象に、各種研修を実施する。

(4) 人材確保事業

介護および障害福祉分野への就労希望者を対象に、就職セミナーや就職相談・面接会を開催する。

(ウ) 人材定着事業

区内の介護および障害福祉サービス事業所の職員とその家族を対象に、悩みを相談できる窓口を設置する。

(2) 事業実績 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	2,969	4,646	5,078	4,472	4,880

32 介護支援専門員等育成支援(高齢者支援課 地域包括支援係)

(1) 事業概要

区内の主任介護支援専門員に対し、ファシリテーション向上、スーパービジョン力向上、介護支援専門員地域同行型研修など、介護支援専門員に対する指導力強化のための研修を行う。研修を受講した主任介護支援専門員の指導・助言を通じ、区内介護支援専門員のケアマネジメント力の向上を目指す。平成28年度から実施している。

(2) 事業実績（開催回数・延べ参加者数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
質の向上ガイドライン研修	6回 延 76人	6回 延 102人	6回 延 130人	5回 延 71人	2回 延 29人
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ファシリテーター研修	0回 -	0回 -	1回 延 70人	2回 延 59名	1回 延 36名
スーパービジョン研修	4回 延 48人	4回 延 146人	4回 延 98人	4回 延 79名	2回 延 61名
介護支援専門員地域同行型 (アドバイザー養成研修)	2回 延 24人	2回 延 60人	4回 延 119人	4回 延 111名	5回 延 67名
地域カンファレンス 全体報告会	8回 - 延 151人	8回 1回 延 333人	8回 1回 延 279人	8回 1回 延 315名	4回 1回 延 156名
介護支援専門員向け研修 (リクエスト研修)	1回 延 49人	1回 延 89人	1回 延 64人	2回 延 199名	1回 延 58名

※ 令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

33 介護支援専門員法定研修費助成(高齢者支援課 地域包括支援係)

(1) 事業目的・事業概要

練馬区内の介護支援専門員の確保・育成を図ることを目的として、区内の介護サービス事業所に6か月以上継続して勤務し、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事している場合に、当該事業所に対し法定研修受講料の一部を助成する。

(2) 沿革

平成18年度の介護保険法改正により、介護支援専門員資格に5年の有効期限が設けられ、併せて更新研修の受講が義務化されたことから、平成21年度より更新研修の受講に要する経費の一部助成を開始した。

また、平成28年度には介護支援専門員の研修制度の見直しが行われ、主任介護支援専門員の更新研修が創設されたことを受け、平成29年度から主任介護支援専門員更新研修費の一部助成を開始した。

令和6年度から、東京都による法定研修受講料補助制度が創設されたことを踏まえ、都が補助する4分の3を除く残り4分の1を区が助成する仕組みへと制度を見直した。

令和7年度より主任介護支援専門員の資格取得にかかる研修を助成対象に追加した。

(3) 事業内容

(単位：人)

助成対象研修	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護支援専門員専門研修 I相当(8,700円)	-	-	-	-	8

助成対象研修	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護支援専門員専門研修 Ⅱ相当(6,000円)	7	128	103	8	35
主任介護支援専門員更新 研修(9,500円)	28	28	36	2	11
介護支援専門員実務研修 (60,000円)	-	-	-	7	9
主任介護支援専門員研修 (13,200円)	-	-	-	-	10

※ 令和6年度実績が他年度と比較して少ない理由として、東京都が介護支援専門員法定研修受講料の補助事業を開始した影響が推測される。

34 中国残留邦人等支援給付(練馬総合福祉事務所 援護係)

(1) 事業概要

永住帰国した中国残留邦人等および帰国前に結婚し長年にわたり労苦をともにした配偶者(特定配偶者)の老後の生活の安定を図るため、平成20年4月から従来の生活保護に代えて支援給付を行っている。支援給付の仕組みは、法律により生活保護の例によることとされているが、次に例示するように生活保護とは大きく異なる取扱いがなされており、独自の制度となっている。

- ・中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額相当額までは収入認定しない。
- ・一定の金額までは預貯金などの保有を容認する。
- ・親族訪問等で中国などへ渡航する場合、原則2ヵ月程度の渡航期間であれば支援給付を継続支給する。

また、支援給付の実施にあたっては、中国残留邦人等の方々の特別な事情に配慮して、中国語ができる生活支援員を配置している。

(2) 対象となる方の要件

- ① 満額の老齢基礎年金等の支給の対象となる方(特定中国残留邦人等)で、世帯の収入が一定の基準に満たない方。
- ② 法施行(平成20年4月1日)前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際に生活保護を受給していた方。

(3) 支援給付の額と種類

支援給付費は、世帯の収入から一定額を除いた額において、国が地域ごとに定めた「生活費の基準(最低生活費)」の額より少ない場合、その不足分を支給する。支援給付は生活、住宅、医療、介護および葬祭等の種類があり、支給を受ける世帯に応じて、必要額を各支援給付と組み合わせて支援給付費を支給する。

(4) 世帯数および人員数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世帯数(世帯)	59	58	56	53	48
人員数(人)	84	82	80	71	66

※ 各年度4月1日現在で支援給付受給中の世帯および人員の数

35 中国残留邦人等地域生活支援事業(練馬総合福祉事務所 援護係)

(1) 事業概要

地域生活支援事業は、永住帰国した中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域社会での自立の促進と生活の安定を図ることを目的としている。

(2) 事業内容

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業(業務委託により実施)

・地域住民に対する広報活動事業

地域の住民を対象として、中国残留邦人問題の理解や支援団体の取組内容の周知などを図るための映画会、交流会などの開催

<事業実績>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業数(事業)	0	2	2	2	2
総実施回数(回)	0	3	3	3	4

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

・地域で実施する日本語交流事業

日常会話レベルの日本語習得の場を提供するための広場舞、秧歌、太極拳教室などの開催

<事業実績>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業数(事業)	4	4	6	4	4
総実施回数(回)	37	67	70	64	59

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止。

イ 自立支援通訳等派遣事業

・自立支援通訳派遣

医療機関を受診する場合、関係行政機関からの支援を受ける場合などに通訳を派遣

<事業実績>

(単位:回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣回数	516	578	521	549	507

・自立指導員派遣

地域社会で安心して生活が送れるよう支援することを目的とし、地域に定着して間もない世帯などを対象に派遣

<事業実績>

(単位:回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣回数	0	0	0	0	0

ウ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

・日本語学習等に必要な交通費および教材費を支給

<事業実績>

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給実人数	9	11	9	8	7

36 配偶者支援金(練馬総合福祉事務所 援護係)

※ 平成26年10月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」が改正され、新たに設けられた制度

(1) 事務事業

特定中国残留邦人等の亡き後も、特定配偶者が安定した生活を送ることができるように、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。

(2) 対象となる方の要件

特定中国残留邦人等が死亡するまで、永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者(特定配偶者)であり、現に支援給付を受けている方

(3) 支援金の額(月額)

満額の老齢基礎年金月額相当額の3分の2を支給する。

(4) 支給者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	6	7	6	7	6

※ 各年度4月1日現在の配偶者支援金支給者数

37 高齢者世帯等居住支援(生活福祉課 管理係)

(1) 事業概要

民間の保証機関を活用して、保証人が見つからない高齢者世帯等の民間賃貸住宅への入居や居住継続を支援する。令和7年度より助成対象に生活困窮世帯を加えるとともに、助成率を4分の3(上限3万円)に引き上げた。

(2) 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢	4件	3件	2件	2件	4件
	43,000円	21,000円	11,000円	11,000円	71,000円
障害	2件	-	1件	-	1件
	22,000円	-	8,000円	-	12,000円
ひとり親	1件	3件	2件	1件	-
	5,000円	42,000円	25,000円	5,000円	-
計	7件	6件	5件	3件	5件
	70,000円	63,000円	44,000円	16,000円	83,000円

38 介護・障害福祉サービス事業所への施設等運営支援臨時給付金事業

(介護保険課 管理係/障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

(1) 事業内容

急激な物価上昇による影響を緩和することにより、高齢者や障害者が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、練馬区内に所在する介護サービス事業所および障害福祉サービスを運営する事業者に対し、施設等運営支援臨時給付金を支給する。

(2) 支給対象者

ア 介護サービス事業所

① 介護施設・居住系サービス事業所

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護(介護老人福祉施設併設を除く。)、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

② 介護通所系サービス事業所

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防・生活支援サービス(サービス・活動)事業の通所型サービス(他の介護サービス事業所を併設している場合を除く。)

③ 介護訪問・相談系サービス事業所

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

イ 障害福祉サービス事業所

① 障害者施設・居住系サービス事業所

施設入所支援、共同生活援助、短期入所(空床利用型事業所を除く。)

② 障害者(児)通所系サービス事業所

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、地域活動支援センター、日中一時支援事業(障害福祉サービス事業所の併設を除く。)、児童発達支援、放課後等デイサービス

③ 障害者(児)訪問支援事業所

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、移動支援
ただし、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、移動支援については、障害福祉サービス事業所の併設を除く。

④ 障害者(児)相談支援事業所

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

(3) 支給対象期間および事業実績

ア 介護サービス事業所

(単位：件)

	令和7年4月～9月	令和7年10月～12月
① 介護施設・居住系サービス事業所	119	119
② 介護通所系サービス事業所	193	193
③ 介護訪問・相談系サービス事業所	553	563
合計	865	875

イ 障害福祉サービス事業所

(単位：件)

	令和7年4月～9月	令和7年10月～12月
① 障害者施設・居住系サービス事業所	73	73
② 障害者(児)通所系サービス事業所	122	118
③ 障害者(児)訪問支援事業所	27	27
④ 障害者(児)相談支援事業所	33	32
合計	255	250

39 令和6年度第2回物価高騰対策給付金(管理課 臨時給付金担当係長)

(1) 事業内容

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を支給する。さらに対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に児童1人当たり2万円を加算する。

(2) 対象者

基準日（令和6年12月13日）において練馬区に住民登録があり、以下ア、イ、ウのいずれかに該当する世帯

ア 世帯員全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

※住民税が課されている他の親族等から扶養を受けている者のみで構成される世帯を除く

イ 練馬区から令和6年11月支給分の児童扶養手当を受給した世帯（児童扶養手当受給世帯）

ウ 令和6年1月以降に予期せず収入が減少し、令和6年度分の住民税が課されている世帯員全員のそれぞれの年間所得額が住民税均等割非課税水準となった世帯（家計急変世帯）

(3) 受付期間

令和7年1月24日から令和7年4月30日

(4) 申請方法

ア 支給要件確認書(以下「確認書」とする。)の返送による申請(区より確認書を対象世帯に発送。返信用封筒による確認書の提出。)

イ 支給のお知らせ方式(区より支給のお知らせを対象世帯に発送。辞退または支給口座の変更を希望する方以外には、申請不要で前回給付金等で区が把握する口座に支給した。)

ウ 申請書による郵送申請(区コールセンターより申請書を取り寄せまたは窓口にて配付される申請書に必要事項を記入し提出。)

エ 窓口申請(添付書類を含んだ申請書一式を窓口に出す)

オ オンライン申請

(5) 事業実績

支給額	令和6年度住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円
支給件数(件)	78,672
支給済額(円)	2,360,160,000

支給額	こども加算2万円
支給件数(件)	9,171
支給済額(円)	183,420,000

40 物価高騰対策給付金（不足額給付）(管理課 臨時給付金担当係長)

(1) 事業内容

令和6年分の所得税実績額などが確定した結果、令和6年度に実施した当初調整給付額（令和6年分推計所得税額をもとに計算）に不足が生じた方、5・6年度の低所得世帯への給付金や定額減税の対象外の方に「不足額」として現金を支給する。

(2) 対象者

ア 不足額給付Ⅰ

当初調整給付において、令和5年度所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

イ 不足額給付Ⅱ

以下①・②・③のすべての要件を満たす方

- ①令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額がゼロ（本人として、定額減税の対象外である方）
- ②税制度上「扶養親族」の対象外（青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方）
- ③低所得世帯向け給付金（令和5・6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付金（7万円または10万円））対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

(3) 受付期間

令和7年7月1日から令和7年10月31日

(4) 申請方法

ア 支給要件確認書(以下「確認書」とする。)の返送による申請(区より確認書を対象世帯に発送。返信用封筒による確認書の提出。)

イ 支給のお知らせ方式(区より支給のお知らせを対象世帯に発送。辞退または支給口座の変更を希望する方以外には、申請不要で前回給付金等で区が把握する口座に支給した。)

ウ 申請書による郵送申請(区コールセンターより申請書を取り寄せまたは窓口にて配付される申請書に必要事項を記入し提出。)

エ 窓口申請(添付書類を含んだ申請書一式を窓口提出)

オ オンライン申請

(5) 事業実績

支給額	不足額給付Ⅰ 不足額給付額算定時点の調整給付額と当初調整給付額との差額 (1万円単位)
支給件数(件)	71,298
支給済額(円)	1,867,700,000

支給額	不足額給付Ⅱ 原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合等、条件によって支給額が異なる。
支給件数(件)	6,062
支給済額(円)	209,880,000

41 令和7年度第2回物価高騰対策給付金(管理課 臨時給付金担当係長)

(1) 事業内容

国の「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、食料品の物価高騰への支援が盛り込まれた。これを受け、住民税非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 2 万円を支給する。

(2) 対象者

基準日（令和 7 年 12 月 1 日）において練馬区に住民登録があり、以下ア、イ、ウのいずれかに該当する世帯

ア 世帯員全員の令和 7 年度住民税均等割が非課税の世帯

※住民税が課されている他の親族等から扶養を受けている者のみで構成される世帯を除く

イ 練馬区から令和 8 年 1 月支給分の児童扶養手当を受給した世帯（児童扶養手当受給世帯）

ウ 令和 7 年 1 月以降に予期せず収入が減少し、令和 7 年度分の住民税が課されている世帯員全員のそれぞれの年間所得額が住民税均等割非課税水準となった世帯（家計急変世帯）

(3) 受付期間

令和 8 年 1 月 26 日から令和 8 年 4 月 30 日

(4) 申請方法

ア 支給要件確認書(以下「確認書」とする。)の返送による申請(区より確認書を対象世帯に発送。返信用封筒による確認書の提出。)

イ 支給のお知らせ方式(区より支給のお知らせを対象世帯に発送。辞退または支給口座の変更を希望する方以外には、申請不要で前回給付金等で区が把握する口座に支給した。)

ウ 申請書による郵送申請(区コールセンターより申請書を取り寄せまたは窓口にて配付される申請書に必要事項を記入し提出。)

エ 窓口申請(添付書類を含んだ申請書一式を窓口に出す)

オ オンライン申請

(5) 事業実績（支払日が 3 月 31 日までのもの）

支給額	令和 7 年度住民税非課税世帯等に対して 1 世帯当たり 2 万円
支給件数(件)	71,106
支給済額(円)	1,422,120,000

42 こどもだんらん食堂支援事業補助金(管理課 ひと・まちづくり推進係)

(1) 事業内容

子どもを中心に多世代が交流できる居場所を創出し、食事提供や食材配送を通じて支援が必要な子どもなどを早期に発見して行政や地域団体につなげる活動を「こどもだんらん食堂」として、必要な経費の一部を補助することによりその取組を支援する。

(2) 交付対象団体

18 歳未満の子どもとその保護者を主な対象とし、食事提供や食材配送を営利を目的とせず無料または低額で月に 1 回以上行っており、以下の条件を満たす団体

- ① 「練馬区こども食堂 MAP」に掲載されている、または令和 9 年 3 月 31 日までに掲載されていること
- ② 事業の実施に係る保険に加入していること
- ③ 宗教、政治または選挙活動を目的とした団体でないこと

(3) 補助金額

- ① 開催（会食・宅食・配食）に要する経費
1団体あたり 年額 120 万円まで
- ② 開設に要する経費（事業開始初年度のみ）
1団体あたり 年額 50 万円まで
- ③ 備品購入等に要する経費（事業開始翌年度以降のみ）
1団体あたり 年額 30 万円まで

(4) 事業実績 (単位：件)

	令和 7 年度
団体数	33

43 生活困窮世帯エアコン購入費助成事業(生活福祉課 管理係)

(1) 事業内容

熱中症による健康被害の予防を図るため、経済的な事情から購入・買い替えが困難な生活困窮世帯に対し、エアコン購入費の助成を行う。

(2) 対象者

住民税非課税世帯や生活保護受給世帯等のうち、エアコン未設置または機器の故障等により使用できるエアコンがない世帯。

(3) 助成金額

1世帯あたり上限 11 万 6 千円

(内訳)エアコン購入費 78,000 円まで 設置工事費等 38,000 円まで

(4) 支給実績 (単位：件)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
助成件数	494	223	206

44 就職氷河期世代支援（管理課 連携推進係）（令和 8 年度新規事業）

事業内容

就職氷河期世代のニーズを把握するため、練馬区社会福祉協議会と協働し、4,000 人へのアンケートや当事者・支援機関へのヒアリングを含む調査を行う。調査結果を踏まえ、生活や就労等に関する課題に対応した支援策を取りまとめ、生活に困窮する就職氷河期世代への支援を行う。

第2章 高齢者福祉

1 高齢者福祉事業

(1) 入浴証の支給(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

ひとり暮らし高齢者の方の孤独感の緩和と健康保持に寄与するため、65歳以上のひとり暮らしで希望する方に、区が契約している公衆浴場を利用するための入浴証を交付する。年間最大52回分であるが、申請月により異なる。

※ なお、1回の利用につき200円の利用者負担がある。

イ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付者数(人)	3,765	3,439	3,373	3,229	3,260
交付枚数(枚)	189,086	171,757	165,121	161,657	158,802
延べ利用回数(回)	106,916	99,378	93,418	87,701	83,460

(2) 敬老祝品(高齢社会対策課 いきがいの係)

ア 事業内容

練馬区に住民登録をしている最高齢者、当該年度に百歳以上になる方、白寿および米寿になる方に対して9月に祝品を贈呈する。

イ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最高齢者	1	1	1	1	1
百歳以上	529	538	559	566	596
白寿(99歳)	281	299	341	347	389
米寿(88歳)	3,645	3,814	4,081	3,949	4,008

2 養護老人ホームへの入所措置(総合福祉事務所 高齢者支援係/高齢者支援課 管理係)

(1) 事業内容・対象

環境上および経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、生活の安定を図る。

(2) 入所状況

(各年度末現在)(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
在籍者	116	121	116	128	124
待機者	0	0	0	5	1

3 高齢者生活支援

(1) 車いす等貸与(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

区内在住の方で、年齢を問わず一時的なけがや疾病により居宅で介護用具の使用が必要な方に、車いすおよび介護用ベッドを6ヶ月を限度に貸与する(介護保険で、要支援・要介護と認定された方、

身体障害者手帳所持者で同種の用具を支給されている方等は除く)。

イ 貸与種目および利用料(月額)

- ① 車いす 高齢者は 500 円、障害者手帳取得者および 65 歳未満の方は 200 円
 ② 介護用ベッド 高齢者は 1,500 円、障害者手帳取得者および 65 歳未満の方は 500 円
 ただし、生活保護世帯、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方は無料。

ウ 事業実績(延件数)

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
車いす	352	429	505	525	571
介護用ベッド	144	181	174	182	240

(2) 自立支援用具給付(介護保険課 給付係)

ア 事業内容

区内在住の 65 歳以上の在宅の方で、地域包括支援センターで健康長寿チェックシート(基本チェックリスト)による判定を受け、必要と認められた方に給付する。下記対象用具の①から⑥については、日常生活動作に何らかの困難があり、用具の給付が必要と認められる方に給付する(ただし①から④については、介護保険の要介護・要支援認定者は対象外)。介護保険の要介護・要支援認定を受けていない方については、健康長寿チェックシートの 20 項目のうち 10 項目以上かつ運動機能の項目 5 つのうち 3 項目以上に該当する方が対象となる。

また、下記種目⑦については、調理等で火を扱う際に認知症等で火の消し忘れがある等、防火上必要と認められる方に給付する。

イ 給付内容

対象用具は以下のとおり。

- ①腰掛便座(上限額 51,500 円) ②入浴補助用具(上限額 90,000 円)
 ③歩行支援用具(手すり)(上限額 47,000 円) ④スロープ(上限額 50,500 円)
 ⑤シルバーカー(上限額 25,000 円) ⑥安全つえ(1 点つえ)(上限額 6,000 円)
 ⑦電磁調理器(上限額 15,000 円)

給付に要する費用の 1 割を自己負担とする。種目別上限額を超える分は自己負担。給付種目ごとの限度額および年間給付総額の限度額(10 万円)を設けており、限度額を超えた額は自己負担となる。ただし、生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永年帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 25 年法律第 106 号)による被支援者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等は、限度額内は無料とする。

令和 8 年度から、平均購入価額の上昇を踏まえ、⑤シルバーカーの上限額を 19,000 円から 25,000 円に、⑥安全つえ(1 点つえ)の上限額を 5,000 円から 6,000 円に増額した。

ウ 事業実績

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
① 腰掛便座	4	4	6	7	5
② 入浴補助用具	62	64	52	59	43
③ 歩行支援用具(手すり)	4	1	4	7	4
④ スロープ	0	0	0	0	0
⑤ シルバーカー	411	437	329	375	311

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
⑥ 安全つえ	706	732	611	805	722
⑦ 電磁調理器	44	48	32	53	39
計	1,231	1,286	1,034	1,306	1,124

(3) 自立支援住宅改修給付(介護保険課 給付係)

ア 予防改修給付

(7) 事業内容

区内在住の 65 歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護・要支援申請の結果「非該当」となった方のうち、健康長寿チェックシート(基本チェックリスト)の 20 項目のうち 10 項目以上かつ運動機能の項目 5 つのうち 3 項目以上に該当し、住宅改修が必要と認められる方に給付する。

(4) 給付内容

手すり取付、段差の解消、洋式便器等への取替、滑り防止・円滑な移動のための床・通路面材の変更、引き戸等への扉の取替、その他付帯して必要な工事が対象である。

給付に要する費用の 1 割を自己負担とする。限度額(20 万円)を設けており、限度額を超えた額は自己負担となる。

ただし、生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永年帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 25 年法律第 106 号)による被支援者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等は、限度額内は無料とする。

(ウ) 事業実績

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
予防給付	21	18	30	19	25

イ 設備改修給付

(7) 事業内容

区内在住の 65 歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護・要支援認定を受けた方のうち、身体機能の低下や障害により、既存設備での利用に困難があるため、住宅改修が必要と認められる方に給付する。

(4) 給付内容

浴槽の取替、流し・洗面台の取替、便器の洋式化、玄関の造作物撤去、階段昇降機等の設置、その他付帯して必要な工事が対象である。

給付に要する費用の 1 割を自己負担とする。種目ごとに限度額を設けており、限度額を超えた額は自己負担となる。

ただし、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方は限度額内は無料とする。

(ウ) 事業実績

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
浴槽の取替	135	125	88	90	57
流し・洗面台の取替	12	8	7	11	5
便器の洋式化	81	54	54	46	40
玄関の造作物撤去	1	0	0	0	0

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
階段昇降機等の設置	15	5	9	10	5
計	244	192	158	157	107

(4) 出張調髪(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

65歳以上の外出困難な高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に区内の理美容組合の協力を得て、理容師または美容師に出張調髪を依頼し、高齢者の居宅および区内の入院先において調髪を行うもので、年5回利用できる調髪券を交付している。ただし、申請月により交付枚数が異なる。

なお、1回の利用につき500円の利用者負担がある。

イ 事業実績(延べ人数)

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	5,128	5,407	5,391	4,976	5,032

(5) 布団乾燥等(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

区内に居住する在宅の65歳以上の高齢者の方で、介護保険の要介護1以上と認定され、かつひとり暮らしまたは65歳以上のみの世帯の方を対象に年12回実施している。

なお、薬品消毒(6月)は100円、水洗い(11月または12月)は300円の利用者負担がある。乾燥消毒(年10回)は無料である。

イ 事業実績

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用 件数	4,218	4,218	4,027	3,737	3,572	4,216
	489	489	463	405	397	385
	473	473	426	403	388	372

(6) 寝具クリーニング(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合の協力を得て、組合加盟店で利用できる寝具クリーニング利用券を年24枚交付している。ただし、申請月により交付枚数が異なる。シーツ、毛布、タオルケット、ベッドパッドなどの寝具に利用でき、クリーニングするものによって必要な利用券の枚数が異なる。なお、利用券1枚につき100円の利用者負担がある。

また、集配サービスを希望する場合は、1回200円の集配料がかかる。

イ 事業実績(延べ枚数)

(単位：枚)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用券の枚数	3,724	3,413	3,162	2,548	2,234

(7) 居宅火災予防設備設置(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

火災予防設備を給付し、家庭内での火災の迅速な通報と消火活動を行い、高齢者の生命を守ることを目的とする。65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上のみの世帯等であり、要介護3～5

もしくは要介護 1～2 で火の消し忘れ等のおそれがある認知症と診断された方で居住環境等から防火の配慮が必要な方が対象。

※ 居住する住宅に同種の火災予防設備を設置している場合は対象外。

イ 事業実績

(単位：本)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
自動消火器	9	15	9	3	9

(8) リフト付福祉タクシー(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

(7) 対象

区内在住の 65 歳以上の高齢者であって、介護保険の要介護 3 以上と認定された方で、外出時、車いす等を使用している方

(4) 利用方法

利用者は、区が契約している事業者へ直接予約をして利用する。1 回の運行につき、区は事業者へ予約料・迎車料を支払い、利用者は運賃と事業者が定めた加算料金を利用時に支払う。

イ 事業実績

(単位：回)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
運行回数	9,644	11,152	11,804	10,555	10,333

(9) 緊急一時宿泊事業(高齢者支援課 管理係)

ア 事業内容・対象

練馬区に住所を有し、次の(7)または(4)に該当する方

(7) 緊急ショートステイ利用

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方(第 2 号被保険者含む)、または健康長寿チェックシートで総合事業の対象者と判定された方で、つぎの①、②いずれにも該当する方

- ① 介護する家族の急病、けが、親族等の葬儀への参加等のため家族からの介護を受けられない
- ② 介護保険による短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)の空きがない

(4) 緊急保護利用

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね 65 歳以上の方

イ 利用料

(7) 緊急ショートステイ利用 1 泊 3,000 円 食費等実費相当額あり

(4) 緊急保護利用 宿泊料の利用者負担なし 食費等実費相当額あり

ウ 事業実績

(単位：人)

利用者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
緊急ショートステイ利用	12	8	6	3	2
緊急保護利用	13	17	33	37	38

(10) 福祉用具貸与(高齢者支援課 管理係)

ア 事業内容

地域包括支援センターにおいて、福祉用具を展示し希望者へ一週間程度の試用貸与を行うことにより、福祉用具の導入に際してより本人の身体状況等にあった用具の選択に寄与する。

地域包括支援センターへ業務委託。

展示貸与物品：基本の 4 品目(車椅子・シルバーカー・シャワーチェア・浴槽内いす)およびバスボード、安全杖(主に T 字杖)、ポータブルトイレのいずれか 1 品目。その他地域包括支援センターの判断により追加した品目。

イ 事業実績 (単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸与実績	1,772	1,599	1,806	1,896	1,454

(11) 高齢者お困りごと支援事業(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

75 歳以上のひとり暮らしの方、75 歳以上のみで構成される世帯の方に日常生活上のちょっとしたお困りごとで、平日の日中 1 時間以内で行うことができる軽易な作業をシルバーサポーター(練馬区シルバー人材センター会員)が支援する。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、利用者の生活や心身の健康等の維持が図られるよう、特例措置として令和 3 年 5 月 10 日から令和 4 年 3 月 31 日まで利用対象者を 65 歳以上に拡大した。

サービスメニュー

- ・ 電球・蛍光灯の交換
- ・ 軽易な家具や荷物の移動
- ・ 軽易な屋内清掃
- ・ 軽易な庭の掃除や除草
- ・ 生活用品の買い物
- ・ 荷物の整理

イ 費用負担 1 回につき 500 円

ウ 事業実績 (単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ利用件数	726	682	825	752	827

(12) ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業(高齢者支援課 生活支援体制整備係)

ア 事業内容

65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者を対象に、各地域包括支援センターに配置している訪問支援員および区民ボランティアである訪問支援協力員により、対象者宅へ訪問し介護予防など、個々の状況に応じた支援につなげる。

イ 事業実績

見守り実人数(各年度) (単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
見守り実人数	10,876	13,279	14,815	15,231	15,346

(13) ひとり暮らし高齢者等実態調査(高齢者支援課 管理係)

ア 業務内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、一人ひとりに合った必要な支援につなげるため、健康・生活状況、緊急連絡先等に関する実態を調査する。

65 歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯(介護保険サービス利用者および生活保護受給者を除く)を3か年に分け、対象者宛てに基本チェックリストを活用した調査票を送付し、調査票の提出があった方には、結果通知書および介護予防等の案内を送付する。支援が必要な方には、地域包括支援センター訪問支援員による訪問支援を行う。

令和7年度は3か年の1年目に当たり、75歳以上のひとり暮らしの方を対象として調査を実施した。

イ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数 ()内は対象者	28,115 (65歳～69歳のひとり暮らしの方、65歳～74歳のみの複数人世帯の方)	30,166 (70歳以上ひとり暮らしの方)	24,639 (75歳以上のみの複数人世帯の方)	27,222 (65歳～69歳のひとり暮らしの方、65歳～74歳のみの複数人世帯の方)	23,174 (75歳以上ひとり暮らしの方)
回答者数 ()内は回収率	19,775 (70.3%)	23,125 (76.7%)	21,212 (86.1%)	18,818 (69.1%)	16,195 (69.9%)

(14) 紙おむつ等支給事業(住所地特例分)(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

他自治体の介護保険の被保険者で要介護1以上の常時紙おむつ等を必要とする方を対象に紙おむつを支給している。利用者は区指定の商品の中から種類および必要量を区と契約する業者に注文し、利用者の指定する場所に配送する。利用者は購入額の1割を自己負担する。また、紙おむつの支給対象者ではあるが、入院している病院が使用のおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつを使用できない方に、おむつ代として月額上限5,400円を支給している。

イ 事業実績

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度
おむつ支給者数	568	461
現金支給者数	61	39

※ 令和6年度の対象者等の拡大により、住所地特例による他自治体の被保険者となっている方は対象外となった。ただし、令和5年度末に受給中の方については、経過措置として令和8年度末まで支給対象とする。

(15) 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

ア 事業内容

加齢性難聴高齢者のコミュニケーションの機会確保を推進し、介護予防につなげるため、加齢性難聴についての正しい知識を普及する。また、専門医により中等度難聴のため補聴器の必要性が認められた65歳以上の方を対象に、補聴器の購入費用を助成する。

イ 助成上限額

住民税非課税者 72,000円、課税者 36,000円

ウ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
購入費用助成者数	136	178	231	721	1,133
耳の聞こえ講演会	-	22	35	49	45

※ 令和6年度事業拡充

(16) もの忘れ検診事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

ア 事業内容

認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して区内医療機関での検診を無料で実施する。検診結果に応じて地域包括支援センターが必要な支援へつなぐ。

イ 対象者

70歳以上の区民。ただし、70歳・75歳の方には全員に受診券を送付する。

ウ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数(人)	13,666	15,659	14,677	14,671	13,471
検診実施機関(か所)	139	136	133	129	138
受診者数(人)	317	386	440	693	1,019

※ 令和3年度新規事業、令和6年度事業拡充

(17) 認知症伴走型支援事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

ア 事業内容

認知症高齢者グループホーム等の既存施設に相談支援拠点を設置し、認知症ケアの専門家が認知症の経過に伴って生じる生活上の諸課題について、認知症本人およびその家族の支援を継続的に行う。

イ 事業実績

(単位：件)

	令和6年度	令和7年度
相談件数	19	37

※ 令和6年7月開始。令和6年度はモデル事業として実施

(18) 高齢者みんな健康プロジェクト(高齢者支援課 高齢者健康支援係)

ア 事業内容

区が保有する医療・健診・介護等のデータを横断的に活用し、フレイル等の多様な健康課題を抱えた高齢者一人ひとりを必要なサービスに繋げ、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。

イ 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個別訪問	支援実人数(人)	258	235	269	295	473
	延べ支援件数(件)	406	422	583	534	893
講座・教室	実施回数(回)	153	195	244	220	234
	参加者数(人)	1,331	1,904	2,371	2,887	2810

※ 令和3年度新規事業

(19) フレイル予防サポーター育成・支援事業(高齢社会対策課 介護予防係)

ア 事業内容

区民自らが担い手となってフレイル予防活動を行うフレイル予防サポーターを育成するため、「フレイル予防サポーター育成研修」を実施し、自主的な地域活動を支援している。

イ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数(回)	1	1	1	1	1
修了者(人)	23	20	24	24	24

(20) 街かどケアカフェ事業(高齢者支援課 生活支援体制整備係)

ア 主な事業内容

- ① 高齢者等が気軽に立ち寄ることができる場の提供
- ② 高齢者の介護予防および健康増進に資する活動の企画・実施
- ③ 認知症高齢者の交流の機会の提供および介護者支援に資する活動の企画・実施
- ④ 高齢者等の医療、介護および健康に関する相談に応じること

イ 実施方法

(7) 街かどケアカフェ

地域包括支援センターを併設する一部の区立施設や地域団体が運営する集いの場で、高齢者等が気軽に集い、介護予防について学べる「街かどケアカフェ」を区内 50 か所で運営している。

・常設型 9 か所

地域包括支援センターを併設する地域集会所などの区立施設内で運営している。

・地域サロン型 41 か所

地域の集いの場や認知症カフェなどを運営する地域団体などと協定を締結して運営している。

(イ) 出張型街かどケアカフェ

地域包括支援センターが、地域集会所等で、体操や健康相談など、様々なイベントを実施する「出張型街かどケアカフェ」を開催している。

ウ 事業実績(年間来場者数)

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常設型	17,910	28,220	40,079	46,991	67,998
地域サロン型	7,578	13,272	17,620	23,794	26,627
出張型	7,039	10,332	13,481	15,141	17,422
合計	32,527	51,824	71,180	85,926	112,047

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

(21) 生活支援体制整備事業(高齢者支援課 生活支援体制整備係)

ア 生活支援コーディネーターの配置

ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築等を行う「生活支援コーディネーター」を配置している。

イ 高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

高齢者等でボランティアを希望する者に対し、多様な生活支援サービスの担い手を育成するための研修を実施している。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修実施回数(回)	1	1	1	1	1
修了者(人)	19	42	35	15	16

ウ 見守りネットワーク

地域で活動する人々が連携し、ひとり暮らし高齢者等で援助を必要とするものを、地域全体で見守る体制を整える。

(7) 高齢者見守りネットワーク協定

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

(イ) 事業実績

(単位：団体)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
協定締結団体	42	43	49	52	60

(22) 介護予防推進員等支援(高齢社会対策課 介護予防係)

ア 事業内容

地域で活動する「認知症予防推進員」、健康長寿若返り教室の修了者である「介護予防推進員」および認知症予防プログラム修了生による自主グループに対し、介護予防に資する地域活動の育成・支援を行う。あわせて、推進員等と協働し、各はつらつセンターで介護予防の普及啓発を目的とした「健康長寿はつらつまつり」を開催している。

イ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予防推進員連絡会開催数 (参加者数)	1(39)	1(50)	1(52)	1(67)	1(61)
健康長寿はつらつまつり 延べ参加人数	297	519	619	630	947

4 高齢者在宅生活あんしん事業(高齢者支援課 高齢給付係)

(1) 事業内容

65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の方のうち、慢性疾患等のため常時注意を要する方や要介護・要支援・総合事業対象者の方に、①緊急通報システム、②生活リズムセンサー、③見守り訪問、④見守り電話、⑤見守り配食、⑥見守り ICT のうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる(③と④は併用不可。②を利用する場合は①の利用が条件。⑤で警備員の駆けつけを希望する場合は①の利用が条件)。

(2) 費用負担

①緊急通報システム(住民税課税世帯月額 400 円、住民税非課税世帯月額 300 円)、②生活リズムセンサー(住民税課税世帯月額 600 円、住民税非課税世帯月額 200 円)

※ 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方等は無料。

③見守り訪問(無料)、④見守り電話(無料)、⑤見守り配食(弁当代実費)、⑥見守り ICT(月額利用

料等)

(3) 事業実績

(各年度末現在)(単位：人)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数合計		2,059	2,221	2,344	2,366	2,412
内 訳	緊急通報システム	1,450	1,592	1,708	1,749	1,776
	生活リズムセンサー	135	157	195	198	220
	見守り訪問	261	250	224	198	183
	見守り電話	159	159	153	158	178
	見守り配食 ※1	54	63	64	56	46
	見守り I C T ※2	—	—	—	7	9

※1 令和 2 年度までは配食サービスとして実施

※1 見守り配食については緊急通報システムと併用している人数のみ

※2 令和 6 年度から区が指定する見守り I C T 機器の導入費用の助成を開始

5 高齢者住宅対策(高齢社会対策課 施設係)

(1) シルバーピアへの生活協力員の配置

ア 事業内容

シルバーピアに生活協力員を配置し、入居者の一時的な疾病および緊急時の対応等を依頼すること
で、入居者の生活の安全を確保する。

イ 生活協力員配置状況

住み込み型 5 住宅(各住宅 1 人)

派遣型 12 住宅

開始年度	住宅名		戸数	累計
平成 2 年度	公団	光が丘※	18	18
平成 3 年度	区立	羽沢※	50	68
平成 4 年度	区立	土支田※	47	115
平成 5 年度	区立	豊玉※	19	158
	区立	高松※	24	
平成 8 年度	都営	大泉学園町	20	249
	都営	東大泉※	27	
	都営	練馬※	23	
	公団	石神井※	21	

開始年度	住宅名		戸数	累計
平成 9 年度	公団	にしき平和台	13	282
	都営	谷原※	20	
平成 11 年度	都営	中村北※	24	306
平成 13 年度	都営	関町南※	26	358
	都営	豊玉中	26	
平成 14 年度	都営	石神井町※	26	410
	都営	関町北	26	
平成 16 年度	都営	平和台	26	436

※の住宅は派遣型

(2) 高齢者向け民間賃貸住宅(高齢者優良居室)の申込み

ア 事業内容

住宅に困窮している高齢者世帯で公営住宅への入居を希望する世帯に、区へ登録された民間賃貸
住宅を抽選により紹介する。

契約家賃の 5 割(最長 6 年)および居室確保料(礼金)、更新料を補助する。

令和 7 年度より、対象者が登録居室の賃貸借契約を締結したとき、家主支援金として、賃貸人に

60,000 円を支給する。

イ 対象

65 歳以上のひとり暮らしの方および 65 歳以上の方で 60 歳以上の方と暮らす 2 人世帯。

ウ 事業実績

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新規提供件数	8	5	5	5	2

6 三療サービス(高齢者支援課 高齢給付係)

(1) 三療サービス

ア 事業内容

65 歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり・きゅう・マッサージ・指圧のいずれか 1 つを 1 回 1,500 円で年 4 回利用できる利用券を希望者に交付している。ただし、申請月により交付枚数が異なる。

イ 事業実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付者数 (人)	5,435	5,267	5,616	5,911	5,889
延べ利用回数(回)	9,976	10,362	10,499	10,909	10,546

(2) 三療サービス (施設内サービス)

ア 事業内容

60 歳以上の方を対象に、健康づくりやいきがい活動の支援を目的として、区立施設等ではり、マッサージ、指圧を 1 回 1,500 円で利用できるサービスを令和 6 年 8 月から実施している。

イ 事業実績

	令和 6 年度	令和 7 年度
施術会場 (か所)	11	11
実施回数 (回)	44	64
利用者数 (人)	111	189

※ 令和 6 年度新規事業

7 高齢者就業・社会参加支援事業

(1) 元気高齢者介護施設業務補助事業 (高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

高齢者が地域で活躍できる機会を提供し、高齢者の健康づくりや社会貢献等いきがいを創出するとともに、介護保険施設の介護職員の負担軽減を図るため、平成 29 年 4 月から開始した。

特別養護老人ホーム等の介護職員が行う作業のうち、簡易な清掃等高齢者が行うことのできる程度の軽易な作業を行う。

イ 事業実績

(単位：施設)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施施設数	33	37	37	44	43

※ 令和 4 年度から新たにデイサービスを対象施設に追加。

※ 令和6年度から、請負・委任による就業のほか、派遣による就業を開始。

※ 令和8年度から新たにデイケア、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護医療院を対象施設に追加。

(2) シニアセカンドキャリア応援事業（高齢社会対策課 いきがい係）

ア 事業内容

高齢者のセカンドキャリア支援を充実させるため、令和6年度から、練馬区シニアセカンドキャリア応援事業と練馬区シニア職場体験事業を統合して実施している。

高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かして、様々な場面で活躍できるよう、就業や地域活動に関する情報を紹介し、高齢者の希望に沿った社会参加につなげる。

おおむね60歳以上の方を対象に、セミナー、個別相談、企業による説明会を行う。また、希望者には個別就業相談会の実施や、就業前に職場の見学や体験の機会を設け、高齢者と企業の相互理解を促進する。

イ 事業実績

（単位：人）

	実施形態	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者数 延べ	シニアセカ ンドキャリ ア応援事業	56	47	29	149	154
	シニア職場 体験事業	54	81	80	—	—

(3) 公衆浴場活用事業（フロ・マエ・フィットネス）（高齢社会対策課 介護予防係）

ア 事業内容

55歳以上の区民を対象に、営業時間前の公衆浴場およびその周辺において筋力向上トレーニング等の体操教室を実施。運動の後は、入浴による交流の場を提供する。

イ 事業実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施会場数(延回数)	8(117)	9(136)	9(140)
延べ利用者数(人)	1,061	1,540	1,843

※ 令和5年度新規事業

※ 令和7年度から、対象者を65歳以上から55歳以上に変更

8 各種助成

(1) 老人クラブ運営助成(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

老後の生活を健全で明るく楽しいものにするため、高齢者自らが老人クラブを組織して、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康増進活動、その他社会活動等の活動を行う際に、その運営を側面から支援するものとして助成金を交付している。

イ 資格条件

おおむね30人以上の同一地域内に居住しているおおむね60歳以上の高齢者であること。

ウ 助成額

(7) 金額	月額 22,800 円	
(4) 人数割加算	81 人～100 人	月額 1,000 円
	101 人～125 人	月額 3,000 円
	126 人～150 人	月額 5,000 円
	151 人～175 人	月額 7,000 円
	176 人～200 人	月額 9,000 円
	201 人以上	月額 11,000 円

エ 事業実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
老人クラブ数	116	109	106	104	100
会員数(人)	7,245	6,531	6,171	5,940	5,621
助成額(円)	32,757,600	30,650,400	28,299,364	27,496,407	26,989,916

(2) 老人クラブ連合会助成(高齢社会対策課 いきがいい係)

ア 事業内容

区内の老人クラブによって構成されている練馬区老人クラブ連合会に対し、事業費の一部を助成することにより、その円滑な執行に寄与するため助成金を交付している。

イ 事業実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
加入老人クラブ数	116	109	106	104	100
会員数(人)	7,245	6,531	6,171	5,940	5,621
助成額(円)	5,398,100	5,241,580	5,154,780	4,468,568	4,901,061

(3) 寿文化祭の開催(高齢社会対策課 いきがいい係)

ア 事業内容

練馬区老人クラブ連合会の主催で、区内に居住するおおむね 60 歳以上の高齢者を対象に、芸能大会・作品展を練馬文化センター等で開催している。

イ 事業実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
作品出品数(件)	250	-	253	-	235
演目数(件)	-	-	191	71	188
参加人員(人)	579	-	1,557	1,249	1,725
助成金(円)	968,763	1,034,000	1,034,000	673,636	959,463

※ 令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ゆめりあギャラリーにおいて、作品展のみ開催。

※ 令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、芸能大会、作品展を中止。

※ 令和 5 年度は、練馬文化センター改修工事のため、地区ごとに会場を分けて実施。

※ 令和 5 年度から、作品展は隔年で実施。

(4) 高齢者サークル活動助成(高齢社会対策課 いきがいい係)

ア 事業内容

高齢者の社会参加やボランティア活動を促進するため、会員の年齢がおおむね 60 歳以上で、か

つ 60 歳以上の方がおおむね 20 人以上いるサークルが行う事業で、会員以外の区民等の参加を中心とする事業または区民等を対象としたボランティア事業について、経費の一部を助成している。

イ 事業実績 (単位：団体)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
助成サークル数	10	9	13	12	11

(5) 老人クラブ農園(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進を図るため、民有地を借り上げ、老人クラブ農園として提供し、園芸指導員を配置している。園芸指導員には 1 人当たり月額 3,000 円の謝礼を支払っている。

イ 事業実績 (単位：園)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
農園数	23	21	21	20	20

(6) 老人クラブゲートボール場 (高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進を図るため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。

イ 事業実績 (単位：所)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ゲートボール場数	3	2	2	2	1

(7) 練馬区シルバー人材センター(高齢社会対策課 いきがい係)

練馬区シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき昭和 52 年 7 月に設立された区の外郭団体で、平成 23 年度に公益社団法人となった。区は、人件費等管理運営費に対して補助金を交付しているほか、業務内容の PR、事業の発注等側面からの支援をしている。社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする 60 歳以上の会員による組織である。

センターの会員は、地域ごとの 15 の班とそれをまとめた 5 つのブロックを構成して、自主的に社会貢献に取り組んでいる。班では、地域の公共性の高い場所を清掃する「清掃ボランティア」を定期的に実施している。それぞれのブロックでは、高齢者に関係の深い健康や消費生活、防災などの研修会を会員以外も参加できる形で実施するなど地域貢献活動を推進している。

平成 22 年度から 75 歳以上の高齢者のみの世帯を対象とした「高齢者お困りごと支援事業」を委託し、日常生活の軽易なお困りごとの解決を支援している。また、平成 28 年度から介護保険の要支援相当者を対象として「シルバーサポート事業」を委託し、日常生活の支援を充実している。

また、高齢者の多様な働き方に対応した雇用・就業機会を確保するため、平成 30 年度から、マンション清掃等の「請負事業」に加えて、保育園の用務補助や会社の事務等の「労働者派遣事業」を実施している。

ア 組織(令和 8 年 4 月 1 日現在)

- (7) 会員 3,742 人(おおむね 60 歳以上)
 (4) 役員 理事 11 人、監事 2 人 班長 15 人、副班長 15 人、組担当幹事 108 人
 (ウ) 職員 事務局 18 人、事業所 2 人

イ 事業内容

- (7) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
 (イ) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
 (ウ) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
 (エ) 調査研究、相談及び事業の企画運営

ウ 事業実績

(7) 請負、委任契約

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受託件数(件)	20,557	20,378	20,513	20,076	19,810
就業延べ人数(人)	315,393	315,210	317,349	309,875	302,100
契約金額(千円)	1,316,986	1,371,521	1,437,728	1,478,574	1,495,231

(4) 派遣契約

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受託件数(件)	132	141	236	372	489
就業延べ人数(人)	2,540	2,488	3,754	5,961	8,498
契約金額(千円)	15,942	16,988	24,980	38,820	51,313

(8) 施設整備計画

ア 特別養護老人ホームの整備(高齢社会対策課 施設係)

家庭での介護が困難で、常時介護の必要な高齢者等が、安心して暮らせる施設として区内に特別養護老人ホームの整備を進めている。

(既存施設)

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	シヨ	軽
特別養護老人ホーム 育秀苑	桜台 2-2-8 3557-7637	昭和 62 年 11 月	社会福祉法人 育秀会	60				○	
田柄 特別養護老人ホーム	田柄 4-12-10 3825-1551	平成元年 4 月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	100	○		○	○	
特別養護老人ホーム 光陽苑	西大泉 5-21-2 3923-5264	平成 3 年 4 月	社会福祉法人 泉陽会	60	○	○		○	

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	シヨ	軽
関町 特別養護老人ホーム	関町南 4-9-28 3928-8115	平成5年 6月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	70	○			○	
富士見台 特別養護老人ホーム	富士見台 1-22-4 5241-6010	平成6年 6月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	50	○	○		○	
特別養護老人ホーム やすらぎの里大泉	大泉学園町 7-12-32 5387-5577	平成6年 11月	社会福祉法人 章佑会	50	○			○	
特別養護老人ホーム 練馬キングス・ ガーデン	早宮 2-10-22 5399-2201	平成8年 12月	社会福祉法人 キングス・ ガーデン東京	50	○			○	
特別養護老人ホーム 第2育秀苑	羽沢 2-8-16 3991-0523	平成10年 4月	社会福祉法人 育秀会	50				○	
大泉 特別養護老人ホーム	東大泉 2-11-21 5387-2201	平成11年 4月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	170	○	○		○	
特別養護老人ホーム 第二光陽苑	関町北 5-7-22 5991-9917	平成11年 4月	社会福祉法人 泉陽会	100	○	○	○	○	
特別養護老人ホーム やすらぎミラージュ	大泉町 4-24-7 5905-1191	平成11年 5月	社会福祉法人 章佑会	70	○	○	○	○	
特別養護老人ホーム 練馬高松園	高松 2-9-3 3926-8341	平成12年 4月	社会福祉法人 東京福祉会	100	○		○	○	
特別養護老人ホーム 土支田創生苑	土支田 3-4-20 3978-0801	平成13年 4月	社会福祉法人 創生	86				○	
特別養護老人ホーム moi〜モア〜	下石神井 3-6-13 3996-6600	平成15年 4月	社会福祉法人 練馬豊成会	90	○		○	○	

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	シヨ	軽
特別養護老人ホーム 豊玉南しあわせの里	豊玉南 2-26-6 5946-2323	平成 16 年 4 月	社会福祉法人 安心会	63	○			○	
特別養護老人ホーム こぐれの里	大泉学園町 2-26-28 3925-0477	平成 17 年 4 月	社会福祉法人 東京雄心会	50				○	
特別養護老人ホーム さくらヶ丘	大泉学園町 5-30-36 3978-1094	平成 19 年 2 月	社会福祉法人 北山会	72				○	
特別養護老人ホーム 第 2 練馬高松園	高松 2-9-19 5987-2333	平成 19 年 10 月	社会福祉法人 東京福祉会	65				○	
指定介護老人福祉施設 こぐれの杜	大泉学園町 5-18-41 5935-9158	平成 22 年 4 月	社会福祉法人 東京雄心会	60				○	
特別養護老人ホーム みさよはうす土支田	土支田 3-27-27 5947-2555	平成 22 年 4 月	社会福祉法人 シルヴァー ウィング	30				○	
特別養護老人ホーム サンライズ大泉	西大泉 4-20-17 5935-7401	平成 24 年 11 月	社会福祉法人 サンライズ	100				○	
石神井台 特別養護老人ホーム 秋月	石神井台 6-1-11 5935-8928	平成 25 年 3 月	社会福祉法人 さわらび会	177				○	
介護老人福祉施設 南大泉かがやきの里	南大泉 3-19-31 3867-2555	平成 25 年 4 月	社会福祉法人 安心会	47				○	
上石神井 特別養護老人ホーム	上石神井 2-17-23 5903-3051	平成 25 年 5 月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	30				○	
特別養護老人ホーム 第 3 育秀苑	土支田 1-31-5 6904-0105	平成 25 年 6 月	社会福祉法人 育秀会	60		○	○	○	

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	シヨ	軽
特別養護老人ホーム やすらぎグランデ	大泉学園町 8-9-30 5947-5580	平成 26 年 6 月	社会福祉法人 章佑会	90				○	○
特別養護老人ホーム やすらぎシティ東大泉	東大泉 7-27-49 3978-5100	平成 26 年 12 月	社会福祉法人 章佑会	101			○	○	
特別養護老人ホーム タムスさくらの杜練馬	土支田 2-16-27 5935-6397	平成 29 年 8 月	社会福祉法人 春和会	108				○	
特別養護老人ホーム 練馬の丘キングス・ ガーデン	練馬 2-27-7 6629-4599	平成 29 年 8 月	社会福祉法人 キングス・ ガーデン東京	96		○		○	
特別養護老人ホーム タムスさくらの杜練馬 アネックス	土支田 2-36-16 5935-6705	平成 31 年 4 月	社会福祉法人 春和会	83				○	
特別養護老人ホーム 上石神井幸朋苑	上石神井 3-2-18 5991-1331	令和元年 10 月	社会福祉法人 こうほうえん	40				○	
特別養護老人ホーム あおぞら縁小竹テラス	小竹町 1-29-1 6909-3932	令和 2 年 9 月	社会福祉法人 宝満福祉会	30				○	
特別養護老人ホーム 第 3 練馬高松園	高松 2-30-8 5848-8000	令和 3 年 5 月	社会福祉法人 東京福祉会	72				○	
特別養護老人ホーム 練馬いやし園	早宮 3-13-35 5912-0245	令和 4 年 2 月	社会福祉法人 気づき福祉会	55				○	
介護老人福祉施設 ケアホーム練馬	土支田 2-13-17 6311-7000	令和 4 年 6 月	社会福祉法人 道心会	72				○	
特別養護老人ホーム おおいずみの里	大泉町 4-20-7 6904-6602	令和 4 年 8 月	社会福祉法人 香南会	108				○	

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	シヨ	軽
介護老人福祉施設 大泉学園ふれあいの里	大泉学園町 2-30-42 6904-4670	令和4年 10月	社会福祉法人 安心会	96				○	

※ 併設施設(デ・・・デイサービスセンター一般型、認・・・認知症対応型デイサービスセンター、包・・・地域包括支援センター、シヨ・・・ショートステイ、軽・・・都市型軽費老人ホーム)

イ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備(介護保険課 事業者指定係)

認知症の高齢者に対し、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、本人の認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担の軽減を図るため、グループホームの整備を進めている。

(既存施設) (並びは開設順。)

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
ミニケアホーム きみさんち	関町北 3-36-12	3929-2208	平成12年 9月	NPO 法人 ミニケアホームきみさんち	6
大泉学園高齢者 グループホーム まささんの家	大泉学園町 2-20-22	5933-3317	平成12年 12月	社会福祉法人福音会	9
花物語ねりま	豊玉北 5-11-4	6915-8704	平成15年 6月	株式会社 日本アメニティライフ協会	18
とちの実	東大泉 1-12-19	3978-6955	平成17年 6月	有限会社自在	9
第三光陽苑いずみ	西大泉 4-10-6	5905-7881	平成17年 12月	社会福祉法人泉陽会	18
花物語ねりま西	南田中 4-10-19	3995-2125	平成18年 6月	株式会社 日本アメニティライフ協会	18
石神井クラシック・ コミュニティ そよ風	石神井台 7-16-11	5927-5140	平成18年 8月	株式会社 SOYOKAZE	18
グループホーム ふあいん	富士見台 1-17-3 T0ビル2階	3825-2058	平成18年 9月	ディーケア株式会社	18
医療法人社団平真会 薬師堂グループホーム澄	向山 1-14-16 2階から3階	5987-5665	平成18年 11月	医療法人社団平真会	9
大泉学園さくらの家	大泉学園町 7-19-17	5933-0849	平成18年 12月	医療法人社団翔洋会	18
花物語ねりま北	北町 3-3-24	5922-5085	平成19年 11月	株式会社 日本アメニティライフ協会	18

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
ハイムガ-デン南大泉	南大泉 2-1-46	5933-3612	平成 19 年 12 月	株式会社 ヘルシーサービス	18
愛の家 グル-プホ-ム 練馬早宮	早宮 4-14-7	5999-5221	平成 20 年 12 月	メディカル・ケア・ サービス株式会社	18
せらび練馬	北町 2-15-10	6915-7622	平成 21 年 5 月	株式会社ソラスト	18
せらび光が丘	土支田 3-1-22	5935-9718	平成 21 年 8 月	株式会社ソラスト	18
グル-プホ-ム ゆりの花 羽沢	羽沢 3-25-5	5999-6721	平成 21 年 10 月	株式会社パル	18
ニチイケアセンタ- 石神井公園	石神井町 7-17-16	5910-2281	平成 21 年 10 月	株式会社ニチイ学館	18
医療法人社団平真会 薬師堂グル-プホ-ム キミ	富士見台 4-4-18 2階から5階	3577-8767	平成 21 年 10 月	医療法人社団平真会	18
グル-プホ-ム ルミエ-ル光が丘	田柄 5-26-3	5848-2851	平成 22 年 11 月	株式会社 スクールパール羽生	18
グル-プホ-ム 東京練馬の家	春日町 4-6-3	3970-2500	平成 23 年 2 月	医療法人社団長啓会	18
はなまるホ-ム西大泉	西大泉 2-16-23	5935-8511	平成 23 年 3 月	株式会社愛誠会	18
セントケアホ-ム 下石神井	下石神井 2-8-13	5923-1090	平成 23 年 4 月	セントケア東京株式会社	18
グル-プホ-ム ゆりの花 旭丘	旭丘 2-34-14	6909-5012	平成 23 年 8 月	有限会社ハピネス	18
ニチイケアセンタ- 大泉学園	大泉学園町 5-35-1	5947-6570	平成 23 年 9 月	株式会社ニチイ学館	18
SOMPO ケア そんぽの家 GH 桜台	桜台 2-29-11	5912-6751	平成 23 年 10 月	SOMPO ケア株式会社	18
愛の家グル-プホ-ム 練馬西大泉	西大泉 2-17-20	5947-5270	平成 23 年 11 月	メディカル・ケア・ サービス株式会社	27
優っくりグル-プホ-ム 石神井台沼辺	石神井台 2-7-5	5923-7100	平成 23 年 12 月	社会福祉法人奉優会	18
エスケアホ-ム練馬	大泉町 2-41-2	5947-5171	平成 25 年 9 月	株式会社エスケアメイト	18
グル-プホ-ム 希望・練馬	豊玉南 2-27-4	3557-5570	平成 26 年 9 月	株式会社トリードアート	26

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
グループホーム しゃくじいの庭	上石神井 2-20-13	3594-7012	平成 27 年 6 月	有限会社アオキトウワン	9
花物語ねりま北新館	北町 3-7-1	3931-0112	平成 27 年 10 月	株式会社 日本アメニティライフ協会	27
ヒューマンライフケア 大泉学園グループホーム	大泉学園町 3-5-28	3923-7100	平成 28 年 11 月	ヒューマンライフケア 株式会社	18
ミモザ上石神井	上石神井 3-28-2	5927-5330	平成 31 年 2 月	ミモザ株式会社	18
ヒューマンライフケア 中村橋グループホーム	貫井 5-10-14	5971-2025	令和 2 年 11 月	ヒューマンライフケア 株式会社	18
やはら翔裕園	谷原 4-12-24	6913-2268	令和 3 年 5 月	社会福祉法人長寿村	18
グループホーム くらしさ練馬	土支田 4-23-21	3925-6880	令和 3 年 11 月	株式会社元気な介護	27
エクセレント練馬	豊玉南 2-4-10	5912-1165	令和 4 年 8 月	株式会社 エクセレントケアシステム	18
サンハート南大泉 グループホーム	南大泉 1-18-1	5935-9250	令和 5 年 3 月	社会福祉法人 日の出福祉会	18
医療法人社団瑞雲会 ずいぶんホームねりま	高松 3-10-8	5848-8770	令和 6 年 8 月	医療法人社団瑞雲会	9

ウ 介護老人保健施設の整備(高齢社会対策課 施設係)

病状が安定期にあり、入院治療の必要がない高齢者等の家庭復帰を支援するための施設である。

(既存施設)

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
練馬ゆめの木	大泉町 2-17-1	3923-0222	平成 9 年 10 月	医療法人社団翠会	98
大泉学園 ふきのとう	大泉学園町 8-24-25	3924-2215	平成 10 年 9 月	医療法人社団翔洋会	100
ミレニウム桜台	桜台 2-1-13	5946-5508	平成 11 年 11 月	医療法人財団秀行会	92
平和台アバンセ	平和台 1-16-12	5922-2300	平成 12 年 10 月	医療法人社団善仁会	150
カタクリの花	高野台 5-32-12	5393-6201	平成 13 年 12 月	医療法人社団カタクリ会	100
葵の園・練馬	春日町 4-37-30	5971-1166	平成 19 年 10 月	医療法人社団葵会	100

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
神石	上石神井 3-33-6	3594-0088	平成 22 年 4 月	医療法人社団龍岡会	123
橘苑	北町 3-7-22	5921-3722	平成 23 年 4 月	医療法人社団育陽会	53
リハビリパーク 練馬	豊玉北 1-20-20	6914-8760	平成 25 年 10 月	医療法人杏林会	150
第二橘苑	北町 2-32-14	5921-3722	平成 26 年 2 月	医療法人社団育陽会	20
エスポワール練馬	関町東 1-1-9	5903-5267	平成 26 年 3 月	医療法人社団純正会	94
ライフサポート ひなた	氷川台 2-14-3	5922-6788	平成 27 年 5 月	医療法人社団健育会	56
みんなの笑顔	東大泉 5-29-13	3921-2525	平成 27 年 12 月	医療法人社団川満恵光会	100
ライフサポート ねりま	大泉学園町 7-3-28	5935-6713	平成 29 年 4 月	医療法人社団健育会	80

※ 全施設、通所リハビリテーションを併設。

エ 都市型軽費老人ホームの整備(高齢社会対策課 施設係)

低所得で身体機能の低下により、自立した生活に不安がある高齢者向けの住まいを確保するため
都市型軽費老人ホームの整備を進めている。

(既存施設)

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
ケアハウス大泉中央	大泉町 1-58-36	5947-5891	平成 24 年 11 月	株式会社 ソラスト	20
ケアハウス石神井台	石神井台 6-19-3	5947-5717	平成 24 年 11 月	株式会社 ソラスト	20
ケアハウス光が丘公園	田柄 4-39-17	5968-8288	平成 25 年 8 月	株式会社 ソラスト	20
あいケアハウス 練馬北町	北町 8-3-20	5945-7882	平成 25 年 11 月	介護サポート かがやき有限会社	20
ハートフルコート 石神井	下石神井 4-34-7	6761-1122	平成 25 年 11 月	株式会社 ビーステップ	20
やすらぎグランデ	大泉学園町 8-9-30	5947-5590	平成 26 年 6 月	社会福祉法人 章佑会	10
橋戸の丘	大泉町 2-9-37	5947-6621	平成 26 年 12 月	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団	20

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
ハートフルコート大泉	大泉学園町 2-23-65	6767-2100	平成 27 年 2 月	株式会社 ビーステップ	20
ほっと・ハウス・仲町	平和台 1-2-7	3932-1123	平成 27 年 4 月	株式会社 ほっと・すぺーす	20
ケアハウス小竹向原	小竹町 2-33-18	6909-4131	平成 29 年 7 月	株式会社 健康会	20
ケアハウス石神井公園	石神井台 3-27-35	6913-4833	令和 2 年 10 月	株式会社 パッカード	20
ケアハウス練馬豊玉南	豊玉南 3-12-6	6915-8171	令和 2 年 11 月	株式会社 健康会	20
ほっと・ハウス・今神	氷川台 2-6-9	6906-7670	令和 2 年 12 月	株式会社 ほっと・すぺーす	20
ケアハウス上石神井北	石神井台 2-18-4	6913-1901	令和 3 年 5 月	株式会社 パッカード	20
ケアハウス上石神井	上石神井 3-27-9	5903-8188	令和 4 年 8 月	株式会社 パッカード	20
ケアハウス土支田	土支田 2-36-22	6904-6066	令和 4 年 10 月	株式会社 パッカード	20
愛の家都市型軽費 老人ホーム練馬北町	北町 8-14-23	6906-5641	令和 6 年 6 月	メディカル・ケア・ サービス株式会社	20

9 高齢者いきいき健康事業(高齢社会対策課 いきがい係)

(1) 事業内容

75 歳以上の申請者に対して年度内に一回、いきいき健康券を交付する。

いきいき健康券の種類(令和 8 年度)

- ① 区内公衆浴場(6 回 500 円補助券)
- ② 区内理容・美容店(3,000 円補助券)
- ③ 区内はり・灸・マッサージ・指圧施術所(1 回補助券・自己負担 500 円)
- ④ 豊島園庭の湯(平日 2 回無料券)
- ⑤ 練馬区立少年自然の家「ベルデ」(3,000 円食事補助券)
- ⑥ 区内スポーツクラブ(2 回無料券)
- ⑦ 練馬区いきがいデイサービス(5 回補助券・自己負担 1 回 100 円)

※ ③は、令和 6 年度から一部の施術所で出張サービスが可能である。(別途、出張料金 1,000 円)

(2) 事業実績

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
申込件数	33,902	32,493	32,137	32,740	31,920

※ 令和 3 年度から、対象者を 65 歳以上から 75 歳以上に変更。

10 デジタルを活用したフレイル予防事業(高齢社会対策課 介護予防係)

(1) フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」

ア 事業内容

おおむね 55 歳以上の区民を対象に、フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」を提供する。アプリは AI がフレイルリスクを判定し、一人ひとりにあった健康アドバイスを配信し、興味関心に合ったおすすめ地域イベント情報を検索できる。アプリ利用者の健康行動と社会参加を促進し、また新規登録者数の獲得を目指すため、社会参加や歩数に応じて、公衆浴場や理美容店、映画館などで使えるチケットが当たるキャンペーンを実施している。

イ 事業実績 (単位：人)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
登録者数	2,142	3,088	4,495

※ 令和 5 年度新規事業(令和 5 年 9 月 21 日より配信開始)

※ 令和 7 年度から、対象者を 65 歳以上から 55 歳以上に変更

11 デジタル格差対策

(1) スマホ教室事業(高齢社会対策課 区立施設運営係)

ア 事業内容

高齢者のデジタル格差解消を目指し、はつらつセンター、敬老館および街かどケアカフェで、都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」などを活用し、スマートフォン教室・相談会を実施している。また、令和 6 年 4 月からは、はつらつセンターに常設の窓口を開設し、スマートフォンの基本操作の質問に対応している。

イ 事業実績(参加者数) (単位：人)

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
区事業	スマホ教室	1,929	971	518
はつらつセンター・敬老館独自	スマホ教室	1,363	1,258	1,123
	スマホ相談会	1,100	1,115	844
東京都事業	スマホ体験会	178	148	1,020
	スマホ相談会	508	538	322
はつらつセンタースマホ相談窓口(※)		—	1,195	1,884

※ 令和 6 年度新規事業

(2) シニアスマホ相談員事業(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

高齢者のいきがい創出と情報格差の解消を図るため、スマホの操作に不慣れな高齢者に対して、スマホ相談員が操作方法を教える相談会を実施する。

相談員は、60 歳以上で、区が認める養成講座を修了した者とし、相談会は、個人向けおよび団体向けの 2 種類を実施する。個人向け相談会は、区が指定する会場で、1 人あたり 30 分以内で実施する。団体向け相談会は、実施を希望する団体が手配した会場に、相談員を派遣し、1 回の相談会を 2 時間まで、相談時間は 1 人あたり 30 分以内で実施する。

イ 事業実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談員養成人数（人）	14	4	—
実施回数（回）	40	79	96

※ 令和 5 年度新規事業

第3章 障害者福祉

1 相談(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(1) 身体障害者等相談

ア 身体障害者等に関すること

身体障害者手帳を交付されると、法の適用者たる証明となり、かつ法に基づく各種の援護を受ける前提となるものである。手帳の交付申請は本人または保護者の任意に基づくものであるが、権利として位置付けられる。

具体的には視覚、聴覚、平衡、音声、言語、肢体、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、肝臓、小腸および免疫機能の障害を有する方に対して身体障害者手帳を東京都が交付し、それに基づき障害者総合支援法等の障害福祉サービス等の支給および決定を行っている。

また、難病等を有する方に対して身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの支給および決定を行っている。

イ 障害者総合支援法の障害福祉サービスに関すること

(7) 更生医療の給付(自立支援医療(更生医療)の項参照)

(イ) 補装具の支給(補装具費の支給の項参照)

(ウ) 日常生活用具・住宅設備改修費の給付(日常生活用具給付等事業の項参照)

(エ) 自立支援給付

上記(7)～(エ)の給付には、サービス量と所得に着目した利用者負担がある。ただし、課税状況等により、負担軽減制度がある。

(オ) その他の援護

生計、就労など各種相談、交通機関割引証の交付等を実施している。

ウ 事業実績

(7) 相談指導状況

	身体 障害者 手帳 交付	更生 医療	補 装 具	施 設	民間 バス 都営交通	諸証明書など 具・医療・ 日常生活用	計
令和3年度	11,234	4,620	4,057	3,039	2,557	46,598	72,105
令和4年度	10,620	5,187	4,437	2,641	2,837	49,674	75,396
令和5年度	10,053	4,820	4,066	2,329	2,297	40,239	63,804
令和6年度	10,405	5,080	4,479	3,035	2,436	39,199	64,634
令和7年度	11,350	4,975	4,225	2,294	2,597	32,377	57,818

(イ) 身体障害者手帳交付数

(各年度3月末現在)

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	内部障害	肢 体 不自由	計
令和3年度	1,484(30)	2,081(115)	259(0)	7,178(86)	9,190(263)	20,192(494)
令和4年度	1,513(31)	2,116(112)	262(1)	7,223(88)	9,053(263)	20,167(495)
令和5年度	1,520(31)	2,183(112)	265(0)	7,268(91)	8,982(268)	20,218(502)

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	内部障害	肢 体 不自由	計
令和 6 年度	1,534(30)	2,277(114)	259(0)	7,504(97)	9,022(262)	20,596(503)
令和 7 年度	1,521(28)	2,327(105)	256(0)	7,544(95)	8,735(263)	20,383(491)

※ ()は 18 歳未満を再掲

※ 令和 7 年度は、東京都が未届の死亡者を手帳交付台帳から職権により消除したため、令和 6 年度に比べ減少した。

(2) 知的障害者相談

ア 各種相談・指導

知的障害者およびその家族等から、施設利用、生活問題、職業相談などの各種相談に応じている。必要により家庭、職場および施設等を訪問して、知的障害者の社会的自立への適切な助言・指導援助を行う。

相談件数

(単位：件)

	施設入 所	職親相 談	職業相 談	保健医 療	生活相 談	教育相 談	その他	計
令和 3 年度	1,732	2	365	121	734	233	35,656	38,843
令和 4 年度	1,814	0	240	122	493	343	39,596	42,608
令和 5 年度	1,701	0	297	132	308	243	35,904	38,585
令和 6 年度	2,467	0	480	197	386	377	38,772	42,679
令和 7 年度	2,001	0	273	111	377	222	39,002	41,986

イ 愛の手帳の交付

愛の手帳は、東京都が「知的障害者の保護および自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めること」を目的として実施した制度である。

対象者は都内に居住する方で、知的障害と判定された方に対して交付される。手帳を所持することにより、各種のサービスや援護の手続きができる。

ウ 福祉サービスの利用

障害者総合支援法上のサービスとして、自立した生活・就労のための支援を受ける訓練等給付、主に介護の支援を受ける介護給付などがある。住まいの場としては、施設入所支援、グループホームがあり、個々の利用者の申請に基づき障害程度や勘案すべき事項をふまえ、それぞれ支給決定が行われる。

また、障害福祉サービスを利用された方には、サービス量と所得に着目した負担がある。ただし、課税状況により、負担軽減制度がある。

(7) 施設入所支援

満 18 歳(必要により 15 歳)以上の方を対象とし、入所により介護や生活支援等を行う。

(4) 通所施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型など)

福祉作業所および福祉園などがある。福祉作業所は一般就労が困難な方に簡易作業を通じて、作業支援や生活支援を行っている。福祉園は障害の重い方に対し、その心身の発達を促進し、社会生活能力を開発するために必要な訓練を行うなど、それぞれその社会的自立の助長を目的としている。

エ 事業実績

知的障害者名簿登載者状況

(各年度3月末現在)(単位:人)

	最重度		重度		中度		軽度		計		
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	計
令和3年度	23	165	247	1,080	260	907	589	1,966	1,119	4,118	5,237
令和4年度	24	167	245	1,111	289	913	639	2,038	1,197	4,229	5,426
令和5年度	22	166	268	1,127	306	917	662	2,124	1,258	4,334	5,592
令和6年度	20	167	281	1,156	316	927	722	2,192	1,339	4,442	5,781
令和7年度	16	169	306	1,167	344	936	743	2,290	1,409	4,562	5,971

知的障害者(児)支援状況

(各年度3月末現在)(単位:人)

	施設				その他 (居宅等)	計
	障害児施設 入所※	障害者施設 入所	障害者施設 通所	施設小計		
令和3年度	6	395	1,885	2,286	2,951	5,237
令和4年度	5	441	2,038	2,484	2,942	5,426
令和5年度	11	477	2,070	2,558	3,034	5,592
令和6年度	17	475	2,162	2,654	3,127	5,781
令和7年度	7	475	2,086	2,568	3,403	5,971

※ 総合福祉事務所が関わった数

2 自立支援給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(1) 介護給付、訓練等給付および相談支援

ア 介護給付

生活上または療養上の必要な介護を行う。

イ 訓練等給付

自立した日常生活や社会生活ができるよう、また就労等につながる支援を行う。

ウ 相談支援

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する。

エ 支給状況(延べ人数)

(単位:人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護給付	居宅介護	12,106	12,611	13,114	13,463	13,668
	重度訪問介護	1,398	1,425	1,115	1,548	1,611
	行動援護	70	95	95	113	121
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
	同行援護	2,390	2,485	2,434	2,511	2,551
	短期入所	2,418	2,442	2,927	3,290	3,450
	療養介護	961	950	989	1,002	999
	生活介護	14,017	14,486	14,922	15,378	15,908
	施設入所支援	5,711	5,821	5,882	5,943	6,045

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訓練等給付	自立訓練	1,076	1,085	1,093	1,132	1,247
	就労選択支援	-	-	-	-	6
	就労移行支援	3,264	3,029	3,532	3,691	3,698
	就労継続支援	16,043	16,196	16,259	16,964	17,429
	就労定着支援	1,479	1,488	1,547	1,766	2,137
	自立生活援助	100	30	39	15	12
	共同生活援助	9,240	9,750	10,524	11,163	11,915
相談支援	計画相談支援	11,422	11,843	12,443	13,042	14,391
	地域相談支援	35	11	11	17	17
	障害児相談支援	3,397	3,792	4,600	4,674	5,374

※ 就労選択支援は、令和7年10月から創設された。

(2) 高額障害福祉サービス

ア 世帯単位の軽減措置

(7) 事業内容

障害福祉サービスおよび介護保険制度における居宅サービス等を利用して利用者負担が著しく高額である場合、高額障害福祉サービス等給付費が支給される。また、障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援事業を併せて利用し、利用者負担額が著しく高額である場合は、高額障害児通所給付費と併せ高額障害福祉サービス等給付費が支給される。

(4) 支給状況

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ支給件数	59	150	104	84	122

イ 高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減措置

(7) 事業内容

65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するため支給される。

(4) 支給状況

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ支給件数	104	116	111	117	126

(3) 補装具費の支給

損なわれた身体機能を代替または補完し、日常生活活動を容易にするため、補装具の製作・購入および修理にかかる費用の支給を行う。

補装具交付・修理

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
義肢	62	68	73	63	57
装具	262	231	254	220	259
姿勢保持装置	78	72	95	74	90
視覚障害者安全つえ	72	69	73	72	56

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
義眼	4	14	12	6	7
眼鏡	31	40	46	30	29
コンタクトレンズ	0	1	1	0	0
補聴器	381	424	386	398	428
車椅子	320	294	325	327	280
電動車椅子	178	169	174	189	164
座位保持椅子	9	3	5	7	3
起立保持具	3	10	7	2	5
歩行器	13	17	7	19	10
頭部保持具	2	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	16	12	5	15	13
意思伝達装置	3	2	3	3	6
人工内耳	7	7	9	11	15
その他	0	0	0	0	0
計	1,441	1,433	1,475	1,436	1,422

※令和6年度から、障害児（18歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とした。

3 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業(障害者施策推進課 管理係)

毎年12月3日から9日の「障害者週間」にちなみ、12月に障害者福祉大会や障害者フェスティバル、障害者ふれあい作品展を開催している。

ア 障害者福祉大会

地域社会で活躍している障害者の方(地域活躍者)、および障害者(児)の福祉の向上に功績のあった方または団体(援護功労)をたたえ、障害者(児)福祉の向上を図る。

受賞者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域活躍者	2	6	1	4	4
援護功労者	3	2	2	2	2
感謝状	0	2	1	0	0

イ 障害者フェスティバル

障害者(児)の自立と社会参加を促進するとともに、区民の障害者(児)に対する理解と認識を深める啓発事業の一環として開催している。参加団体から選出された実行委員により自主的に運営され、作品展示、コンサート、模擬店等の企画を実施している。

ウ 障害者ふれあい作品展

障害者の絵画や陶芸作品を展示することにより、区民の障害者に対する理解と認識を深める啓発事業の一環として開催している。

参加団体等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加団体数	19	17	17	17	14
作品数(点)	140	121	144	162	157
来場者数(人)	300	151	250	260	300

(2) 移動支援(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

屋外での移動に困難がある障害者(児)について、社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促す。

なお、令和8年度から通学や通所支援の利用者で、余暇支援等の時間数とあわせて、50時間以上の支援が必要と認められた場合、その通学や通所支援の用途に限り、1ヶ月あたり23時間を上限として、50時間を超えて利用できるよう、移動支援の充実を図った。

イ 支給状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用者数	10,004 (延 146,821 時間)	10,738 (延 160,719 時間)	11,391 (延 169,816 時間)	11,738 (延 174,562 時間)	12,700 (延 182,475 時間)

(3) 障害者地域自立支援協議会(障害者施策推進課 事業計画係)

障害者等への支援の体制の整備を図るため、地域の障害保健福祉関係機関等が地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を緊密にするとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として設置する。

(4) 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者派遣(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(7) 事業内容

聴覚障害者の団体または個人の社会活動に手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者の福祉の向上に資することを目的としている。

(イ) 対象

- ① 身体障害者手帳を所持する聴覚障害者
- ② 聴覚障害者を主たる構成員とする団体や聴覚障害者の参加が見込まれる講演会等を主催する団体

(ウ) 派遣の範囲

社会活動および日常生活で必要とする場合。ただし、営業活動、政治活動、宗教活動を除く。

(エ) 謝礼

区登録者・・・2時間まで4,200円で、2時間を超える場合は30分ごとに700円を加算し、1回につき6時間を限度とする。

派遣センター登録者・・・2時間まで6,600円で、1時間を超えるごとに3,300円を加算し、1回につき6時間を限度とする。

(オ) 委託

手話通訳者の派遣については、東京手話通訳等派遣センターに委託している。

(カ) 事業実績 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
練馬区登録手話通訳者数(人)	60	55	54	57	57
派遣延数・区(人)	2,090	2,337	2,438	2,310	2,288
派遣延数・センター(人)	866	804	805	802	712

イ 要約筆記者派遣(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(7) 事業内容

聴覚障害者の団体または個人の社会活動に要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の福祉の向上に資することを目的としている。

(イ) 対象

- ・身体障害者手帳を所持する聴覚障害者
- ・聴覚障害者を主たる構成員とする団体や聴覚障害者の参加が見込まれる講演会等を主催する団体

(ウ) 派遣の範囲

社会活動および日常生活で必要とする場合。ただし、営業活動、政治活動、宗教活動を除く。

(エ) 謝礼

手書きノートテイクの場合は2時間まで5,400円、PCノートテイクの場合は2時間まで5,900円。

それぞれ、1時間を超えるごとに2,700円を加算し、1回につき6時間を限度とする。

(オ) 委託

要約筆記者の派遣については、東京手話通訳等派遣センターに委託している。

(カ) 事業実績 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣延数	236	247	362	356	343

ウ 手話通訳者設置事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(7) 事業内容

区役所本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに定期的に手話通訳者を設置し、来所した聴覚障害者等の意思疎通支援を行っている。

(イ) 事業実績 (単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置回数	344	344	344	344	344

エ コミュニケーション支援機器の配備(障害者施策推進課 管理係)

音声言語によるコミュニケーションが困難な方へ情報提供を行うため、音声言語を即時文字化し画面上に表示するアプリケーションソフトを適用したタブレット端末を、各総合福祉事務所および福祉部内2か所に配備し、窓口でのコミュニケーションを容易にし、来所者への対応向上を図る。

オ 遠隔手話通訳設置事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(7) 事業内容

a 遠隔手話通訳

区役所本庁舎のすべての窓口のほか、区民事務所、総合福祉事務所、保健相談所等でタブレット等を利用し、職員と聴覚障害のある来庁者の会話を手話オペレーターが通訳して必要な手続きを進める。

b 電話代理支援サービス

聴覚や言語機能などに障害のある方が、スマートフォンなどのビデオ通話機能等を利用し、手話や文字チャットで区役所や区立施設へリアルタイムに問い合わせができるサービスを提供する。

(イ) 事業実績 (単位：件)

利用件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
遠隔手話通訳	31	65	36	62
電話代理支援サービス	—	—	—	8

※窓口での遠隔手話通訳は令和4年10月から実施

※電話代理支援サービスは令和7年11月から実施

カ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(7) 事業内容

失語症者の意思疎通を支援するため、当事者が参加する区内の活動団体に意思疎通支援者を派遣する。

(イ) 事業実績 (単位：件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣件数	129	277	303

※令和5年6月から実施

(5) 日常生活用具給付等事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

(7) 事業内容

障害者等に対し、日常生活の便宜を図るため、各種の用具および住宅設備の改善のための給付を行う。

(イ) 事業実績

a 日常生活用具給付状況 (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特殊寝台	27	25	26	16	17
特殊尿器	0	0	0	0	0
入浴担架	4	2	3	5	3
体位変換器	1	5	2	8	1
移動用リフト	12	5	6	6	6
スリングシート	14	12	12	8	10
訓練いす	0	0	0	0	0
入浴補助用具	46	36	38	54	28
ポータブルトイレ	1	1	3	4	1

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
歩行支援用具	21	28	30	23	22
排泄支援用具	3	6	3	4	3
洗浄機能付便座	5	6	1	0	0
特殊マット	23	12	19	16	13
電磁調理器	5	3	3	4	2
情報通信支援装置	13	26	15	16	33
携帯用会話補助装置	3	3	3	7	2
収尿器	11	11	10	9	8
ネブライザー	22	6	13	15	23
電気式たん吸引器	37	41	33	40	47
吸引・吸入両用器	4	8	5	4	7
動脈血中酸素飽和測定器	15	10	5	6	16
空気清浄器	1	1	1	0	0
音声案内機器	3	5	3	0	4
音声式体温計	16	14	6	6	7
体重計	5	12	6	5	7
点字ディスプレイ	11	6	9	6	9
点字器	1	2	0	0	2
点字タイプライター	1	0	0	2	1
ポータブルレコーダー	16	18	13	14	20
視覚障害者用地上デジタル放送受信ラジオ	1	3	1	2	0
活字文書読上げ装置	3	5	7	5	6
拡大読書器	23	13	21	18	15
時計	17	17	11	20	16
点字図書	5	6	2	10	12
大活字図書	0	0	0	0	0
音響案内装置	2	5	3	4	4
音声式血圧計	8	9	4	6	12
屋内信号装置	12	8	7	5	5
会議用拡聴器	0	1	1	0	0
情報受信装置 (文字放送デコーダー)	1	4	0	0	0
聴覚障害者用通信装置	4	8	5	3	3
フラッシュベル	1	1	2	0	0
携帯用信号装置	0	0	0	0	0
火災警報機	1	3	1	0	1

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人工喉頭	9	9	5	7	7
人工鼻	275	253	78	63	55
ストマ装具	10,880	10,871	9,981	10,390	10,205
紙おむつ	2,022	1,883	2,042	1,925	2,333
つえ	8	15	21	11	9
透析液加温器	16	10	14	8	8
自動消火装置	0	0	0	0	0
車椅子用レインコート	10	13	9	13	9
頭部保護帽	25	18	21	17	20
蓄電池	-	-	-	11	12
カーインバーター	-	-	-	0	2
発電機	-	-	-	2	1
計	13,644	13,459	12,504	12,798	13,027

b 住宅設備改善費給付状況 (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中規模改修	15	3	12	8	4
屋内移動設備	18	6	4	5	4
階段昇降機	2	0	0	3	0
小規模住宅改修	19	8	16	13	8
計	54	17	32	29	16

※令和7年度から、障害児（18歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とした。

イ 在宅生活あんしん事業

(7) 事業内容

a 在宅の重度身体障害者等に対し、熱中症対策機能を内蔵した、緊急時に民間の受信センターへ自動通報する無線発報器(緊急通報システム)を貸与する。またシステム利用時には、生活リズムセンサーや、見守り電話サービスをオプション機能として利用できる。

b 家族と離れていても、安心して生活ができるよう ICT 機器を活用した見守り等を支援する機器を導入した際の費用の一部を助成する。

(i) 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者登録数(人)	17	17	16	16	17
ICT 機器助成(件)	-	-	-	0	0

※令和6年度から ICT 機器助成を開始

(6) 地域活動支援センターⅢ型事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業内容

精神障害者等の相談に応じて必要な助言や情報提供を行い、創作的活動または生産活動、社会との交流等を通じて、社会復帰の促進および地域生活の安定を図る。平成26年10月に開設した。

イ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間延利用者数	1,657	1,634	2,181	1,971	1,806

(7) 任意事業

ア 訪問入浴サービス(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(7) 事業内容

長期にわたり入浴が困難な在宅の重度心身障害者(児)に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより障害者の福祉の向上と家庭における負担軽減を図る。

(イ) 対象

知的障害者(愛の手帳1～2度)

身体障害者(身体障害者手帳1～2級)

ただし、介護保険法に基づく要介護または要支援の認定を受けた方は除く。

(ウ) 事業実績

(単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ入浴回数	3,250	3,161	3,028	3,156	3,277

イ 日中一時支援事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(7) 事業内容

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(イ) 支給状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ支給人数	879	1,154	1,180	1,078	1,131

ウ 自動車運転教習費および自動車改造費の助成(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(7) 自動車運転教習費の助成

心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成することにより、心身障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(イ) 自動車改造費の助成

重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度の身体障害者の社会復帰の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(ウ) 事業実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教習費	8	5	7	5	5
改造費	2	2	1	4	6

エ 手話通訳者養成(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(7) 事業内容

手話ボランティアおよび手話通訳者の養成を行うとともに、中途失聴者・難聴者に対する手話の習得を図る講習会を開催している。

(4) 対象

区内在住・在勤(在学)の高校生以上の方(他自治体の登録通訳者を除く)

(ウ) 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
修了者	17	135	148	190	189

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の講習・新規受講者受入れの中止をした。令和4年度からは、感染状況に配慮して定員を調整し、開催回数を戻して実施した。

(8) 障害支援区分認定(障害者サービス調整担当課 障害審査係)

ア 障害支援区分認定

障害者総合支援法の介護給付等のサービスを利用するには、支給申請をしてサービスの必要度を明らかにするために、障害支援区分(区分1～区分6)の認定を受ける必要がある。

障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に表す指標である。認定調査員が行った80項目のアセスメントおよび医師意見書の一部に基づくコンピューターによる一次判定を原案とし、医師意見書等の内容を加味したうえで、障害者給付審査会において二次判定を行い市町村が認定する。

イ 障害者給付審査会

障害者給付審査会は、障害保健福祉に関する学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員によって構成される。委員の任期は2年である。定数は条例で60人以内とし、令和7年度は委員50人(令和8年3月31日現在)を10合議体に編成して、障害支援区分の審査・判定を行った。

ウ 審査実績

(7) 障害支援区分判定状況

	令和3年度※	令和4年度※	令和5年度※	令和6年度	令和7年度
判定数(件)	1,442 (193)	1,420 (177)	1,643 (23)	1,465	1,426
審査会開催数(回)	93 (14)	90 (13)	87 (6)	71	65

※ 令和3～5年度は、()内の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための有効期間延長分を含む。

(4) 障害支援区分分布状況

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和3年度	0	10	274	322	224	247	365	1,442
	0%	0.7%	19.0%	22.3%	15.5%	17.1%	25.3%	100%
令和4年度	0	5	254	312	228	225	396	1,420
	0%	0.4%	17.9%	22.0%	16.1%	15.8%	27.9%	100%
令和5年度	0	6	289	313	261	277	497	1,643
	0%	0.4%	17.6%	19.1%	15.9%	16.9%	30.2%	100%
令和6年度	0	6	280	371	264	219	325	1,465
	0%	0.4%	19.1%	25.3%	18.0%	15.0%	22.2%	100%

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
令和 7 年度	0	6	279	350	261	195	335	1,426
	0%	0.4%	19.6%	24.5%	18.3%	13.7%	23.5%	100%

(%は小数点以下第二位を四捨五入したため、合計が合わない場合がある。)

4 自立支援医療(更生医療)(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(1) 更生医療の給付

身体上の障害を手術等の治療によりその障害の程度を軽減または除去する場合、医療費の一部を公的に負担するもので、主なものは人工透析、心臓手術などである。

(2) 事業実績

()内は延べ件数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
給付者数	843(6,896)	900(7,259)	1,160(7,239)	875(7,188)	823(7,403)
給付金額(円)	1,246,534,434	1,253,300,272	1,200,921,230	1,127,722,295	1,079,465,087

5 障害児支援事業給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(1) 障害児通所支援事業

※ 障害児が、身近な地域で支援を受けながら、地域生活が営めるよう支援を行う。(延べ人数)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
児童発達支援	10,842	11,467	12,439	13,626	14,342
医療型児童発達支援	69	39	40	-	-
放課後等デイサービス	12,851	13,717	15,012	16,476	17,499
保育所等訪問支援	840	1,020	1,401	2,112	2,270
居宅訪問型児童発達支援	62	89	97	69	72

※ 令和 6 年度から医療型児童発達支援は児童発達支援へ一元化された。

※ 令和 7 年 9 月から 0 歳から 5 歳までの児童発達支援(医療型児童発達支援を含む)、保育所等訪問支援および居宅訪問型児童発達支援の利用者負担額は無償化された。

(2) 高額障害児通所給付

ア 事業内容

障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援事業を併せて利用し、利用者負担額が著しく高額である場合、高額障害福祉サービス等給付費と併せ高額障害児通所給付費が支給される。

イ 支給状況

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ支給件数	60	69	82	60	96

6 自立支援負担軽減(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(1) 特定障害者特別給付および特例特定障害者特別給付

ア 事業内容

施設入所者の負担すべき食費および光熱水費の一部、共同生活援助利用者の負担すべき家賃の一部を支給する。いわゆる、補足給付といわれているものである。

イ 事業実績 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ人数	13,779	14,308	14,981	15,523	16,217

(2) 身体障害者(児)補装具(つえ)費用負担助成

ア 事業内容

身体障害者補装具(視覚障害者安全つえ)の自己負担額(1割相当分)を助成する。

イ 事業実績 (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	34	39	34	36	30

(3) グループホーム等加算

ア 短期入所東京都加算分

(7) 事業内容

短期入所の事業を行う事業所の安定的な運営を図るために加算額を助成する。

(4) 給付状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
成人分(延べ日数)	15,911	15,674	16,826	18,735	18,875
児童分(延べ日数)	702	565	606	732	635

イ 共同生活援助東京都加算分

(7) 事業内容

共同生活援助の事業を行う事業所の安定的な運営を図るために運営に係る経費等を助成する。

(4) 給付状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都加算分(延べ件数)	7,472	7,825	8,376	8,240	7,961
家賃助成(延べ月数)	3,828	3,863	4,022	4,032	3,109

7 障害者福祉事業

(1) 東京都心身障害者扶養共済(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

心身障害者を扶養する保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、残された心身障害者に年金を支給する制度。

ア 加入できる方

心身障害者の保護者で、次の条件をすべて満たす方

- ① 区内に住所がある方
- ② 加入年度の初日(4月1日)の年齢が65歳未満の方
- ③ 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態の方

イ 対象となる心身障害者

- ① 知的障害のある方
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1～3級までに該当する方
- ③ 障害の程度が①②と同程度と認められる方(精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

ウ 掛金

- ① 一口当たりの金額は、9,300 円～23,300 円(加入時の年齢によって異なる)
- ② 心身障害者一人につき 2 口まで加入できる
- ③ 年度当初の年齢が 65 歳に達し、かつ 20 年継続加入した以後の加入月から免除

エ 年金支給額

加入者(保護者)が死亡した月、または重度の障害者になった月から、障害のある方に加入口数 1 口につき月額 20,000 円の年金を生涯にわたり支給する。

(2) 心身障害者福祉電話基本料金等の助成(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

在宅の重度身体障害者に対して、電話料金の一部を助成する。

イ 事業実績(対象数は 3 月 31 日現在の数) (単位：台)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸与電話	18	18	12	11	11
所有電話	21	19	16	13	11

※本助成対象者は、平成 26 年 3 月 31 日以前から継続して本助成を受けている者に限る。

(3) 心身障害者(児)紙おむつの支給(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

ア 事業内容

区内在住で常時紙おむつを必要とする 3 歳から 65 歳未満の身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度をお持ちの方を対象に紙おむつを支給している。利用者は 1 か月に支給を受ける紙おむつの総額の 1 割(1 円未満は切り捨てる。)を負担し、購入金額が 8,000 円を超えた場合は、総額から 7,200 円を引いた金額を負担する。

ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- (7) 対象者本人(20 歳以上の場合に限る。)の前年の所得が 3,661,000 円を超える方(扶養親族等 1 人につき、38 万円を加算)
- (イ) 生活保護を受けている方
- (ウ) 病院に入院されている方や施設に入所している方
- (エ) 他の制度で紙おむつの支給を受けている方

なお、7 年度から、障害児(20 歳未満)については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

イ 紙おむつ受給者 実績(延べ人数) (単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者	5,053	4,996	5,184	5,162	5,755

(4) 心身障害者(児)の出張調髪(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

ア 事業内容

東京都重度心身障害者手当を受給されている方で、外出が困難な在宅の方に、区内の理美容組合の協力を得て、自宅に理容師・美容師が出張して調髪等を行う。区は年 6 枚を限度とした出張調髪券を交付し、利用者は、1 回の利用で 500 円を負担する。

イ 実績(延べ人数) (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者	482	504	514	536	567

(5) 障害者企業実習奨励金(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)

ア 事業内容

就労を希望する障害者がその準備として企業において実習を行った場合、奨励金(日額1,000円。ただし、実習時間が3時間に満たない場合は日額500円)を支給する。

イ 事業実績 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請延べ人数	61	65	73	54	36

(6) 身体障害者手帳取得用診断書費用助成(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

身体障害者手帳交付申請時に添付する診断書および医師意見書の作成に要する費用を助成する。

イ 助成状況 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数(延べ)	275	301	282	345	330

(7) 日常生活用具給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 重症患者日常生活用具給付

(7) 事業内容

本人および家族の生活上の便宜を図るため、在宅の重症患者に特殊マット等の日常生活用具を給付する。

(イ) 給付状況 (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付延べ件数	0	0	0	1	0

イ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

(7) 事業内容

在宅の小児慢性特定疾病児童に特殊便器等の日常生活用具を給付する。

(イ) 給付状況 (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付延べ件数	3	5	1	1	9

(8) ホームヘルプサービス (障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 重症患者ホームヘルプサービス助成

(7) 事業内容

悪性腫瘍等の疾病にり患している方で他の公的支援が利用できない在宅生活の方に対して、ホームヘルパー利用経費の補助、サービス提供事業所の紹介を行い、対象者が安心して療養に専念できることを目的とする。

(イ) 事業実績 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成対象者	0	0	0	0	0

イ 重度脳性まひ者介護事業

(7) 事業内容

重度脳性まひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、地域社会での自立生活と社会参加を支援する。

(イ) 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
重度脳性まひ者	46人 8,512回	43人 7,877回	41人 7,046回	35人 6,399回	32人 5,979回

※対象人数については各年度最終月(3月)実施分の人数とする。

(9) 知的障害者生活寮委託(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

就労または通所授産施設を利用している知的障害者に対して生活の場を提供し、日常生活における援護・指導を行うことにより、自立生活を促す。

イ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用人数(延べ)	48	48	48	38	24

(10) 緊急一時保護(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

重度障害者(児)の主な介護者が病気、事故、出産、あるいは冠婚葬祭等で不在となった場合、ほかの家庭に一時的に保護委託を行う。利用を希望する場合、身体障害者手帳、愛の手帳を持参し申請書を提出する。

イ 対象

- ① 知的障害者(愛の手帳1～4度)
- ② 身体障害者(身体障害者手帳1～2級)
- ③ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方

ウ 事業実績

緊急一時保護の状況(居宅)

(単位：日)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ保護日数	873	724	644	553	513

(11) 障害者虐待防止対策(障害者施策推進課 事業計画係)

ア 事業内容

障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)により、障害者虐待防止センター機能を障害者施策推進課および保健予防課に設置し、総合福祉事務所、保健相談所と連携しながら障害者虐待の防止、障害者の保護・支援などに取り組んでいる。

虐待通報は、虐待通報専用ダイヤル(電話・ファクス)を設け24時間体制で受け付けている。

(休日・夜間は業務委託により実施)

イ 事業実績

休日・夜間虐待通報受付業務

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報受付件数	51	41	75	61	64

※ 受付件数が全て虐待案件ではない。

(12) 重症心身障害児(者)等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

(障害者サービス調整担当課 障害者給付係／障害者施策推進課 事業計画係)

ア 事業内容

在宅で生活する重症心身障害児(者)等を支える家族等の介護負担を軽減および当該家族の就労等を支援することで、重症心身障害児(者)等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ることを目的として、自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、日頃、家族が行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって提供する。

1回につき2～4時間(30分単位)

利用者1人につき1年度の間に288時間を上限とする。

イ 対象者

次の項目のすべてに該当する方

① 練馬区内に住所を有する方

② 次のどちらかに該当する方

・18歳に達するまでに愛の手帳1度または2度程度の知的障害および身体障害者手帳1級または2級程度の身体障害(自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。)を有するに至った方

・日常生活を営むために、医療的ケアを要する状態にある18歳未満の方

③ 家族等による在宅介護を受けて生活している方

④ 訪問看護により医療的ケアを受けている方

⑤ 現在利用している訪問看護事業所が当事業について区と契約していること。

ウ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用登録者数(人)	94	96	98	98	118
派遣回数(回)	321	375	581	785	1,386

※令和7年4月から1年度の上限時間を144時間から288時間へ拡充した。

※令和7年10月から居宅外でのレスパイト事業を開始。延べ回数40回

(13) 中等度難聴児発達支援事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

身体障害者手帳の交付対象とならない区内在住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の早期装用を促進し、言語の習得やコミュニケーション能力等の向上を図ることを目的として、補聴器の購入費用の一部を助成する。

イ 対象者

次の項目のすべてに該当する方

- ① 練馬区内に居住する18歳未満の者
- ② 身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力でないこと
- ③ 両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者

ウ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数(耳)	52	29	43	54	35

※ 令和6年度から、保護者の所得にかかわらず支給対象とした。

(14) 障害者差別解消推進事業(障害者施策推進課 事業計画係)

ア 理解促進・啓発事業

(7) 事業内容

障害者差別解消法や区の実施計画を知るとともに、障害当事者等の話を聞くことで、障害福祉への理解を深める。

(イ) 事業実績

(単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員向け研修	6	7	6	5	5
区民向け講演会	0	1	1	1	1

イ 障害者差別解消支援地域協議会

区や障害者団体などが、それぞれの機能や取組、地域における事例等を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために、協議の場を設置する。

(15) 発達障害児者家族支援事業(障害者施策推進課 事業計画係)

発達障害児者が適切な支援につながるよう、家族が孤立しない相談体制の構築を目指し、ペアレントメンター(発達障害児者の養育経験がある同じ立場の親)による相談や家族・きょうだい学習会および交流会、講演会を実施する。

(16) 重度障害者大学等修学支援事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業概要

障害者の社会参加および大学等における重度障害者の修学のために必要な支援体制の構築を促進することを目的として、重度障害者の大学等(大学院および短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校および各種学校への修学に必要な身体介護等を提供する。

イ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成対象者	1	1	0	1	2

※ 令和2年度から事業開始

(17) 重度障害者等就労支援事業(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)

ア 事業概要

就労機会の拡大および社会参加の促進を図ることを目的として、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等が通勤や職場等で必要となる支援を行う。令和6年度から事業開始。

イ 対象者

重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を区から受けており、かつ、つぎのいずれかに該

当する障害者

- ① 民間企業に雇用される者で、1週間の所定労働時間が10時間以上の者

※ 1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、年度末までに勤務する民間企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが計画されている者を含む。

- ② 自営業者等であって、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上で、当該自営業等に従事することにより所得の向上が見込まれる者

ウ 事業実績 (単位：人)

	令和6年度	令和7年度
助成対象者	1	2

エ 分身ロボット OriHime

重度身体障害のある方が遠隔操作により「分身ロボット OriHime」を稼働させ、西庁舎1階の喫茶コーナーにおいて、来店者とのコミュニケーションをとりながら、接客・商品説明等を行っている。遠隔で操作できるため、移動の難しい重度身体障害のある方が自宅等に居ながら社会との接点を持つことが可能となる。このことにより重度身体障害の社会参加や就労への取組を進めていく。

- (18) ペアレントトレーニング等・障害児のきょうだい児支援事業(障害者施策推進課 事業計画係)

ア ペアレントトレーニング等の実施

発達に課題を抱える児童の保護者や養育者を対象に子育てに関する講座(ペアレントトレーニング)を実施。また、講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催し継続的に子育ての支援を実施する。7年度は、子どもへの肯定的な働きかけや子育てのポイント、環境の調整等を学ぶ講座(全7回)を2クール実施した。

イ 障害児のきょうだい児支援の実施

障害児が兄弟姉妹にいる児童を対象に、障害理解のための講座や子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動を実施し、レクリエーション活動を通して児童の不安解消の促進と支援を行う。7年度は、主に小学生以下のきょうだい児およびその家族を対象としたレクリエーション活動を2回実施。また、主に中学生以上のきょうだい児を対象とした相談員(ピアサポーター)による相談事業を1回実施した。

※令和7年度新規事業

8 各種助成

- (1) 日中活動系サービス推進事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施する日中活動系サービス事業所に対し、運営費の一部を助成する。

イ 事業実績 (単位：事業所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業所数	39	41	42	44	46

- (2) 障害者グループホーム施設整備費補助事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

障害のある方の地域生活や、入所(入院)者の地域生活への移行を支援するため、区は、障害者の

居住の場として、グループホーム等の整備を進めている。令和7年度末現在、区内のグループホームは847室である。

イ 事業実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設整備費補助金	1	0	0	0	1
開設準備経費補助金	2	3	3	0	0

※ 令和6年度から対象をショートステイ併設または重度障害者に対応した事業所に変更

(3) 障害者グループホーム医療的ケア実施体制整備補助金交付事業

(障害者施策推進課 施設調整担当係長／障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

常時医療的ケアが必要な重度障害者を受け入れて支援しているグループホームに対して、医療的ケアに対応するための人件費の一部を補助する。また、障害者グループホームと医療との連携体制構築のための検討会や勉強会を開催するとともに、検討内容を関係者へ周知する。

イ 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象事業所(所)	1	1	1	1	1
検討会(回)	1	1	1	1	1
勉強会(回)	0	0	0	0	0

(4) 重度障害者グループホーム等運営費補助金交付事業

(障害者施策推進課 施設調整担当係長／障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

重度障害者が定員に対して一定割合以上居住するグループホームの運営に関する費用の一部を補助する。ショートステイと相談機能を付加した「多機能型」の地域生活支援拠点としての機能を有する場合は、その運営に関する費用の一部をさらに補助する。

イ 事業実績

(単位：所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
重度障害者グループホーム運営費	3	3	3	3	3
多機能型地域生活支援拠点運営費	1	1	1	1	1

(5) グループホーム自立支援促進事業補助金交付事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

触法障害者の自立を支援するため、対象者の受け入れを行うグループホームに対して、人件費の一部を補助する。

イ 事業実績

(単位：所)

	令和6年度	令和7年度
対象施設	1	1

(6) 児童発達支援センター事業への支援(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

児童福祉法に規定する児童発達支援センター事業を運営する社会福祉法人等に対し、運営費の一部を助成する。

令和7年度末現在、助成先は1件。

(7) 重症心身障害児放課後等デイサービス医療体制促進事業

(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

医療的ケアを要する重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業者に対し、適切な支援と運営の安定化のため、医療体制の促進に関する経費の一部を補助する。

イ 事業実績

(単位：所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象施設	1	3	3	3	4

(8) 障害児支援体制整備促進事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

障害児支援の体制整備の促進を図るため、障害児通所支援事業等(重症心身障害児を対象とする児童発達支援および放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、児童発達支援センター)を実施する施設の開設に係る経費の一部を補助する。

イ 事業実績

(単位：所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象施設	1	0	2	1	0

(9) 医療型ショートステイ運営費補助事業(障害者施策推進課 事業計画係)

ア 事業概要

医療的ケアが必要な障害者および障害児の受入れの促進を図るため、医療型ショートステイ事業所の運営に要する経費の一部を補助する。

イ 事業実績

(単位：所)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象施設	1	1	1	1

(10) 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業

(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

医療的ケア児等の支援体制の整備を促進するため、民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る経費の一部を補助する。

イ 事業実績

(単位：件)

	令和6年度	令和7年度
件数	3	1

9 民設民営化施設

(1) 民設福祉園整備費および運営費補助金交付事業

(障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援担当係長)

ア 事業概要

重度知的障害者が、地域で自立した生活を送れるように支援するため、日中活動を支える生活介護事業所の整備および運営に要する費用の一部を補助する。

イ 事業実績

(単位：所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象施設	2	2	2	2	3

(2) 民営化施設助成事業(障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援担当係長)

ア 事業概要

民営化した障害者自立支援施設を運営する事業者に対して、サービス水準を維持して、施設運営の安定を確保し、障害者福祉の推進を図ることを目的として運営に係る経費の一部を補助する。

イ 事業実績

(単位：所)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象施設	1	1	2	3

10 福祉手当(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(1) 練馬区心身障害者福祉手当

ア 事業内容

練馬区内に居住している身体障害(身体障害者手帳1～3級)、知的障害(愛の手帳1～4度)、脳性まひ、進行性筋萎縮症、特殊疾病、精神障害(精神障害者保健福祉手帳1級)の方に手当を支給し、これらの障害者の福祉の増進を図るものである。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- ① 対象者本人の前年の所得が3,661,000円以上の方(扶養親族等1人につき、38万円を加算)(20歳未満は扶養義務者の所得)
- ② 障害者となった年齢が65歳以上の方
- ③ 児童育成手当(障害手当)を受けている方
- ④ 施設等へ入所している方

イ 手当

- (7) 身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、特殊疾病の方
月額 15,500円
- (イ) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方
月額 10,000円
4・8・12月の年3回支給する。

ウ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ人数	134,372	136,576	138,364	143,532	142,455

(2) 特別障害者手当等

ア 特別障害者手当(国制度)

精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に対して支給する。手当は月額30,450円で2・5・8・11月の年4回支給する。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- (7) 対象者本人の前年の所得が3,661,000円以上の方(扶養親族等1人につき、38万円を加算)(他に扶養義務者の所得制限あり)
- (イ) 3か月を超えて入院している方

(ウ) 施設等へ入所している方

特別障害者手当受給状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	818	835	857	875	889

イ 障害児福祉手当(国制度)

20歳以上の障害者を対象とした障害基礎年金制度の発足に伴い、従来の福祉手当の支給対象者を20歳未満の児童に限定し、名称を障害児福祉手当に改めたものである。手当は月額16,560円で、2・5・8・11月の年4回支給する。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

(7) 対象者本人の前年の所得が3,661,000円以上の方(扶養親族等1人につき、38万円を加算)
(他に扶養義務者の所得制限あり)

(イ) 障害を理由とする年金などを受けている方

(ウ) 施設等へ入所している方

障害児福祉手当受給状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	234	232	244	243	256

ウ 福祉手当(国制度)

昭和61年3月31日現在、従来の福祉手当を受給していた20歳以上の方で、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けられない方に対して、引き続き手当を支給する。手当は月額16,560円で、2・5・8・11月の年4回支給する。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

(7) 対象者本人の前年の所得が3,661,000円以上の方(扶養親族等1人につき、38万円を加算)
(他に扶養義務者の所得制限あり)

(イ) 施設等へ入所している方

福祉手当受給状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	6	5	4	3	3

(3) 東京都重度心身障害者手当

心身に著しく重度の障害を有し、家庭において常時複雑な介護を必要とする方に対して手当を支給し、これら障害者の福祉の増進を図るものである。東京都の制度であり、区ではこの手当に関する申請、届出の受理、進達および各通知書等の交付などを行っている。手当額は月額60,000円で、毎月支給される。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

ア 対象者本人の前年の所得が3,661,000円以上の方(扶養親族等1人につき、38万円を加算)
(20歳未満は扶養義務者の所得)

イ 3か月を超えて入院している方

ウ 障害者になった年齢が65歳以上の方

エ 施設等へ入所している方

東京都重度心身障害者手当受給状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	527	525	534	521	514

11 心身障害者医療費助成(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(1) 制度の目的

心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。

(2) 医療費助成の対象者

東京都内に住所を有する身体障害者手帳 1～2 級(内部障害者は 3 級まで)、愛の手帳 1～2 度または精神障害者保健福祉手帳 1 級(平成 31 年 1 月から)に該当する、所得制限基準額以下の方。ただし、次の方を除く。

- ① 医療保険未加入の方
- ② 生活保護を受けている方
- ③ 東京都規則で定めている施設に入所している方
- ④ 重度障害者になった年齢が 65 歳以上の方
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者で住民税が課税されている方

(3) 所得制限基準額

単身の場合、本人所得が 3,661,000 円。扶養親族等 1 人につき、38 万円を加算。

(4) 医療費の助成

医療保険制度の給付を受けた場合に、医療費の自己負担分の一部を助成する。

(5) 事業実績

ア 助成対象者の推移

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
助成対象者	5,677	5,634	5,601	5,565	5,562

イ 各年度償還払い実績

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ件数	3,407	3,534	3,489	3,561	3,697

12 福祉タクシー等(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(1) 福祉タクシー

ア 事業内容

外出困難な障害者(児)の生活範囲を拡大することを目的とした制度で、タクシーを利用する場合のタクシー券を交付する。所得制限あり。なお、7 年度から、障害児(20 歳未満)については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

イ 対象

65 歳未満で身体障害者手帳 1～3 級(下肢機能・体幹機能・移動機能・視覚・内部障害に限る)、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

(7) 対象者本人(20 歳以上の場合に限る。)の所得が 3,661,000 円を超える方(扶養親族等 1 人につき、38 万円を加算)

(イ) 自動車燃料費の助成を受けている方

ウ 交付内容

(7) 交付枚数 1か月 500円券6枚、100円券5枚

(4) 交付手続 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持参し申請する。

エ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付人数	4,960	4,870	4,842	4,840	4,879

(2) 自動車燃料費の助成

ア 事業内容

心身障害者が日常生活のために使用する自動車の燃料費の一部を助成することにより、生活の利便および生活圏の拡大を図ることを目的とする。所得制限あり。なお、7年度から、障害児（20歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

イ 対象

65歳未満で身体障害者手帳1～3級（下肢機能・体幹機能・移動機能・視覚・内部障害に限る）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方またはその者と同居し、同一生計を営む方のうち、主に心身障害者の日常生活のために使用する自動車を所有している方。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

(7) 対象者本人(20歳以上の場合に限る。)の所得が3,661,000円を超える方(扶養親族等1人につき、38万円を加算)

(4) 福祉タクシー券を受給している方

ウ 助成額

1か月につき2,800円

エ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	1,370	1,396	1,365	1,359	1,457

(3) リフト付福祉タクシー

ア 事業内容

外出困難な障害者(児)の生活範囲を拡大することを目的とした制度で、リフト付福祉タクシーを利用する場合の予約料や迎車料に相当する費用を区が負担する。

(7) 対象

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で、日常外出時に車椅子等を使用している方

(4) 利用方法

利用者は、区が契約している事業者へ直接予約をして利用する。1回の運行につき、区は事業者へ予約料・迎車料相当の費用を払い、利用者は運賃と事業者が定めた加算料金を利用時に支払う。

イ 事業実績

(単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運行回数	47,911	48,553	52,823	46,373	46,359

13 障害者相談員(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)

身体・知的・精神障害者の相談に応じ、必要な指導および助言を行うとともに、地域活動の推進・関係機関への協力等の業務を行うことにより身体・知的・精神障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者相談員、知的障害者相談員および精神障害者相談員をそれぞれ設置している。

身体障害者相談員 13名 知的障害者相談員 13名 精神障害者相談員 2名

14 身体障害者補助犬の給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

身体障害者手帳1級の視覚障害者、1・2級の肢体不自由者または2級の聴覚障害者で、都内に概ね1年以上住んでいる方に身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を給付する。(所得制限あり。飼育費は自己負担)

15 障害者意思疎通推進事業

(1) コミュニケーション理解促進事業(障害者施策推進課 事業計画係、就労調整担当係長)

ア 区民・事業者向け研修

障害者とのコミュニケーションガイドブックを活用し、買い物などの日常生活場面において、積極的に声をかけることができる「コミュニケーションサポーター」の養成のため、区民・事業者向けの研修を実施する。

イ ICTを活用した就労支援事業

区で雇用する障害者(業務協力員)を対象にICTを活用した日報ツールを活用し、障害者の就労場面におけるコミュニケーションを支援する。

(2) 障害者情報支援事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

ア 点字教室

(7) 事業内容

視覚に障害のある方や点訳ボランティアを目指す方(いずれも区内在住、在勤または在学)を対象として、点訳・墨訳に関する初歩的な技術指導を行っている。(年間20回、定員15名)

(4) 事業実績

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者	12	14	15	14	15

イ 障害者パソコン教室

(7) 事業内容

一般のパソコン教室での受講が困難な障害者を対象として、パソコン、スマートフォン等のIT機器の技術指導を行う講習会を行っている。(年間6回、定員各4名)

また、パソコン教室を受講した方のうち希望者を対象として、個別の講習(継続サポート)を実施している。

(4) 対象

区内在住、在勤または在学中で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

(ウ) 事業実績

パソコン教室

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者(延べ)	16	20	21	19	22

継続サポート

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者(延べ)	13	19	20	12	18

ウ 障害のある方への障害者 IT 支援ボランティア養成講座

(ア) 事業内容

障害のある方に対してパソコン、タブレット等の活用の支援を行うことができるボランティアを養成するための講座を開催している。

(イ) 対象

区内在住、在勤または在学で、講座受講後に IT 支援ボランティアとして区内で活動することを希望する方。

(ウ) 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者(延べ)	9	5	9	7	4

第4章 家庭福祉

1 母子・父子自立支援員兼女性相談支援員(総合福祉事務所 相談係)

(1) 母子・父子自立支援員

ア 事業内容

母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて設置された職員で、各福祉事務所に4名(女性相談支援員を兼ねる)配置されている。支援員は、母子・父子家庭および寡婦に対し、生活全般の相談に応じ、自立生活に必要な援護施策について指導、助言を行っている。

イ 事業実績

母子・父子自立支援員の相談指導状況

	相談実人数 (人)	相 談 指 導 の 内 訳 (件)																		
		総 数	生活一般						児 童					生活資金等						その他
			住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他	福祉資金 母子・父子	女性福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	その他	
令和３年度	4,331	8,550	521	549	1,232	579	1	770	1,081	174	0	4	83	1,122	19	29	96	352	1,525	413
令和４年度	4,986	8,593	652	661	1,170	587	6	895	919	156	3	3	102	792	26	14	89	327	1,662	529
令和５年度	5,289	10,715	654	757	1,203	836	4	1,286	1,085	180	8	1	129	1,420	44	35	116	376	2,091	490
令和６年度	5,287	9,053	664	730	1,007	752	11	980	696	175	4	3	162	764	25	41	125	434	2,052	428
令和７年度	4,112	6,403	415	392	750	433	9	757	420	86	2	1	52	732	42	16	83	261	1,661	291

(2) 女性相談支援員

ア 事業内容

女性相談支援員は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて設置された職員で、各福祉事務所に4名(母子・父子自立支援員を兼ねる)配置されている。相談員は保護や援助を必要とする女性の早期発見に努め、対象者の生活・職業・健康問題および家庭その他環境に関する相談に応じ、適切な指導を行っている。また、必要に応じ関係機関との連絡調整、保護施設への入所手続等を行っている。

※令和6年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、婦人相談員から女性相談支援員へ名称が変更となった。

イ 事業実績

女性相談支援員の女性相談状況

	五条違反	売春強要	相 談 内 容 (件)													
			人間関係				経済関係			医療健康 関係		住 宅 関 係	職 業 関 係	施 設 入 所	そ の 他	総 数
			夫婦	親族	男女	職場・近隣	女性福祉資	生活困窮	借金・サラ	妊娠・出産	その他					
令和3年度	0	0	1,059	299	59	84	28	409	73	103	516	276	246	374	874	4,400
令和4年度	0	0	875	372	64	120	53	400	109	139	590	350	230	380	672	4,354
令和5年度	0	2	897	415	78	145	34	550	108	134	776	372	239	366	824	4,938
令和6年度	0	2	1,247	453	44	142	15	643	135	190	887	551	325	516	662	5,810
令和7年度	0	6	1,169	404	36	52	26	761	133	128	672	545	238	448	800	5,412

※ 五条違反・・・売春防止法第五条(勧誘等)違反

※ 令和5年度までは婦人相談員の実績として集計

2 家庭相談員(総合福祉事務所 相談係)

(1) 事業内容

家庭相談員は練馬区非常勤職員等の設置に関する規則に基づいて設置された職員で、各福祉事務所に1名配置されている。相談員は家庭内における人間関係その他の問題について助言指導にあっている。

(2) 事業実績

家庭相談員の家庭相談状況

	相談実人員	相談延人員	相 談 内 容 (件)																
			人間関係				身分関係						就職	経 済			その他		総 数
			夫婦	親子	嫁姑	その他	認知・親権	養育	扶養	婚姻	離婚	その他		家計	住宅	その他	子どもの教育	その他	
令和３年度	2,207	2,735	65	106	27	185	22	31	24	26	82	266	19	306	415	2,532	49	702	4,857
令和４年度	1,581	3,150	113	194	14	214	17	34	9	5	133	354	32	122	255	2,919	13	1,142	5,570
令和５年度	1,199	2,696	99	149	6	173	22	21	6	3	108	447	49	126	221	2,271	13	922	4,636
令和６年度	1,497	3,309	64	145	2	248	25	20	9	6	106	342	56	137	242	2,577	11	912	4,902
令和７年度	1,235	2,061	46	80	3	146	8	16	3	3	92	180	32	106	149	1,447	11	473	2,795

3 ひとり親家庭支援

平成29年度から、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援を柱とした「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を開始した。令和4年にコロナ禍による影響など現在の状況についてニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、相談支援、就労支援、養育費確保支援を拡充した。

(1) 総合相談窓口(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

専門相談員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、関係機関の適切な支援につなぐ。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	2,493	2,991	3,437	3,531	4,672

項目別相談延べ件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就労	1,556	1,676	1,684	1,474	1,283
生活	2,134	2,905	3,778	4,505	3,778
子育て	401	437	467	853	712
セミナー	252	87	67	25	12
他部署案内	607	592	466	656	614
その他	574	536	411	598	856
計	5,524	6,233	6,873	8,111	7,255

(2) 出張相談(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

専門相談員がひとり親家庭の自宅へ出張し、支援制度等を案内する。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	5	7	8	3	0

(3) 法律相談(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

弁護士が離婚前後に関することや、養育費、共同親権などについて相談に応じる。(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	84	92	136	131	132

(4) 家計相談(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

ファイナンシャルプランナーがひとり親の長期的なライフプラン設計などの家計相談に応じる。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	19	30	44	59	92

(5) メンタルヘルス相談 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

心理職が、精神的に悩みを抱える家庭に対して、専門的なアドバイスを行う。

※令和8年4月から開始

(6) ピア相談 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

ひとり親の経験を持つ専門相談員が、その経験を活かし、悩み事などに寄り添った相談支援を行う。

※令和8年4月から開始

(7) 養育費確保支援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

ア 養育費に関する公正証書作成等費用の支援

養育費の取決めにかかる公正証書の作成等費用に対し、給付金を支給する。

(対象費用)・公正証書の作成にかかる公証人手数料

・家庭裁判所の調停申立または裁判にかかる収入印紙代、戸籍謄本等取得代、裁判所からの連絡用切手代

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数(人)	51	48	68	49	55
支給総額(円)	859,144	836,044	1,163,056	807,634	857,987

イ 養育費に関する ADR(裁判外紛争解決手続)費用の支援

養育費の取決めにかかる ADR 費用に対し、給付金を支給する。

(対象費用)ADR 利用に要する費用

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数(人)	1	0	2
支給総額(円)	44,000	0	120,000

(8) ひとり親家庭転宅支援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

家賃負担を軽減するため、今より安い家賃の住宅への転宅を希望する世帯に対し、敷金・礼金などの契約費用と引越し費用を支給する。

	令和6年度	令和7年度
支給人数(人)	20	18
支給総額(円)	4,535,560	4,540,931

(9) 生活や就労の支援につながるセミナー(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

ひとり親のリフレッシュや、世帯間の交流を目的に、支援制度の活用、育児・健康、資格取得などをテーマとした、生活を応援するためのセミナーや交流会を実施

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数(回)	3	5	5	5	5
参加者数(人)	77	82	94	87	80

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、交流会実施なし。

※ セミナーについてはライブおよび動画配信を実施

(10) 離婚前後親支援講座(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

離婚前後の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取決め方法等、離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座およびひとり親家庭支援施策に関する情報提供を実施

	令和6年度	令和7年度
開催回数(回)	1	1
参加者数(人)	54	28

※ 上記のほかに年2回動画配信を実施

(11) 「ひとり親家庭サポートブック」の発行(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

ひとり親家庭等の生活を応援するため、身近な相談窓口や、ひとり親家庭、寡婦・寡夫が利用できる各種支援制度を紹介した「ひとり親家庭サポートブック」を作成

主な配布場所：ひとり親家庭支援係、総合福祉事務所相談係等

(12) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)

ひとり親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座の受講経費の一部を支給する(上限あり)。

支給額：受講経費の60%または85%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数(人)	7	11	8	6	12
支給総額(円)	442,304	2,006,629	1,646,513	1,109,380	2,811,675

(13) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)

就業に結びつきやすい看護師等の資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費として給付金を支給する。

支給額：ア 促進給付金 月額 160,000 円

第二子以降の子ども一人につき 20,000 円を加算

イ 修了支援金 (ア) 50,000 円(住民税非課税) (イ)25,000 円(住民税課税)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数(延べ)(人)	76	101	80	78	41
支給総額(円)	82,995,000	99,620,000	108,465,000	83,050,000	58,220,000

(14) ひとり親家庭学び直し支援事業(旧：ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)

(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

ひとり親家庭の親または児童が適職に就くために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、対象講座を受講する経費の一部を支給する。加えて、ひとり親家庭の親が高度な知識や実践的スキルを獲得するため、大学授業料等の一部を助成する(上限あり)。

ア 支給額(高卒認定合格支援)

(ア) 受講開始時給付金 受講経費の40%

(イ) 修了時給付金 受講経費の10%

(ウ) 合格時給付金 受講経費の10%

イ 支給額(学士等取得支援)

受講経費(入学金および授業料に限る。)の60%

※イは令和8年4月から開始

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数(延べ)(人)	4	1	1	2	4
支給総額(円)	274,146	40,500	59,600	95,760	47,880

(15) パソコン講習会(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

就労に有利となるパソコンスキルを身に着けるためのセミナーを3日制で実施。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数(回)	2	2	2	2	2
参加者数(人)	30	32	17	19	17

(16) 在宅就業推進事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

在宅就業のスキル習得のため、通信環境とパソコンを3か月間貸し出し、在宅就業体験を行う。

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	20	17	17	20	9

(17) ひとり親家庭自立支援プログラムの策定

(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)

専門相談員が、支援希望者の状況および意向や意欲に基づき、自立や就業に向けた課題等を把握した上で、自立目標や支援内容を設定したプログラムを策定し、支援を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
プログラム策定件数(件)	81	76	67	60	45
就労応援ねりま(ハローワーク)へのつなぎ(人)	31	31	27	17	16
就職者数(人)	28	30	25	14	11

(18) 家庭訪問型学習支援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

小学1年生から中学2年生までの児童・生徒のいるひとり親家庭に学習支援員を月3回・計24回派遣し、学習の支援と併せ、子どもや保護者の心に寄り添った悩み相談等を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用世帯数(世帯)	35	28	32	39	48
参加者数(人)	40	32	39	45	64

(19) 親子体験応援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

親子の交流やひとり親家庭間の交流を目的に、多様な体験ができるイベントを実施。

※令和7年度は、篤志家からの寄付を受け、事業数等を大幅に拡充

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
親子体験 応援事業	1事業2回実施	1事業3回実施	1事業3回実施	2事業5回実施	18事業22回実施
参加者数 (延べ)	34世帯72人	51世帯115人	57世帯127人	86世帯182人	554世帯1,263人

(20) ひとり親家庭等休養ホーム(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)

指定施設である関東地方の国民宿舎等において、ひとり親家庭等が年3泊を上限に、その利用料の一部を区が助成

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(延べ)	146	95	115	87	95

(21) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障がある時にホームヘルパーの利用を支援。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録世帯数(世帯)	49	54	63	66	63
派遣回数(回)	2,624	3,092	3,413	3,483	3,486
派遣時間数(時間)	8,373	9,186	11,963	9,945.5	7,281

(22) ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

学習塾や家庭教師などに利用できるクーポン券を児童扶養手当受給世帯等の中学1・2年生に年10万円分、高校1・2年生に年15万円分を助成する。

※令和7年10月から事業開始

	令和7年度
利用人数(人)	201
総利用金額(円)	21,547,912

4 母子生活支援施設（生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）

(1) 施設概要

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

(2) 入所定員

18世帯

(3) 母子生活支援施設入所状況（各年度4月1日現在）

（単位：世帯、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入所世帯総数	14	6	8	10	12
入所総人数	35	14	22	25	27

5 ミドルステイ（一時的な住まいの提供）

（生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）

区が指定する施設内の居室（住居）を提供。離婚前後等において、離婚後の住まい、就業の支援や親子関係の再構築において、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。

※令和7年度から事業実施

（単位：世帯、人）

	令和7年度
母子世帯数	3
入所世帯総数	4
入所総人数	7

第5章 社会福祉施設

1 厚生文化会館(管理課 厚生文化会館)

(1) 施設概要

厚生文化会館は、地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的としている。

ア 開館時間 午前9時～午後9時30分

イ 休館日 年末年始(12月29日から1月3日)

(ただし、児童室、学童クラブ、敬老室は、日曜日・祝休日は休室)

※ 令和2年度および令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時閉館。

(2) 事業内容

ア 児童室

児童が、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにするために、クラブ活動や行事を行っている。また、乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業を行っている。

利用状況 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	25,178	28,793	24,181	24,618	25,814

イ 学童クラブ

保護者の就労等により保育を必要とする小学生に対し、保育および指導を行っている。定員は45名である。

ウ 敬老室

60歳以上の区民の憩いと交流の場として趣味の活動等を支援するほか、健康増進に関する事業等を行っている。娯楽室等を備えている。

利用状況 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	2,289	2,914	2,706	2,515	2,481

エ 集会室

地域住民の文化活動や地域活動のための場を提供している。

利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大会議室	730件 9,544人	884件 12,146人	824件 10,838人	801件 9,782人	766件 10,345人
小会議室	556件 1,377人	643件 1,849人	747件 1,871人	920件 2,381人	931件 2,399人
視聴覚室	718件 2,192人	750件 3,184人	726件 3,495人	911件 4,129人	933件 4,200人
和室(茶室)	301件 1,217人	333件 1,656人	293件 1,397人	308件 1,392人	350件 1,494人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
料理実習室	64件 560人	125件 907人	134件 971人	143件 1,077人	152件 1,102人

(3) 人権尊重に関する事業

- ① 地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、けやきまつり等の事業を行っている。

※ 令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、けやきまつりの開催を中止。令和4年度は、館主催の「厚文えんにち」を行った。

- ② 人権に関する資料、図書を収集し、貸し出しを行っている。

2 福祉作業所等(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)

(1) 就労移行支援事業

ア 設置目的

一般企業等への就労を希望する障害者に対し、概ね2年間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うことを目的とする。

イ 対象者

就労を希望し、練馬区の区域内に住所を有する就労訓練が必要な65歳未満の方

ウ 費用負担

サービスの量に対して、定率負担あり。食事は実費負担とする。ただし、個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

エ 作業内容

施設名	作業内容
貫井福祉工房	パン製造・販売、名刺作成等
かたくり福祉作業所	日用品のセット、バーコードシール貼り等

(2) 就労継続支援B型事業

ア 設置目的

一般の職場での就労が困難な方に生産活動の場を提供し、作業支援と生活支援を通して、自立への援助を図ることを目的とする。

イ 対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ② 50歳に達している方または障害基礎年金1級受給の方
- ③ 就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する方

ウ 費用負担

サービスの量に対して、定率負担あり。食事は実費負担とする。ただし、個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

エ 作業実績(年間売上金額)

(単位：円)

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
かたくり福祉作業所	4,388,463	6,184,500	8,356,266	8,218,688	6,973,581

オ 作業内容

施設名	作業内容
かたくり福祉作業所	日用品のセット、自主生産 等

カ 利用者の状況

施設名		在籍者数(人)	平均年齢(歳)
かたくり福祉作業所	男	41	38.6
	女	14	34.1
	計	55	37.9

(3) 就労定着支援事業

ア 設置目的

一般就労した方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるよう企業・自宅等への訪問や来所により連絡調整や指導を行うことを目的とする。

イ 対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方。

ウ 費用負担

サービスの量に対して、定率負担あり。ただし、個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

3 福祉園等(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長、氷川台福祉園、大泉学園町福祉園)

(1) 福祉園

ア 設置目的等

常時介護が必要な障害のある方に対して、日中、排泄・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する。

イ 対象者

常時介護の必要な障害のある方で、障害支援区分 3 以上である方。または、年齢が 50 歳以上で障害支援区分 2 以上の方。

ウ 費用負担

サービスの量に対しての定率負担がある。また食事の実費負担がある。個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

エ 内容

項 目		内 容
日常生活支援	食事	食事の介助、マナー、能力維持向上、歯磨き
	排泄・更衣	介助、自立にむけた支援
	コミュニケーション	コミュニケーション手段の工夫、情報提供
	相談・援助	利用者および家族からの相談、情報提供
日中活動支援	作業活動(生産活動)	リサイクル、紙工芸、手芸、パソコン、園芸
	健康維持活動	機能訓練、運動、ストレッチ
	趣味・余暇活動(創作的活動)	音楽、レクリエーション
	生活経験を豊かにする活動	園外活動、調理、買物

項 目		内 容
その他	保健医療	健康管理、嘱託医相談、検診
	環境整備	施設内清掃・洗濯
	地域交流	地域住民参加行事、広報誌発行、ボランティア活動

オ 福祉園利用者の年齢構成および障害の程度（各年度４月１日現在）

[６園合算] 氷川台、大泉学園町、貫井、大泉町、関町、光が丘

※令和４年１２月に石神井町は廃止となったため、令和３年度および令和４年度まで同施設の利用者人数が合算されている。

(7) 福祉園利用者の年齢構成

		20歳未満	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計	平均年齢
令和３年度	男	10	63	53	49	17	1	193	34.7
	女	12	49	40	22	7	2	132	32.0
	計	22	112	93	71	24	3	325	33.6
令和４年度	男	11	59	62	47	18	1	198	34.7
	女	4	52	35	26	9	2	128	33.2
	計	15	111	97	73	27	3	326	34.1
令和５年度	男	12	43	46	40	18	2	161	35.5
	女	5	47	34	20	7	1	114	32.8
	計	17	90	80	60	25	3	275	34.4
令和６年度	男	9	47	51	35	24	1	167	35.7
	女	10	39	32	18	10	2	111	33.2
	計	19	86	83	53	34	3	278	34.4
令和７年度	男	17	46	43	34	25	1	166	35.1
	女	10	42	32	19	9	2	114	33.2
	計	27	88	75	53	34	3	280	34.1

(i) 福祉園利用者の障害の程度

a 愛の手帳(各年度４月１日現在)

(単位：人)

	１度 (最重度)	２度 (重度)	３度 (中度)	４度 (軽度)	なし	合計
令和３年度	54	242	19	7	3	325
令和４年度	57	241	20	7	1	326
令和５年度	51	194	22	7	1	275
令和６年度	53	199	20	5	1	278
令和７年度	53	199	21	6	1	280

b 身体障害者手帳(各年度４月１日現在)

(単位：人)

	１級	２級	３級	４級	５級～	なし	合計	車いす利用者
令和３年度	120	45	11	4	7	138	325	144

	1級	2級	3級	4級	5級～	なし	合計	車いす利用者
令和4年度	120	45	10	3	6	142	326	143
令和5年度	104	37	9	2	4	119	275	132
令和6年度	107	34	10	2	5	120	278	127
令和7年度	103	35	10	2	5	125	280	89

(2) 谷原フレンド

ア 設置目的

(7) 生活介護事業

常時介護が必要な障害のある方に対して、日中、排泄・入浴・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する。

(4) 日中一時支援事業(夕焼けふれあい事業)

区内に在住する障害のある方に対し、入浴サービスを提供する。

イ 費用負担

サービスの量に対しての定率負担がある。また食事の実費負担がある。個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

ウ 内容

項 目		内 容
日常生活支援	食事	食事の介助、マナー、能力維持向上、歯磨き 介助、自立にむけた支援 コミュニケーション手段の工夫、情報提供 利用者および家族からの相談、情報提供
	排泄・更衣	
	入浴	
	コミュニケーション	
	相談・援助	
日中活動支援	作業活動(生産活動)	リサイクル、紙工芸、手芸、パソコン、園芸 機能訓練、運動、ストレッチ 音楽、レクリエーション 園外活動、調理、買物
	健康維持活動	
	趣味・余暇活動(創作的活動)	
	生活経験を豊かにする活動	
その他	保健医療	健康管理、嘱託医相談、検診 施設内清掃・洗濯 地域住民参加行事、広報誌発行、ボランティア活動
	環境整備	
	地域交流	

エ 定員

(7) 生活介護事業 20名(週上限3日)

(4) 日中一時支援事業 1日5人まで

オ 実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間延利用者数	2,023	2,481	2,484	2,369	2,770

(3) 中村橋福祉ケアセンター

中村橋福祉ケアセンターは、区内の障害者の福祉の増進を図るため、各種の相談、機能回復訓練、日中活動支援サービスなどを行うことにより社会生活への適応を高めること、また、講座・講習会

による教養の向上、施設提供等の事業を行ない障害者の社会参加と自立の助長を図ることを目的として昭和 54 年 8 月に開設された。

大規模改修工事のため、令和 6 年 4 月から令和 7 年 10 月まで相談・通所事業については光が丘第七小学校跡施設へ、講習会・教室・施設提供については光が丘区民センター7 階に一時移転して事業を継続した。

令和 8 年 4 月に心身障害者福祉センターを障害者自立支援施設に位置付け、施設の名称を中村橋福祉ケアセンターに変更した。

令和 8 年 6 月から区内在住の障害のある方や難病の方を対象とした入浴事業を開始する。

ア 通所事業

(7) 設置目的

a 生活介護事業

目 的：常時介護が必要な障害のある方に対して、日中、排泄・入浴・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する。

対 象：18 歳以上の主に医療的ケア等が必要な障害者

内 容：排泄、食事の介護、創作的活動など

利用日：週 5 日

b 中途障害者通所事業

目 的：高次脳機能障害等の中途障害者の社会復帰や地域生活の充実を図るための通所訓練等を行う。

内 容：①自立訓練(機能訓練)

高次脳機能障害を伴う主に肢体不自由のある方に、身体機能、認知機能、言語機能を改善するための訓練を行う。

②自立訓練(生活訓練)

高次脳機能障害のある方に、地域生活を営む上で必要な日常生活能力の維持向上を目的とした実践的な訓練を行う。

③地域活動支援センター事業

高次脳機能障害等のある方が、意欲的に取り組める活動を通して生活リズムを整え、地域生活の再構築に向けて支援する。

利用期間：原則として 1 年間

利用日：原則として週 2 回

(4) 費用負担

サービスの量に対しての定率負担がある。また食事の実費負担がある。個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

(ウ) 定員

a 生活介護事業	17 名
b 自立訓練(機能訓練)	10 名
c 自立訓練(生活訓練)	10 名
d 地域活動支援センター事業	10 名

(エ) 実績

a 相談件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高次脳機能障害等の 中途障害者の相談	424	301	251	130	68
障害者 ICT 相談窓口	—	21	63	34	54

※障害者 ICT 相談窓口は令和5年1月から開始した。

b 訓練・支援延べ件数

(単位：件)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
中途障害者通所事業	自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練)	1,132	1,243	845	901	671
	地域活動 支援センター 事業の年間延 利用者数	1,000	818	704	536	522
生活介護事業		1,270	1,387	1,288	1,219	1,419

イ 施設提供事業

障害者・障害者の団体・ボランティアグループのため、活動場所の提供を行っている。時間は午前9時～午後9時30分。

大規模改修工事中は、事業を光が丘区民センター7階に仮移転し、活動室2室および機器(点字プリンター・パソコン等)を提供した。

大規模改修工事後の令和7年11月以降は、活動室の提供を再開した。

実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間延利用人数	12,725	17,342	16,054	7,878	6,646

4 心身障害者福祉集会所(障害者施策推進課 管理係)

(1) 施設概要

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。集会室(洋室、和室)などがある。

(2) 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用団体数(件)	1,256	1,715	1,930	2,151	2,147
人数(人)	7,020	12,233	15,764	17,843	16,833

5 しらゆり荘(障害者施策推進課 地域生活支援担当係長)

(1) 設置目的

ア 共同生活援助事業(グループホーム)

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活の援助を行う。

イ 短期入所・日中一時支援事業

在宅で障害者等を介護している家族等が、病気その他の事由により介護が困難になった者を一時的に入所させ、支援を行う。

(2) 対象者

ア 共同生活援助事業(グループホーム)

定員 8 名(男女各 4 名)入所期間 原則 3 年

就労もしくは就労継続支援事業所等に通所する区内在住の知的障害者で、日常生活における身の回りの処理が可能な者

イ 日中一時支援・短期入所事業

定員 6 名(短期入所 4 名)

在宅で障害者等を介護している家族等が、病気その他の事情により介護が困難になった区内在住の知的障害者・身体障害者および障害児

(3) 日中一時支援・短期入所事業実績

※ 令和 4 年 4 月に大泉つつじ荘は民営化したため、令和 3 年度はしらゆり荘と大泉つつじ荘の合算で掲載。

	日中一時支援 延べ利用者数	短期入所延べ利用者数				合計
		2 日	3 日	4 日	5 日以上	
令和 3 年度	709	757	273	73	41	1,853
令和 4 年度	339	508	112	23	22	1,004
令和 5 年度	315	497	133	31	20	996
令和 6 年度	217	586	130	20	28	981
令和 7 年度	306	582	144	17	14	1,063

6 障害者地域生活支援センター(障害者施策推進課 事業計画係)

(1) 設置目的等

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 対象者

練馬区の区域内に住所を有する障害者およびその家族

(3) 費用負担

原則として無料とする。ただし、一部事業内容により実費負担がある。

(4) 各種相談実績

生活・病気・仕事・対人関係等の不安や悩みの相談、利用できるサービス等の情報提供を行うほか、障害福祉サービス等を利用する障害者に対して、本人が抱える課題の解決や家族の状況等に応

じて、より計画的に必要な福祉サービス等が受けられるように支援するための「サービス等利用計画」を作成する業務を行っている。

相談件数

(単位：件)

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サービス利用	21,725	17,844	16,552	16,230	14,923
障害状況の悩み	23,721	22,542	24,171	27,041	22,146
就労	926	559	594	569	431
社会生活	3,667	3,619	2,877	3,284	2,961
その他	453	366	1,493	1,349	1,157
計	50,492	44,930	45,687	48,473	41,618

(5) 各種プログラム実績

日常生活等の困っていることに対して基本動作の訓練や、各種情報の提供、生活の質の向上を援助するプログラムを実施している。

実施実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加延べ人数	20,145	22,177	23,555	22,425	21,835

(6) 基幹相談支援センター事業

地域における相談支援の中核的な役割を担うため、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のための取組、障害者の地域移行および地域定着の促進のための取組ならびに障害者の権利擁護および障害者に対する虐待の防止のための事業を実施する機関に位置づけた。

7 こども発達支援センター(障害者サービス調整担当課 こども発達支援センター)

こども発達支援センターは、心身の発達に心配のある児童や障害のある児童とその保護者に対し、児童を取り巻くさまざまな機関等と連携しながら、相談や通所支援などの適切な支援を行うことで、福祉の増進を図るため、平成25年1月21日に開設された。旧光が丘第五小学校を平成24年4月から12月の間に改修し、区立心身障害者福祉センター(昭和54年度開設。現中村橋福祉ケアセンター)で実施してきた障害児に係る事業を移管し、相談事業における対象を学齢児層まで広げる等の事業の拡充を図った。平成26年度から、相談事業および通所支援事業等は業務委託を開始した。

相談事業は、医師、心理士等による発達相談・医療相談等を実施するとともに、児童福祉法に基づく障害児相談支援および障害者総合支援法に基づく計画相談支援を行っている。

通所支援事業は、児童福祉法の児童発達支援事業および平成25年度からは学齢児を対象とする放課後等デイサービスを実施している。令和2年度からは、外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等への訪問支援事業を開始した。

令和4年11月から保護者の病気や休養などの時に、障害児および発達に心配のある児童を一時的に保育する障害児一時預かり事業を開始、令和5年10月に医療的ケア児相談窓口を開設した。

また、区内の重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の突然の閉所に伴い、当該事業所の利用者を対象として、令和6年7月から令和7年3月まで重症心身障害児放課後等デイサービス事業(臨時的事業)を実施した。令和7年4月、区内で不足する医療的ケア児や重症心身障害児の通いの場を確保するため、従来から実施している放課後等デイサービス事業を充実し、医療的ケア児等の受入れを開始し

た。令和8年から区内の通所支援事業所や保育園、学校等関係機関からの発達障害児支援に関する相談に応じ、情報提供や助言を行う支援者向け発達支援ホットラインと5歳児健診の結果、発達に心配のある就学前の児童に対し、学校生活が円滑にできるよう集団活動（療育体験）と保護者学習会を組み合わせ、心理士等による親子の関わり方の支援を行う短期療育プログラム（オリエンテーション支援プログラム）を開始する。

(1) 事業の概要

事業名		内 容
相談事業	基本相談	電話や来訪による相談に対応し、必要に応じ発達相談につなげる。
	発達相談	発達についての相談を行い、必要に応じて専門評価、心理士による発達検査、医療相談等につなげる。
	医療相談	医師による診察を行い、発達の心配に対する相談を行う。必要に応じて適切な通所支援事業につなげていく。
	障害児相談支援計画相談支援	児童福祉法に基づく通所サービスの利用に係る相談や利用計画の作成および障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る相談や利用計画の作成を行う。
	医療的ケア児相談窓口	医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児やその家族等に対する相談を行う。医療的ケア児を育てた経験のある家族による相談支援を実施する。
通所支援・訪問支援事業	発達に心配や課題のあるお子さんへの療育支援	対象：医療相談の結果、通所支援が必要とされた就学前の児童(保育園・幼稚園就園児を含む。)および学齢児 内容：基本的生活習慣の自立と、感覚・運動機能等の発達を促す。 方法：対象児の年齢、特性に合わせてグループ分けし月1～週5日通所 担当：児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理士および言語聴覚士が各グループの特性に合わせてチームで担当する。
	早期療育と集団適応のための訪問支援	対象：重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を行う。 内容：基本的生活習慣の習得、発達および集団生活のサポートを行う。 方法：障害児の居宅および保育園、幼稚園等を支援員が訪問する。 担当：保育士、心理士、看護師等 ※ 児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援および保育所等訪問支援に該当
	通所バス	対象児および保護者の通所のためにリフト付バス2台、リフト付ワゴン1台を月～金曜日に運行する。
家族支援・地域支援事業	講習会	通所支援事業を利用する児童の保護者対象の講習会「ひまわり教室」を、内部講師等を活用し、実施する。
	障害児一時預かり事業	対象：1歳6か月から12歳(小学校6年生)までの障害児および発達に心配のある児童 内容：保護者のリフレッシュや病気などの理由で保育が必要になったときに、障害児などを一時的に預かる。 方法：事前登録制 1時間 100円
	施設提供	障害児の家族およびその支援を行う団体の活動場所として、登録制により、1階多目的室および運動場の利用を提供する。
	講演会等	区民を対象に、発達障害等に関する啓発のための講演会や、事業者を対象に支援についての講演会等を実施する。

事業名	内 容
関係機関との連携	障害児発達支援連携会議および練馬区医療的ケア児等支援連携会議を開催する。

(2) 事業実績

ア 相談・検査件数

(単位：件)

	受付件数	発達検査	診察件数	来所面接
令和3年度	1,436	1,109	1,473	2,613
令和4年度	1,228	1,167	1,408	2,454
令和5年度	1,493	1,030	1,357	1,910
令和6年度	1,462	782	1,209	1,823
令和7年度	1,486	672	1,158	1,646

イ 支援件数(延べ出席者数)

(単位：人)

	0歳児 クラス	未就園児 クラス	就園児 クラス	学齢児 クラス	合計
令和3年度	27	2,972	3,064	128	6,191
令和4年度	7	2,959	3,292	36	6,294
令和5年度	12	1,272	3,057	56	4,397
令和6年度	19	634	2,811	610	4,074
令和7年度	7	460	2,655	404	3,526

※令和6年度以降の学齢児クラスには、重症心身障害児放課後等デイサービス事業の利用人数を含む

※未就園児クラスには、発達サポート広場の利用人数を含む

※通所支援を利用している児童の合計は3,526人であり、0歳児クラスと1歳児クラス、発達サポート広場を除く未就園児クラスと、就園児クラスまでは、児童発達支援として実施し、学齢児クラスは放課後等デイサービスとして実施している。

ウ 訪問件数(延べ人数)

(単位：人)

	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等 訪問支援
令和3年度	13	210
令和4年度	39	346
令和5年度	16	314
令和6年度	0	345
令和7年度	0	255

エ 一時預かり件数(延べ数)

	利用人数（人）	利用時間（時間）
令和4年度	387	1,840
令和5年度	876	3,951

	利用人数（人）	利用時間（時間）
令和 6 年度	782	3,507
令和 7 年度	704	3,369

※令和 4 年度は、令和 4 年 11 月～令和 5 年 3 月での実績

オ 医療的ケア児相談窓口 (単位：件)

	コーディネーター 相談件数	ペアピア相談件数
令和 5 年度	35	6
令和 6 年度	343	3
令和 7 年度	1,522	5

※令和 5 年度は、令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月での実績

8 助産施設への入所（生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）

(1) 事業内容

区内に居住する妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院して出産することができない場合に、指定の助産施設に入所して、無料または低額な費用で出産できるようにする支援している。

(2) 事業実績

	A 階層	B 階層	C 階層	D 階層	計
	生活保護法による 被保護世帯・中国 残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び 永住帰国後の自立 の支援に関する法 律適用中の世帯	A を除いた 前年分住民税非課 税世帯	A・B を除いた 前年分所得税非課 税世帯	A・B を除いた 前年分所得税額 8,400 円以下の世 帯	
令和 3 年度	5	7	0	0	12
令和 4 年度	14	10	0	0	24
令和 5 年度	14	11	0	0	25
令和 6 年度	18	10	0	0	28
令和 7 年度	12	9	0	0	21

第6章 高齢者福祉施設(高齢社会対策課 区立施設運営係)

1 敬老館

(1) 施設概要

60 歳以上の高齢者の憩いと交流の場として趣味活動などを支援するほか、健康増進に関する事業等を行う施設である。娯楽室、休養室等を備えている。また、各種教室・講座などの事業を実施している。

現在区内に 7 館設置されており、この他厚生文化会館および地区区民館に敬老室が設けられている。

(2) 利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 休館日

日曜日、祝休日(敬老の日は開館)、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)

(4) 利用実績(個人利用)

(単位：延べ人数)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
栄町敬老館	7,471	9,176	8,896	8,336	7,454
中村敬老館	9,038	—	—	—	—
南田中敬老館	8,168	7,931	8,237	7,919	8,429
高野台敬老館	6,001	7,544	7,591	8,073	—
三原台敬老館	6,409	10,191	10,084	10,081	11,117
石神井敬老館	5,971	7,232	10,358	10,350	10,747
石神井台敬老館	5,838	5,859	5,659	5,357	6,130
上石神井敬老館	6,929	7,563	7,552	7,308	7,367
東大泉敬老館	6,799	6,990	8,325	6,873	—
西大泉敬老館	7,832	8,729	8,503	8,743	8,711
大泉北敬老館	—	6,258	8,526	8,847	9,189
合計	70,456	77,473	83,731	81,887	69,144

※ 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、休館または事業を縮小した。

※ 大泉北敬老館は新型コロナウイルスワクチン保管施設として使用したため、令和 3 年 3 月 24 日から 4 年 3 月 31 日まで休館した。

※ 中村敬老館は公共施設等総合管理計画〈実施計画〉に基づき、中村かしわ地域包括支援センターおよび街かどケアカフェかしわに機能転換工事のため、令和 4 年 4 月から 5 年 3 月まで休館し、令和 5 年 3 月 31 日に閉館した。

※ 高野台敬老館は公共施設等総合管理計画〈実施計画〉に基づき、高野台西地域包括支援センターおよび街かどケアカフェいちょうに機能転換し、令和 7 年 3 月 31 日に閉館した。

※ 東大泉敬老館は公共施設等総合管理計画〈実施計画〉に基づき、大泉地域包括支援センターおよび街かどケアカフェあじさいに機能転換し、令和 7 年 3 月 31 日に閉館した。

※ 栄町敬老館は公共施設等総合管理計画〈実施計画〉に基づき、街かどケアカフェみらい青空に機能転換し、令和 8 年 3 月 31 日に閉館した。

2 デイサービスセンター

(1) 事業内容

介護保険法により要支援・要介護と認定された方、および総合事業対象者の方を対象に、入浴・食事の提供・機能訓練などのサービスを日帰りで提供している。

(2) 利用料

サービス内容や要介護度に応じ費用の1割～3割と食事代など

(3) 施設概要

区立デイサービスセンター			
施設名	一般型定員	施設名	一般型定員
土支田	35	練馬	35
豊玉	35	錦	35
高松	35	高野台	30

3 はつらつセンター

(1) 施設概要

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進・教養の向上を図ることを目的として各種の教室・講座等を行うとともに、高齢者の憩いと自主的活動の場を提供する。

(2) 施設内容

施設名	施設内容
はつらつセンター光が丘	生活健康相談室、在宅介護情報室、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、集会室、図書コーナー、浴室
はつらつセンター関	生活健康相談室、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、多目的室、図書コーナー、浴室
はつらつセンター豊玉	相談室、機能回復訓練室、娯楽室、生涯学習室、調理実習室、リラックスコーナー、交流談話サロン、情報発信・収集コーナー、浴室
はつらつセンター大泉	相談室、機能回復訓練室、娯楽室、集会室、調理実習室、リラックスコーナー、交流談話サロン、情報発信・収集コーナー、浴室

(3) 事業内容

ア 各種教室・講座

高齢者が余暇を有効に活用し、豊かな生活がおくれるよう、各種事業を実施している。

イ 相談

はつらつセンター光が丘	各種相談(随時)、健康相談(毎月1回)
はつらつセンター関	各種相談(随時)、健康相談(不定期)、
はつらつセンター豊玉	各種相談(随時)、健康相談(毎週月曜日、木曜日、土曜日)
はつらつセンター大泉	各種相談(随時)、健康相談(不定期)、 三原台敬老館・大泉北敬老館・西大泉敬老館での出張看護相談 (不定期)

(4) 利用状況

ア 個人利用

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
はつらつセンター光が丘	38,905	46,479	51,054	53,417	58,658
はつらつセンター関	11,576	15,998	17,707	20,780	20,934
はつらつセンター豊玉	17,186	21,939	30,010	36,133	37,053
はつらつセンター大泉	27,502	33,854	36,465	38,944	40,039
合 計	95,169	118,270	135,236	149,274	156,684

イ 団体利用

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
はつらつセンター 光が丘	団体数	858	992	1,011	988	989
	人数	8,139	10,572	10,112	10,181	10,219
はつらつセンター 関	団体数	533	799	920	964	996
	人数	4,969	7,392	8,886	9,448	9,363
はつらつセンター 豊玉	団体数	1,559	2,182	2,213	2,141	2,199
	人数	13,381	20,406	21,077	20,749	21,195
はつらつセンター 大泉	団体数	812	1,088	1,204	1,223	1,225
	人数	6,368	8,715	10,085	10,176	9,998
合 計	団体数	3,762	5,061	5,348	5,316	5,409
	人数	32,857	47,085	50,160	50,554	50,775

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、休館または事業を縮小した。

第7章 介護保険

※ 比率は、百分率で表示し、原則として小数点以下第2位を四捨五入したので合計が合わない場合がある。

1 介護保険

高齢化が急速に進み、寝たきりや認知症の高齢者が増えている中、家族だけで介護を行うことが困難な状況を受け、介護を社会全体で支える社会保障制度として、平成12年4月に介護保険制度が導入された。老後の介護不安に対し、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、利用者にとって利用しやすい仕組みとしたものである。

(1) 諮問機関等

ア 介護保険運営協議会(高齢社会対策課 計画係)

練馬区介護保険運営協議会は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として設置した。委員の任期は3年間で、被保険者(公募区民)8人以内、医療保険者の職員1人以内、医療従事者1人以内、福祉関係団体の職員または従事者6人以内、介護サービス事業者の職員7人以内、学識経験者2人以内の計25人以内で構成されている。

(単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催数	2	4	8	2	4

イ 地域包括ケア推進協議会(高齢者支援課 地域包括支援係)

地域包括ケア推進協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営および地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関である。平成18年度の介護保険制度の改正により設置された地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会が令和6年7月に統合された。委員は、被保険者4人以内、居宅サービス等の利用者等2人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者7人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計21人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。令和7年度は4回開催した。

ウ 介護認定審査会(介護保険課 介護認定第一係)

介護認定審査会(以下「審査会」という。)は、区長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者の委員の中から4人で構成される合議体を設け、要介護・要支援の審査・判定を行う。委員の定数は条例で280人以内となっている。令和8年度は委員227人(令和8年4月1日現在)、50合議体で運営している。

令和6年3月から審査会資料のペーパーレス化、審査会資料送付に係る郵送代の削減および要介護認定の迅速化を目的として、電子資料閲覧機能とオンライン会議機能が一体となったタブレット端末を導入している。

介護認定審査会委員構成

(単位：人)

医師	58	介護老人保健施設職員	22
歯科医師	25	介護老人福祉施設職員	51
薬剤師	23	訪問看護ステーション職員	12
三療師(はり・灸・マッサージ・指圧)	3	その他(福祉施設等職員経験者)	28
柔道整復師	5	計	227

※ 任期2年間(令和7年4月～令和9年3月)

(2) 保険者と被保険者(介護保険課 管理係、資格保険料係)

介護保険における保険者は練馬区であり、被保険者は 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40～64 歳で医療保険に加入している第 2 号被保険者である。

ア 練馬区の高齢者人口

(各年 4 月 1 日現在)

区 分		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
総人口	男	357,275	357,914	359,375	361,166	362,788
	女	380,856	381,843	384,053	386,605	388,677
	計	738,131	739,757	743,428	747,771	751,465
第 2 号被保険者 (40 歳以上 64 歳 以下)人口	男	132,313	132,854	133,479	134,402	134,739
	女	129,870	130,811	131,862	132,997	133,530
	計	262,183	263,665	265,341	267,399	268,269
高齢者(65 歳以 上)人口 (高齢化率)	男	69,561	69,765	70,136	70,505	71,092
	女	92,402	92,649	93,109	93,558	94,079
	計	161,963 (21.9%)	162,414 (22.0%)	163,245 (22.0%)	164,063 (21.9%)	165,171 (22.0%)
前期高齢者(65 歳以上 74 歳以 下)人口 (前期高齢者 割合)	男	35,664	34,603	33,971	33,602	33,705
	女	37,573	36,173	35,345	34,843	34,859
	計	73,237 (9.9%)	70,776 (9.6%)	69,316 (9.3%)	68,445 (9.2%)	68,564 (9.1%)
後期高齢者(75 歳以上)人口 (後期高齢者 割合)	男	33,897	35,162	36,165	36,903	37,387
	女	54,829	56,476	57,764	58,715	59,220
	計	88,726 (12.0%)	91,638 (12.4%)	93,929 (12.6%)	95,618 (12.8%)	96,607 (12.9%)
75 歳以上人 口 84 歳以 下人口 (75 歳以上 84 歳以下人 口割合)	男	23,215	24,272	25,275	26,033	26,255
	女	33,166	34,086	34,996	35,487	35,292
	計	56,381 (7.6%)	58,358 (7.9%)	60,271 (8.1%)	61,520 (8.2%)	61,547 (8.2%)
85 歳以上 人口 (85 歳以上 人口割合)	男	10,682	10,890	10,890	10,870	11,132
	女	21,663	22,390	22,768	23,228	23,928
	計	32,345 (4.4%)	33,280 (4.5%)	33,658 (4.5%)	34,098 (4.6%)	35,060 (4.7%)

※ 出典：練馬区住民基本台帳

イ 第 1 号被保険者

原則として区内に住所を有する 65 歳以上の方であり、日常生活において介護が必要となった場合、要介護・要支援認定を受ければ介護保険サービスを利用できる。住所地特例(エを参照)により、練馬区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き、練馬区の被保険者となる。介護保険料は、保険者である練馬区に直接納める。

(7) 第1号被保険者数

(単位：人)

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	162,974	163,278	163,960	164,676	165,642
65歳以上69歳以下	33,852	33,872	34,593	35,746	36,820
70歳以上74歳以下	39,506	37,004	34,786	32,731	31,752
75歳以上79歳以下	29,892	31,732	32,634	34,402	36,025
80歳以上84歳以下	26,867	26,955	27,934	27,393	25,743
85歳以上89歳以下	20,065	20,237	19,981	19,767	19,875
90歳以上94歳以下	9,592	10,100	10,520	10,895	11,448
95歳以上99歳以下	2,769	2,957	3,085	3,298	3,499
100歳以上	431	421	427	444	480
総人口 (各年4月1日現在)	738,131	739,757	743,428	747,771	751,465
比率	22.1%	22.1%	22.1%	22.0%	22.0%

(イ) 第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

	年齢	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取得	65歳到達	7,102	7,375	7,605	7,947	8,112
	転入	1,414	1,632	1,712	1,614	1,523
	その他	518	448	455	503	506
	増計	9,034	9,455	9,772	10,064	10,141
喪失	死亡	5,929	6,465	6,374	6,619	5,637
	転出	2,138	2,233	2,266	2,242	2,341
	その他	413	453	450	487	1,197
	減計	8,480	9,151	9,090	9,348	9,175

※ その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人数

ウ 第2号被保険者

区内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険に加入している方である。加齢が原因とされる特定の病気(指定された16疾病)により介護が必要となり、要介護・要支援認定を受けた場合に介護保険サービスを利用できる。

第2号被保険者は、介護保険料を練馬区に納めるのではなく、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、各医療保険者に医療保険料の一部として納める。納めた保険料は、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金へ納付し、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金として、区に交付される。

エ 特例被保険者

原則として区内に住所を有する方が練馬区の被保険者となるが、制度上、特例が設けられている。

(7) 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合

には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、引き続き、元の住所地(練馬区)の被保険者となる。
 住所地特例対象施設は、つぎのとおりである(地域密着型除く)。

- a 介護老人福祉施設 b 介護老人保健施設 c 介護医療院 d 養護老人ホーム
 e 有料老人ホーム※ f 軽費老人ホーム

※ 「介護付」、「住宅型」、「健康型」のいずれも対象。

※ 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅(介護、食事、家事、健康管理のいずれかを提供)は対象(平成27年4月1日以降に入居した方に限る)。

(イ) 他住所地特例者

(7)の住所地特例者の逆の場合で、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、引き続き、元の住所地(他区市町村)の被保険者となる。

(ウ) 適用除外施設入所者

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設に入所して福祉事務所から生活介護および施設入所支援の支給決定を受けている場合や、救護施設に入所している場合等に、介護保険資格喪失届を提出することにより、介護保険の被保険者とはならない。

特例被保険者数

各年度3月31日現在(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
住所地特例者	1,908	1,890	1,877	1,875	1,902
他住所地特例者	829	958	1,099	1,200	1,349
適用除外施設入所者	55	61	56	67	76

(3) 介護保険料(介護保険課 資格保険料係)

ア 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、3年を単位とした事業計画期間ごとに練馬区介護保険条例で決定する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、19段階の所得段階別の保険料としている。令和6年度から8年度までの練馬区の介護保険料の基準月額(月額80,040円)である。

(7) 保険料基準月額

第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)	第5期 (平成24～26年度)
3,100円	3,300円	3,950円	3,950円	5,240円
第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～令和2年)	第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)	
5,825円	6,470円	6,600円	6,670円	

(イ) 令和8年度の第1号被保険者の保険料

所得段階	対象者				保険料(年額)	
第 1	生活保護受給の方				20,040 円※4	
	本人が特別区民税非課税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	老齢福祉年金受給の方			
本人の前年の課税対象年金収入額※1と「その他の合計所得金額※3」の合計が			82 万 6,500 円以下の方	25,680 円※4		
			82 万 6,500 円を超えて 120 万円以下の方			
		120 万円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含む)	49,680 円※4			
第 2		同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	本人の前年の課税対象年金収入額※1と「その他の合計所得金額※3」の合計が	82 万 6,500 円以下の方	58,440 円	
82 万 6,500 円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含む)				80,040 円 (基準額)		
第 3						
第 4						
第 5	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額※2が	120 万円未満の方		85,680 円	
第 6			120 万円以上 210 万円未満の方		104,160 円	
第 7			210 万円以上 320 万円未満の方		120,120 円	
第 8			320 万円以上 420 万円未満の方		136,080 円	
第 9			420 万円以上 520 万円未満の方		152,160 円	
第 10			520 万円以上 620 万円未満の方		168,120 円	
第 11			620 万円以上 720 万円未満の方		184,200 円	
第 12			720 万円以上 820 万円未満の方		200,160 円	
第 13			820 万円以上 1,000 万円未満の方		232,200 円	
第 14			1,000 万円以上 1,500 万円未満の方		264,240 円	
第 15			1,500 万円以上 2,000 万円未満の方		296,160 円	
第 16			2,000 万円以上 3,500 万円未満の方		328,200 円	
第 17			3,500 万円以上 5,000 万円未満の方		360,240 円	
第 18			5,000 万円以上の方		392,280 円	

※1 課税対象年金収入額とは、非課税年金(障害年金、遺族年金など)以外の公的年金等の総支給額をいう。

※2 合計所得金額とは、年金・給与等の収入から必要経費(公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた所得額の合計のことで、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除をする前の金額である。繰越控除の適用がある場合は繰越控除前の金額をいう。保険料算定の際は、土地売却等に係る特別控除がある場合、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額を用いる。なお、当該所得金額が0 円を下回った場合は0 円とみなす。

※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額をいう。0 円を下回った場合は0 円とみなす。なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該

給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から 10 万円を控除した金額を用いる(0 円を下回った場合は 0 円とみなす)。

※4 第1～第3段階の保険料については、公費負担による軽減を実施している。

※5 令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令改正により、令和8年度に限り、税制改正前の給与所得控除額を用いて算定する。そのため、特別区民税が非課税でも介護保険料の算定では課税とみなす場合がある。

(ウ) 所得段階別の第1号被保険者数

各年度3月31日現在(単位：人)

所得段階		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1	被保険者数	31,818	31,687	31,526	30,643	29,527
	構成比	19.5%	19.4%	19.2%	18.6%	17.8%
第2	被保険者数	11,439	11,749	12,102	12,224	12,166
	構成比	7.0%	7.2%	7.4%	7.4%	7.4%
第3	被保険者数	11,415	11,688	11,828	11,657	11,464
	構成比	7.0%	7.2%	7.2%	7.1%	6.9%
第4	被保険者数	18,656	18,027	17,452	16,625	15,805
	構成比	11.5%	11.0%	10.7%	10.1%	9.5%
第5	被保険者数	16,169	16,211	16,129	16,473	16,808
	構成比	9.9%	9.9%	9.8%	10.0%	10.2%
第6	被保険者数	19,003	18,976	19,436	15,830	15,915
	構成比	11.7%	11.6%	11.9%	9.6%	9.6%
第7	被保険者数	21,638	21,415	21,292	23,404	23,761
	構成比	13.3%	13.1%	13.0%	14.2%	14.4%
第8	被保険者数	13,562	13,357	13,744	14,783	15,654
	構成比	8.3%	8.2%	8.4%	9.0%	9.5%
第9	被保険者数	5,433	5,472	5,697	7,678	7,991
	構成比	3.3%	3.4%	3.5%	4.7%	4.8%
第10	被保険者数	5,731	5,904	6,191	4,076	4,441
	構成比	3.5%	3.6%	3.8%	2.5%	2.7%
第11	被保険者数	2,329	2,447	2,361	2,235	2,529
	構成比	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.5%
第12	被保険者数	1,295	1,420	1,345	1,455	1,567
	構成比	0.8%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%
第13	被保険者数	1,694	2,005	1,837	1,074	1,092
	構成比	1.0%	1.2%	1.1%	0.7%	0.7%
第14	被保険者数	940	957	959	1,274	1,372
	構成比	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%
第15	被保険者数	1,034	1,076	1,099	2,016	2,075
	構成比	0.6%	0.7%	0.7%	1.2%	1.3%

所得段階		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第 16	被保険者数	341	364	357	985	1,095
	構成比	0.2%	0.2%	0.2%	0.6%	0.7%
第 17	被保険者数	381	390	452	1,193	1,253
	構成比	0.2%	0.2%	0.3%	0.7%	0.8%
第 18	被保険者数	-	-	-	379	427
	構成比	-	-	-	0.2%	0.3%
第 19	被保険者数	-	-	-	544	575
	構成比	-	-	-	0.3%	0.3%
計	被保険者数	162,878	163,145	163,807	164,548	165,517
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

※ 保険料賦課日を基準としているため、(2)イの第 1 号被保険者数とは異なる。

イ 介護保険料の収納状況

(7) 現年分

(単位：円)

	調定額A	収納額		収入未済額	
		金額B	収納率 B/A	金額C	収入未済率 C/A
令和 3 年度	12,652,653,940	12,480,273,600	98.6%	172,380,340	1.4%
令和 4 年度	12,759,957,770	12,581,940,785	98.6%	178,016,985	1.4%
令和 5 年度	12,844,052,340	12,684,916,980	98.8%	159,135,360	1.2%
令和 6 年度	13,593,093,990	13,429,702,060	98.8%	163,391,930	1.2%
令和 7 年度	13,978,449,600	13,811,489,610	98.8%	166,959,990	1.2%

(イ) 滞納繰越分

(単位：円)

	調定額	収納額	収納率	不納欠損額	不納欠損率	収入未済額	収入未済率
令和 3 年度	363,463,330	71,426,450	19.7%	138,507,440	38.1%	153,529,440	42.2%
令和 4 年度	325,909,780	67,594,972	20.7%	123,739,670	38.0%	134,575,138	41.3%
令和 5 年度	312,592,123	70,556,140	22.6%	119,242,260	38.1%	122,793,723	39.3%
令和 6 年度	281,929,083	59,761,827	21.2%	114,874,003	40.7%	107,293,253	38.1%
令和 7 年度	270,685,183	62,141,733	23.0%	110,140,750	40.7%	98,402,700	36.4%

ウ 口座振替の状況

各年度 3 月 31 日現在(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
普通徴収被保険者数	28,048	29,027	29,853	30,661	30,467
口座振替加入者数	4,999	5,488	6,087	6,693	6,988
口座振替加入率	17.8%	18.9%	20.4%	21.8%	22.9%

エ 介護保険料の一般減免

(7) 生計困難世帯の保険料の減額

所得段階第 2 段階または第 3 段階で、一定の条件に該当する生計困難世帯の保険料を第 1 段

階の保険料に減額する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
減額者数(人)	107	103	76	67	51
減額金額(円)	1,763,790	1,590,040	1,148,050	1,069,900	923,530

(イ) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定の期間を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
減免者数(人)	6	14	9	12	4
減免金額(円)	138,270	359,120	113,930	234,360	247,030

(ウ) 震災減免

平成23年3月11日の東日本大震災を被災した後に練馬区に転入した第1号被保険者に対して保険料の減免を行う。平成24年10月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
減免者数(人)	19	17	15	14	12
減免金額(円)	900,310	789,690	864,780	754,060	612,200

(4) 要介護・要支援認定(介護保険課 管理係、介護認定第一係、介護認定第二係)

ア 事業内容

介護保険のサービスを利用するためには、区に申請をして、どのくらいの「介護の手間」が発生しているかという共通の基準により、要支援1・2または要介護1～5の認定を受ける必要がある。認定調査員の訪問調査結果と主治医の意見書による一次判定(コンピュータ判定)をもとに、介護認定審査会で一次判定の修正および確定を行い、二次判定(介護の手間や状態の維持・改善可能性にかかる審査)を経て認定する。

イ 申請等の状況等

(7) 要介護・要支援認定申請等の状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定申請数 (件)	新規	8,037	8,214	8,631	8,647	8,630
	更新	22,102	27,470	18,817	12,895	14,555
	区分変更	5,234	5,394	5,630	6,174	6,303
	転入	374	418	387	392	382
	計	35,747	41,496	33,465	28,108	29,870
審査会開催数(回)		768	798	775	756	761
審査判定数(件)		22,177	26,727	29,431	26,693	27,722
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い件数(件)		9,723	12,016	3,734	-	-

(イ) 認定調査機関別件数

(単位：件)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
練馬区※		9,000	9,585	7,589	7,097	6,580
地域包括支援 センター		540	570	391	384	297
嘱託		69	87	88	66	67
居宅介護 支援事業所		10,957	12,122	9,690	7,806	7,791
指定市町村 事務受託法人		2,809	5,209	11,859	11,972	13,737
計		23,375	27,573	29,617	27,325	28,472

※ 介護保険課および総合福祉事務所の実施分

(ウ) 審査会判定結果内訳

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
非該当	233	438	428	469	503
要支援 1	2,742	3,707	3,805	3,440	3,672
要支援 2	2,373	2,829	3,156	2,825	2,885
要介護 1	4,475	5,256	6,649	6,001	5,983
要介護 2	3,613	4,314	5,036	4,247	4,345
要介護 3	2,913	3,360	3,622	3,282	3,422
要介護 4	3,095	3,518	3,687	3,561	3,868
要介護 5	2,733	3,305	3,048	2,868	3,044
計	22,177	26,727	29,431	26,693	27,722

(エ) 認定審査期間の比較

(単位：日)

	令和 5 年度	令和 6 年度
全国	40.8	39.9
東京都	41.1	40.9
練馬区	40.7	39.3

※ 出典：認定 審査期間等（厚生労働省）

(オ) 介護保険認定の更新等による要介護度の変化 その1(令和 7 年度)

(単位：人)

前回の介護度		今回の介護度							
介護度	認定者数	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
要支援 1	2,903	89 (3.1%)	874 (30.1%)	588 (20.3%)	623 (21.5%)	330 (11.4%)	185 (6.4%)	136 (4.7%)	78 (2.7%)
要支援 2	2,445	17 (0.7%)	378 (15.5%)	625 (25.6%)	607 (24.8%)	433 (17.7%)	190 (7.8%)	133 (5.4%)	62 (2.5%)
要介護 1	5,090	27 (0.5%)	278 (5.5%)	333 (6.5%)	1,865 (36.6%)	1,281 (25.2%)	613 (12.0%)	452 (8.9%)	241 (4.7%)
要介護 2	3,449	8 (0.2%)	63 (1.8%)	118 (3.4%)	492 (14.3%)	944 (27.4%)	819 (23.7%)	663 (19.2%)	342 (9.9%)

前回の介護度		今回の介護度							
介護度	認定者数	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
要介護 3	2,402	1 (0.0%)	20 (0.8%)	45 (1.9%)	195 (8.1%)	314 (13.1%)	661 (27.5%)	692 (28.8%)	474 (19.7%)
要介護 4	2,059	2 (0.1%)	23 (1.1%)	30 (1.5%)	129 (6.3%)	178 (8.6%)	305 (14.8%)	830 (40.3%)	562 (27.3%)
要介護 5	1,109	1 (0.1%)	3 (0.3%)	3 (0.3%)	20 (1.8%)	42 (3.8%)	70 (6.3%)	232 (20.9%)	738 (66.5%)
計	19,457	145 (0.7%)	1,639 (8.4%)	1,742 (9.0%)	3,931 (20.2%)	3,522 (18.1%)	2,843 (14.6%)	3,138 (16.1%)	2,497 (12.8%)
新規申請	8,265	358 (4.3%)	2,033 (24.6%)	1,143 (13.8%)	2,052 (24.8%)	823 (10.0%)	579 (7.0%)	730 (8.8%)	547 (6.6%)
認定者総計	27,722								

(カ) 認定の更新等による要介護度の変化 その2(令和7年度) (単位：人)

前回の要介護度		今回の要介護度		
要介護度	認定者数	軽度化	維持	重度化
要支援 1	2,903	89(3.1%)	874(30.1%)	1,940(66.8%)
要支援 2	2,445	395(16.2%)	625(25.6%)	1,425(58.2%)
要介護 1	5,090	638(12.5%)	1,865(36.7%)	2,587(50.8%)
要介護 2	3,449	681(19.8%)	944(27.4%)	1,824(52.8%)
要介護 3	2,402	575(23.9%)	661(27.5%)	1,166(48.6%)
要介護 4	2,059	667(32.4%)	830(40.3%)	562(27.3%)
要介護 5	1,109	371(33.5%)	738(66.5%)	-
計	19,457	3,416(17.6%)	6,537(33.6%)	9,504(48.8%)

(キ) 要介護・要支援認定者数 各年度9月末現在 (単位：人)

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援 1	第1号被保険者	4,605	4,831	5,020	5,244	5,487
	第2号被保険者	51	63	53	48	57
	合 計	4,656	4,894	5,073	5,292	5,544
	構成比	12.9%	13.4%	13.8%	14.1%	14.6%
要支援 2	第1号被保険者	4,213	4,231	4,220	4,528	4,598
	第2号被保険者	70	72	81	80	84
	合 計	4,283	4,303	4,301	4,608	4,682
	構成比	11.8%	11.7%	11.7%	12.3%	12.3%
要介護 1	第1号被保険者	6,742	7,006	6,933	6,947	6,887
	第2号被保険者	94	96	100	96	80
	合 計	6,836	7,102	7,033	7,043	6,967
	構成比	18.9%	19.4%	19.1%	18.8%	18.3%

区分 \ 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
要介護 2	第 1 号被保険者	7,127	7,022	6,770	7,082	7,315
	第 2 号被保険者	178	168	140	162	172
	合 計	7,305	7,190	6,910	7,244	7,487
	構成比	20.2%	19.6%	18.8%	19.4%	19.7%
要介護 3	第 1 号被保険者	4,928	4,864	4,873	4,904	4,925
	第 2 号被保険者	128	117	126	132	125
	合 計	5,056	4,981	4,999	5,036	5,050
	構成比	14.0%	13.6%	13.6%	13.5%	13.3%
要介護 4	第 1 号被保険者	4,475	4,576	4,761	4,673	4,814
	第 2 号被保険者	109	91	91	96	112
	合 計	4,584	4,667	4,852	4,769	4,926
	構成比	12.7%	12.7%	13.2%	12.7%	13.0%
要介護 5	第 1 号被保険者	3,370	3,404	3,499	3,298	3,205
	第 2 号被保険者	117	108	103	119	121
	合 計	3,487	3,512	3,602	3,417	3,326
	構成比	9.6%	9.6%	9.8%	9.1%	8.8%
合 計	第 1 号被保険者	35,460	35,934	36,076	36,676	37,231
	第 2 号被保険者	747	715	694	733	751
	合 計	36,207	36,649	36,770	37,409	37,982
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

ウ 資料提供

ケアプランを作成するために必要な場合に、認定調査票および主治医意見書等の資料について、被保険者や主治医の同意の上、居宅介護支援事業者等へ提供する。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
資料提供件数	12,035	13,276	15,798	15,853	14,936

(5) 保険給付(介護保険課 管理係、給付係、介護システム係、資格保険料係)

ア 事業内容

介護保険のサービスには、居宅サービス、介護予防サービス、施設サービスおよび地域密着型サービスがある。サービスを提供した事業者や介護保険施設等は、練馬区の委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会に介護給付費等を請求し、支払いを受ける。

イ 給付状況等

(7) 利用者負担割合

介護保険サービスを利用した場合、本人および世帯の合計所得金額に応じて、サービス利用に要した費用の 1 割から 3 割に相当する額が利用者負担となり、残りを介護保険から給付する。

負担割合対象者数

各年度 3 月 31 日現在(単位：人)

負担割合	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1割	30,909	31,107	31,673	32,107	32,271
2割	2,459	2,364	2,346	2,321	2,421
3割	2,934	2,935	2,901	3,110	3,354

※ 出典：介護保険事業状況報告(東京都福祉局)

(イ) ケアプラン作成

介護保険のサービスはケアプランに基づいて提供される。介護予防サービスを利用する場合は、地域包括支援センターや指定介護予防支援事業者ケアプラン(介護予防サービス計画)作成を依頼し、居宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者ケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼する。施設サービスや地域密着型サービスの一部を利用する場合は、直接サービス提供事業者ケアプラン作成を依頼する。

また、居宅サービスのケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ地域包括支援センターにケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。この場合、区が給付管理票を作成し、介護給付の審査支払業務を行う国民健康保険団体連合会へ提出する。

自己作成計画給付管理件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ件数	103	175	242	167	140

(ウ) 居宅サービス・介護予防サービス利用状況

a 区分支給限度額に対する利用割合(令和7年度)

区 分	支給限度単位数(A)	平均給付単位数(B)	支給限度額に対する平均 給付単位数の割合(B/A)
要支援1	5,032単位	2,057単位	40.9 %
要支援2	10,531単位	2,523単位	24.0 %
要介護1	16,765単位	7,333単位	43.7 %
要介護2	19,705単位	10,244単位	52.0 %
要介護3	27,048単位	16,194単位	59.9 %
要介護4	30,938単位	20,909単位	67.6 %
要介護5	36,217単位	27,898単位	77.0 %

b 居宅サービス・介護予防サービス種類別給付実績件数

(単位：件)

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問介護	介護給付	93,000	92,682	91,755	90,781	91,544
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	93,000	92,682	91,755	90,781	91,544
訪問入浴 介護	介護給付	6,316	6,336	6,075	5,953	6,003
	予防給付	0	1	0	4	0
	計	6,316	6,337	6,075	5,957	6,003
訪問看護	介護給付	55,742	59,073	62,741	66,370	70,242
	予防給付	5,003	5,496	6,162	7,613	8,441
	計	60,745	64,569	68,903	73,983	78,683
訪問リハビリ テーション	介護給付	7,792	7,947	7,670	7,388	7,358
	予防給付	733	849	857	859	924
	計	8,525	8,796	8,527	8,247	8,282

サービス種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
居宅療養 管理指導	介護給付	180,541	191,171	206,253	221,903	237,994
	予防給付	10,212	10,749	11,189	13,311	13,971
	計	190,753	201,920	217,442	235,214	251,965
通所介護	介護給付	69,370	70,622	70,862	72,004	74,910
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	69,370	70,622	70,862	72,004	74,910
通所リハビリ テーション	介護給付	18,071	17,946	17,994	17,450	17,235
	予防給付	4,459	4,187	4,592	5,225	5,264
	計	22,530	22,133	22,586	22,675	22,499
短期入所 生活介護	介護給付	14,740	14,983	15,616	15,671	16,063
	予防給付	145	156	227	199	185
	計	14,885	15,139	15,843	15,870	16,248
短期入所 療養介護	介護給付	873	965	1,174	1,195	1,216
	予防給付	0	6	3	6	8
	計	873	971	1,177	1,201	1,224
特定施設入居者 生活介護	介護給付	33,995	35,001	37,015	38,922	40,515
	予防給付	3,383	3,189	3,214	3,368	3,307
	計	37,378	38,190	40,229	42,290	43,822
福祉用具貸与	介護給付	138,930	141,013	140,617	140,277	142,091
	予防給付	24,048	24,953	25,950	28,516	30,133
	計	162,978	165,966	166,567	168,793	172,224
居宅介護支援・ 介護予防支援	介護給付	190,746	192,206	190,650	188,965	190,826
	予防給付	30,225	31,037	32,263	36,252	38,280
	計	220,971	223,243	222,913	225,217	229,106
福祉用具購入費	介護給付	2,170	2,016	1,951	2,089	2,048
	予防給付	469	478	431	537	519
	計	2,639	2,494	2,382	2,626	2,567
住宅改修費	介護給付	1,395	1,328	1,296	1,261	1,182
	予防給付	664	703	708	747	631
	計	2,059	2,031	2,004	2,008	1,813
計	介護給付	813,681	833,289	851,669	870,229	899,227
	予防給付	79,341	81,804	85,596	96,637	101,663
	計	893,022	915,093	937,265	966,866	1,000,890

c 居宅サービス・介護予防サービス種類別経費

(単位：円)

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問介護	介護給付	5,461,158,248	5,435,749,606	5,585,414,620	5,570,708,361	5,742,677,223
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	5,461,158,248	5,435,749,606	5,585,414,620	5,570,708,361	5,742,677,223
訪問入浴介護	介護給付	384,905,797	387,423,658	384,379,901	382,872,413	391,648,302
	予防給付	0	10,649	0	76,429	0
	計	384,905,797	387,434,307	384,379,901	382,948,842	391,648,302
訪問看護	介護給付	2,694,018,461	2,858,757,987	3,132,995,772	3,327,070,188	3,479,820,644
	予防給付	140,880,283	153,607,628	181,880,917	220,901,979	244,317,984
	計	2,834,898,744	3,012,365,615	3,314,876,689	3,547,972,167	3,724,138,628
訪問リハビリ テーション	介護給付	313,654,632	316,450,659	320,229,566	323,210,162	333,048,757
	予防給付	26,179,510	31,441,589	31,091,612	30,277,172	32,114,671
	計	339,834,142	347,892,248	351,321,178	353,487,334	365,163,428
居宅療養管理 指導	介護給付	1,276,769,114	1,348,467,740	1,476,237,643	1,615,618,700	1,752,561,092
	予防給付	65,667,748	70,202,623	74,291,436	88,980,540	94,138,954
	計	1,342,436,862	1,418,670,363	1,550,529,079	1,704,599,240	1,846,700,046
通所介護	介護給付	5,360,765,667	5,324,072,827	5,337,239,208	5,269,906,671	5,336,731,494
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	5,360,765,667	5,324,072,827	5,337,239,208	5,269,906,671	5,336,731,494
通所リハビリ テーション	介護給付	1,121,224,994	1,100,471,531	1,098,933,921	1,064,514,663	1,056,947,125
	予防給付	161,620,639	151,419,629	167,107,195	192,938,199	192,840,686
	計	1,282,845,633	1,251,891,160	1,266,041,116	1,257,452,862	1,249,787,811
短期入所 生活介護	介護給付	1,307,726,036	1,305,430,058	1,384,580,481	1,413,536,866	1,493,159,698
	予防給付	6,184,615	5,407,274	7,558,652	6,728,688	6,714,194
	計	1,313,910,651	1,310,837,332	1,392,139,133	1,420,265,554	1,499,873,892
短期入所 療養介護	介護給付	84,413,064	90,179,201	105,349,020	109,947,878	119,747,783
	予防給付	0	290,274	110,607	373,685	730,615
	計	84,413,064	90,469,475	105,459,627	110,321,563	120,478,398
特定施設入居者 生活介護	介護給付	6,811,824,060	7,040,399,774	7,554,176,841	8,048,756,375	8,408,467,227
	予防給付	239,059,900	228,749,242	228,966,006	244,606,480	242,030,623
	計	7,050,883,960	7,269,149,016	7,783,142,847	8,293,362,855	8,650,497,850
福祉用具貸与	介護給付	2,020,325,475	2,076,677,986	2,100,179,384	2,113,664,217	2,166,548,045
	予防給付	138,578,356	144,165,884	149,392,834	169,522,350	182,306,226
	計	2,158,903,831	2,220,843,870	2,249,572,218	2,283,186,567	2,348,854,271
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付	3,056,614,805	3,098,838,519	3,107,312,453	3,122,246,350	3,181,474,344
	予防給付	155,690,681	160,516,598	170,999,379	189,205,668	200,004,342
	計	3,212,305,486	3,259,355,117	3,278,311,832	3,311,452,018	3,381,478,686

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉用具購入費	介護給付	67,051,328	63,731,016	67,309,832	71,852,408	71,281,797
	予防給付	12,164,468	13,423,198	12,764,032	16,003,025	14,494,977
	計	79,215,796	77,154,214	80,073,864	87,855,433	85,776,774
住宅改修費	介護給付	121,815,891	117,009,199	113,188,243	111,847,061	102,890,586
	予防給付	66,394,336	72,078,756	72,594,175	73,661,032	61,738,935
	計	188,210,227	189,087,955	185,782,418	185,508,093	164,629,521
計	介護給付	30,082,267,572	30,563,659,761	31,767,526,885	32,545,752,313	33,637,004,117
	予防給付	1,012,420,536	1,031,313,344	1,096,756,845	1,233,275,247	1,271,432,207
	計	31,094,688,108	31,594,973,105	32,864,283,730	33,779,027,560	34,908,436,324

d 居宅サービス・介護予防サービス要介護度別受給者数 ※各年度1年間の累計数値

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受給者数	構成比	受給者数	構成比	受給者数	構成比	受給者数	構成比	受給者数	構成比
要支援1	14,251	5.3%	14,748	5.4%	15,610	5.7%	17,286	6.2%	18,282	6.4%
要支援2	20,598	7.7%	20,608	7.6%	21,057	7.7%	23,702	8.5%	24,941	8.8%
要支援計	34,849	13.0%	35,356	13.1%	36,667	13.4%	40,988	14.7%	43,223	15.2%
要介護1	63,392	23.7%	66,049	24.4%	65,931	24.2%	64,698	23.3%	65,807	23.1%
要介護2	74,399	27.8%	73,209	27.0%	72,470	26.6%	75,071	27.0%	77,569	27.2%
要介護3	43,611	16.3%	43,535	16.1%	43,588	16.0%	44,086	15.8%	43,954	15.4%
要介護4	30,183	11.3%	30,914	11.4%	32,450	11.9%	31,956	11.5%	32,859	11.5%
要介護5	21,310	8.0%	21,787	8.0%	21,838	8.0%	21,443	7.7%	21,310	7.5%
要介護計	232,895	87.0%	235,494	86.9%	236,277	86.6%	237,254	85.3%	241,499	84.8%
計	267,744	100%	270,850	100%	272,944	100%	278,242	100%	284,722	100%

※ 複数の種類のサービスを利用している場合も1人として計上

e 特定福祉用具種目別一覧

(単位：延べ件数)

種目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入浴補助用具	2,279	2,179	2,094	2,233	2,081
腰掛便座	659	614	553	524	487
自動排せつ処理装置の 交換可能部品	2	0	1	1	4
移動用リフトのつり具	6	8	16	8	9
簡易浴槽	0	0	0	1	1
排せつ予測支援機器	-	0	0	1	0
単点杖	-	-	-	0	4
多点杖	-	-	-	70	92
歩行器	-	-	-	5	4
スロープ	-	-	-	104	163
計	2,946	2,801	2,664	2,947	2,845

※単点杖、多点杖、歩行器およびスロープについては、令和5年度まで「貸与」のみであったが、令和6年度から利用者が「貸与」または「販売」のいずれかを選択することが可能になった。

f 住宅改修種目別一覧

(単位：延べ件数)

種目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
手すりの取付	1,850	1,813	1,853	1,830	1,674
段差解消	266	265	202	174	149
床材の変更	104	113	84	93	68
扉の変更	174	157	146	141	126
便器の洋式化	77	46	43	38	27
計	2,471	2,394	2,328	2,276	2,044

(エ) 施設サービス利用状況

a 施設サービス種類別給付実績件数

(単位：件)

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護老人福祉施設	37,154	39,316	40,832	39,894	39,350
介護老人保健施設	13,969	13,454	12,739	13,152	13,070
介護療養型医療施設	992	411	113	3	-
介護医療院	616	827	879	976	1,201
計	52,731	54,008	54,563	54,025	53,621

※ 介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止

b 施設サービス種類別経費

(単位：円)

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護老人福祉施設	10,518,826,082	11,193,960,080	11,866,954,341	11,938,544,772	11,838,941,269
介護老人保健施設	4,218,331,885	4,080,543,427	3,931,704,937	4,195,108,194	4,207,370,146
介護療養型医療施設	359,375,796	145,089,789	34,090,184	912,928	-
介護医療院	228,492,291	304,687,602	332,449,103	372,219,171	449,185,100
計	15,325,026,054	15,724,280,898	16,165,198,565	16,506,785,065	16,495,496,515

※ 介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止

c 施設サービス施設種類別・要介護度別利用者数

※各年度1年間の累計数値

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
介護老人福祉施設	要介護 1	211	0.6%	202	0.5%	290	0.7%	366	0.9%	323	0.8%
	要介護 2	965	2.6%	887	2.3%	829	2.1%	986	2.5%	968	2.5%
	要介護 3	8,694	23.6%	8,561	22.1%	8,731	21.7%	8,961	22.7%	9,093	23.4%
	要介護 4	15,176	41.2%	16,297	42.0%	16,794	41.7%	16,810	42.7%	16,978	43.7%
	要介護 5	11,801	32.0%	12,816	33.1%	13,662	33.9%	12,281	31.2%	11,494	29.6%
	施設別計	36,847	100%	38,763	100%	40,306	100%	39,404	100%	38,856	100%
介護老人保健施設	要介護 1	1,124	8.3%	1,152	8.8%	971	8.0%	1,087	8.7%	1,065	8.5%
	要介護 2	2,299	17.0%	2,157	16.5%	2,067	17.0%	2,109	16.8%	2,206	17.6%
	要介護 3	3,584	26.5%	3,502	26.9%	3,180	26.1%	3,210	25.6%	3,095	24.7%
	要介護 4	4,214	31.1%	4,175	32.0%	3,949	32.4%	4,098	32.7%	4,150	33.2%
	要介護 5	2,315	17.1%	2,051	15.7%	2,009	16.5%	2,044	16.3%	1,997	16.0%
	施設別計	13,536	100%	13,037	100%	12,176	100%	12,548	100%	12,513	100%

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
介護療養型医療施設	要介護1	16	1.6%	0	0.0%	6	5.0%	0	0.0%	-	-
	要介護2	24	2.4%	0	0.0%	3	2.5%	0	0.0%	-	-
	要介護3	13	1.3%	7	1.6%	12	10.1%	0	0.0%	-	-
	要介護4	277	28.3%	143	32.5%	52	43.7%	2	66.7%	-	-
	要介護5	650	66.3%	290	65.9%	46	38.7%	1	33.3%	-	-
	施設別計	980	100%	440	100%	119	100%	3	100%	-	-
介護医療院	要介護1	36	5.9%	48	6.0%	52	6.1%	37	3.9%	34	3.0%
	要介護2	15	2.5%	24	3.0%	18	2.1%	8	0.8%	7	0.6%
	要介護3	58	9.6%	65	8.1%	33	3.9%	54	5.6%	47	4.1%
	要介護4	146	24.1%	233	29.2%	218	25.6%	288	30.0%	352	30.9%
	要介護5	352	58.0%	429	53.7%	530	62.3%	572	59.6%	699	61.4%
	施設別計	607	100%	799	100%	851	100%	959	100%	1,139	100%
計	要介護1	1,387	2.7%	1,402	2.6%	1,319	2.5%	1,490	2.8%	1,422	2.7%
	要介護2	3,303	6.4%	3,068	5.8%	2,917	5.5%	3,103	5.9%	3,181	6.1%
	要介護3	12,349	23.8%	12,135	22.9%	11,956	22.4%	12,225	23.1%	12,235	23.3%
	要介護4	19,813	38.1%	20,848	39.3%	21,013	39.3%	21,198	40.1%	21,480	40.9%
	要介護5	15,118	29.1%	15,586	29.4%	16,247	30.4%	14,898	28.2%	14,190	27.0%
	計	51,970	100%	53,039	100%	53,452	100%	52,914	100%	52,508	100%

※ 介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止

(オ) 地域密着型サービス利用状況

a 地域密着型サービス種類別給付実績件数

(単位：件)

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	1,941	1,866	1,928	1,950	2,047
夜間対応型訪問介護	介護給付	3,318	3,238	3,155	3,054	3,061
地域密着型通所介護	介護給付	35,558	36,318	36,987	35,752	34,557
認知症対応型通所介護	介護給付	2,724	2,421	2,432	2,521	2,487
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	2,724	2,421	2,432	2,521	2,487
小規模多機能型居宅介護(短期利用含む)	介護給付	3,074	2,915	2,865	2,905	2,679
	予防給付	120	117	199	160	166
	計	3,194	3,032	3,064	3,065	2,845
看護小規模多機能型居宅介護(短期利用含む)	介護給付	962	1,211	1,650	1,806	2,077
認知症対応型共同生活介護(短期利用含む)	介護給付	6,861	7,096	7,317	7,540	7,814
	予防給付	0	0	0	28	18
	計	6,861	7,096	7,317	7,568	7,832

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	介護給付	12	6	0	0	0
計	介護給付	54,450	55,071	56,334	55,528	54,718
	予防給付	120	117	199	188	184
	計	54,570	55,188	56,533	55,716	54,902

※ 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 は利用できない。

b 地域密着型サービス種類別経費

(単位:円)

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	介護給付	397,721,316	379,140,067	397,323,215	407,673,862	418,569,772
夜間対応型 訪問介護	介護給付	117,897,137	110,637,816	100,069,936	92,607,946	89,204,938
地域密着型 通所介護	介護給付	2,240,442,878	2,276,622,457	2,326,512,787	2,246,176,988	2,154,835,616
認知症対応型 通所介護	介護給付	319,592,228	290,313,079	296,694,365	298,175,878	282,140,396
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	319,592,228	290,313,079	296,694,365	298,175,878	282,140,396
小規模多機能型 居宅介護 (短期利用含む)	介護給付	724,610,850	671,439,757	654,780,011	667,060,916	621,105,621
	予防給付	7,494,703	7,836,155	16,057,775	10,366,742	10,340,854
	計	732,105,553	679,275,912	670,837,786	677,427,658	631,446,475
看護小規模多機能型 居宅介護 (短期利用含む)	介護給付	278,675,469	330,195,034	455,453,712	511,511,710	610,507,562
認知症対応型 共同生活介護 (短期利用含む)	介護給付	1,850,743,786	1,933,952,637	2,008,861,223	2,111,622,175	2,229,436,649
	予防給付	0	0	0	6,701,749	4,779,573
	計	1,850,743,786	1,933,952,637	2,008,861,223	2,118,323,924	2,234,216,222
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	介護給付	3,222,495	1,735,092	0	0	0
計	介護給付	5,932,906,159	5,994,035,939	6,239,695,249	6,334,829,475	6,405,800,554
	予防給付	7,494,703	7,836,155	16,057,775	17,068,491	15,120,427
	計	5,940,400,862	6,001,872,094	6,255,753,024	6,351,897,966	6,420,920,981

※ 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 は利用できない。

c 地域密着型サービス要介護度別利用者数 ※各年度1年間の累計数値

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援 1	51	0.1%	44	0.1%	67	0.1%	80	0.2%	88	0.2%
要支援 2	63	0.1%	54	0.1%	111	0.2%	100	0.2%	88	0.2%
要支援 計	114	0.2%	98	0.2%	178	0.3%	180	0.4%	176	0.3%
要介護 1	13,763	27.3%	14,101	27.8%	14,233	27.5%	14,029	27.4%	13,804	27.2%
要介護 2	15,889	31.5%	15,983	31.5%	16,075	31.1%	16,126	31.5%	16,001	31.5%
要介護 3	10,443	20.7%	10,080	19.9%	10,741	20.8%	10,766	21.0%	10,566	20.8%
要介護 4	5,886	11.7%	6,053	11.9%	6,202	12.0%	5,961	11.6%	6,077	12.0%
要介護 5	4,365	8.7%	4,392	8.7%	4,248	8.2%	4,211	8.2%	4,106	8.1%
要介護 計	50,346	99.8%	50,609	99.8%	51,499	99.7%	51,093	99.6%	50,554	99.7%
計	50,460	100%	50,707	100%	51,677	100%	51,273	100%	50,730	100%

ウ 利用者負担軽減

介護サービスを利用した場合に利用者は1割から3割を負担するが、介護サービスを利用しやすいように負担軽減を実施している。

(7) 高額介護(介護予防)サービス費支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額(福祉用具購入費、住宅改修費、居住費・食費、日常生活費等は対象外)の合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を支給する。なお、同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担額を合計して、世帯上限額を超えた場合に支給する。

	所得区分	上限額
(1)	生活保護受給者	15,000 円(個人)
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	15,000 円(個人) 24,600 円(世帯)
(2)	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万9千円(令和7年7月までは80万円)以下	15,000 円(個人) 24,600 円(世帯)
(3)	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万9千円(令和7年7月までは80万円)超	24,600 円(世帯)

令和3年7月利用分まで

	所得区分	上限額
(4)	特別区民税課税世帯	44,400 円(世帯)

令和3年8月利用分から

	所得区分	上限額
(4)-①	特別区民税課税世帯で「(4)-②」「(4)-③」に該当しない	44,400 円(世帯)
(4)-②	課税所得が380万円から690万円未満	93,000 円(世帯)
(4)-③	課税所得が690万円以上	140,100 円(世帯)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1)	件数	18,958	19,447	20,304	21,042	21,787
	金額	216,943,810	225,154,193	240,623,719	253,060,066	262,926,447
(2)	件数	55,965	56,510	57,502	56,562	55,935
	金額	776,117,269	780,125,678	821,349,789	836,501,332	830,693,957
(3)	件数	23,332	25,074	26,710	28,329	29,156
	金額	192,894,546	212,081,448	230,885,929	260,835,454	271,590,206
(4)-①	件数	25,951	22,158	23,175	23,596	24,890
	金額	566,687,318	485,700,406	492,671,104	527,363,840	563,960,244
(4)-②	件数	223	543	578	674	802
	金額	3,401,469	8,543,258	9,268,268	11,603,996	11,148,743
(4)-③	件数	84	169	164	266	219
	金額	441,271	1,315,838	1,131,303	2,193,617	2,284,911
計	件数	124,513	123,901	128,433	130,469	132,789
	金額	1,756,485,683	1,712,920,821	1,795,930,112	1,891,558,305	1,942,604,508

※ 令和3年8月利用分から「(4)特別区民税課税世帯」が細分化された。令和3年7月利用分までの「(4)特別区民税課税世帯」は「(4)-①」に含めて集計した。

(イ) 高額医療合算介護・介護予防サービス費支給

医療保険上の同一世帯において、医療保険と介護保険の自己負担の合計金額が年間(毎年8月から翌年7月末)の負担限度額を超えた場合に、超えた分のうち介護保険の利用割合に応じた額を支給する。

世帯の負担限度額(70歳以上)

所得区分		世帯の負担限度額(年額)
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	212 万円
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般	課税所得 145 万円未満(年間所得の合計額が 210 万円以下の場合も含む)	56 万円
低所得Ⅱ	特別区民税非課税世帯	31 万円
低所得Ⅰ	世帯全員が特別区民税非課税であり、世帯全員が年金収入 80 万 6,700 円(令和7年7月までは 80 万円)以下で、その他の所得がない方	19 万円

世帯の負担限度額(70歳未満)

所得区分		世帯の負担限度額(年額)
現役並み 所得者	年間所得 901 万円超	212 万円
	年間所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
一般	年間所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
	年間所得 210 万円以下	60 万円
低所得Ⅱ	特別区民税非課税世帯	34 万円

※ 年間所得とは、国民健康保険加入者の前年の総所得金額等から住民税基礎控除額を引いた金額。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現役並み 所得者	件数	460	418	522	531	536
	金額	29,451,976	26,164,386	36,843,039	38,995,320	41,660,037
一 般	件数	1,331	1,319	1,278	1,484	1,604
	金額	57,480,314	59,888,343	63,377,151	79,366,131	91,344,275
低所得Ⅱ	件数	1,742	1,820	1,912	2,120	2,276
	金額	56,126,759	54,985,338	63,191,663	69,932,529	78,716,422
低所得Ⅰ	件数	3,475	3,523	3,465	3,672	3,620
	金額	110,570,197	110,838,718	111,189,751	116,937,937	118,603,846
計	件数	7,008	7,080	7,177	7,807	8,036
	金額	253,629,246	251,876,785	274,601,604	305,231,917	330,324,580

※ この制度において世帯とは、基準日(7月31日)現在、同じ医療保険に加入している方をいう。

※ 対象期間は毎年8月から翌年7月(12か月)

(ウ)-1 食費・居住費(滞在費)軽減(特定入所者介護等サービス費：補足給付)

平成17年10月から居住費(滞在費)・食費が自己負担となったことに伴い、低所得者の負担を軽減するため、基準費用額(平均的な費用)と負担限度額との差を保険給付で補う制度が創設された。介護保険施設の入所・入院者(短期入所を含む)で特別区民税世帯非課税者に対して、申請に基づき、食費・居住費を軽減する。

(単位:人・円)

段階	対象	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	954	971	1,015	966	963
第2	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万9千円(令和7年7月までは80万円)以下	1,030	1,115	1,111	1,036	991

段階	対象	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第3 ①	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万 9 千円(令和 7 年 7 月までは 80 万円)超 120 万円以下	854	750	757	759	752
第3 ②	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円超	1,586	1,882	1,758	1,801	1,741
計		4,424	4,718	4,641	4,562	4,447
給付額(円) ※		1,114,596,535	1,006,330,678	1,034,833,451	1,013,595,704	973,772,437

※ 給付額は、(ウ)-1・(ウ)-2・(ウ)-3 の総額

(ウ)-2 特別区民税課税世帯特例減額措置

特別区民税課税世帯は、食費・居住費の軽減の対象とならない。しかし、高齢夫婦等の二人以上の世帯で一人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生計が困難になり、一定の要件を満たす場合に、利用者負担第3段階(令和3年8月からは第3段階②)とみなして食費や居住費を減額する。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
食費	3	4	2	5	2
居住費	2	2	2	2	2

(ウ)-3 旧措置入所者負担軽減

介護保険法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方(旧措置入所者)に対して、平成12年3月時点での費用負担額を上回らないように利用者負担および居住費・食費(平成17年9月までは食費のみ)の減免を行う。利用者負担は「施設サービス費」、居住費(滞在費)・食費は「特定入所者介護(介護予防)サービス費」として保険給付で賄われる。

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者負担額減免	3	1	0	0	0
特定負担限度額認定 (食費・居住費)	7	5	1	1	1

(エ) 生計困難者に対する利用者負担額減額

特別区民税世帯非課税者等の一定の条件に該当する方が、軽減を実施している事業者の対象サービスを利用した場合、自己負担額を減額する制度を平成 14 年度から開始した。利用者負担額(介護サービス費、食費、居住費・滞在費)を 3/4(老齢福祉年金受給者は 1/2)に軽減する。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
確認証交付者数(人)	575	530	511	571	598
助成件数(件)	2,021	2,208	2,237	2,200	2,149
助成金額(円)	14,337,030	17,701,612	18,980,509	19,873,515	17,817,620

(オ) 災害等の場合による利用者負担額減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合は、申請により利用者負担額を一定期間減額・免除する。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対象者数(人)	9	9	7	7	5
減免金額(円)	1,529,000	1,902,168	1,811,731	1,494,803	1,378,438

※ 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で被災した後に練馬区に転入し、サービスを利用した人について利用料や食費・居住費などの減免を行った。

(カ) 境界層該当者負担軽減

本来適用される利用料や保険料等を負担した場合に生活保護に該当する方について、より低い基準等を適用すれば生活保護にならない場合に、利用料や保険料等を軽減する。適用される費用は、負担限度額(居住費・食費)、高額介護等サービス費および保険料である。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
適用の種類	・負担限度額 ・高額介護等サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等サービス費 ・保険料
軽減者数(人)	36	19	29	36	25

(キ) 暫定サービス利用者負担助成

要介護・要支援認定申請中の死亡により認定結果が出なかった方が、暫定ケアプラン等によりサービスを利用した場合に保険給付相当額を支給する。平成 13 年度から実施している。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数(件)	13	13	2	4	5
支給額(円)	684,705	1,111,613	137,335	170,653	357,617

(ク) 訪問介護等利用者負担額減免

国の特別対策により、平成 11 年度中に区のホームヘルプサービスを利用していた障害者への利用者負担を、平成 19 年 6 月までは 3%、平成 19 年 7 月からは 6%に減額した(平成 20 年 6 月末終了)。低所得者についても同様に実施したが、平成 17 年 3 月末で廃止した。

また、平成 18 年度からは、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた一定の要件を満たす低所得者が、介護保険の適用を受けることになった場合には、利用者負担を免除する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定証交付者数(人)	0	0	0	0	0
公費支払人数(延べ人数)	0	0	0	0	0
助成金額(円)	0	0	0	0	0

エ 保険給付の制限

要介護・要支援認定時において、介護保険料の滞納期間に応じてつぎのような措置がとられる。

(7) 1年以上滞納した場合(支払方法の変更)

利用したサービス費用は全額自己負担となる。その後、利用者からの申請により保険給付費(本来の自己負担を除く費用)を返還する。

(イ) 1年6か月以上滞納した場合(保険給付の一時差止)

利用したサービス費用は全額自己負担となる。保険給付費(本来の自己負担を除く費用)についても、一部または全部が一時的に差し止めとなる。

(ウ) 2年以上滞納した場合(給付額減額)

2年以上滞納し時効になった保険料がある場合、その滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が、一定期間 3 割(本来の自己負担割合が 3 割の場合は 4 割)に引き上げられる。また、高額介護(介護予防)サービス費などの支給が受けられなくなる。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	123	121	121	105	88

(6) 市町村特別給付

要介護者や要支援者に対して、介護保険法で定められた保険給付以外に、市区町村の独自の条例などで定めた給付を行うものである。

紙おむつ等支給事業(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

区の介護保険の被保険者で要介護 1 以上の常時紙おむつ等を必要とする方を対象に紙おむつを支給している。利用者は区指定の商品の中から種類および必要量を区と契約する業者に注文し、利用者の指定する場所に配送する。利用者は購入額の 1 割を自己負担する。また、紙おむつの支給対象者ではあるが、入院している病院が使用のおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつを使用できない方に、おむつ代として月額上限 5,400 円を支給している。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- ① 介護保険料の所得段階の「第 9 段階」(本人の前年の合計所得金額 320 万円以上)以上の方
- ② 生活保護を受けている方
- ③ 介護保険の施設サービスで入院・入所している方
- ④ 他の制度で紙おむつの支給を受けている方

イ 実績(延べ人数)

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
おむつ支給者数	68,266	61,957	58,211	59,444	63,278
現金支給者数	4,000	3,510	3,277	3,498	3,710

- ※ 令和 6 年 4 月から市町村特別給付で実施。
- ※ 令和 6 年度から対象者や上限額を拡大。
- ※ 住所地特例の経過措置分は、第 2 章高齢者福祉 4 高齢者生活支援（14）参照。

(7) 事業者の指定(介護保険課 事業者指定係)

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた指定基準のもとで、都や区が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、区が個別に判断する「基準該当サービス事業者」がある。

平成 18 年 4 月の法改正により、地域密着型(介護予防)サービス事業者および介護予防支援事業者は区が指定している(サービス・活動事業者は、平成 27 年 4 月から区が指定。)。また、平成 30 年 4 月の法改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が東京都から区へ移管された。なお、介護予防支援事業者は介護保険法により各地域包括支援センターが指定を受けているほか、令和 6 年度から居宅介護支援事業者も指定が受けられるようになった。

ア 練馬区内の居宅サービス・介護予防サービス事業所数 (各年 4 月 1 日現在) (単位：事業所)

サービス種類	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
居宅介護支援	196(-)	194(-)	187(-)	176(-)	174(一)
介護予防支援	-(25)	-(27)	-(27)	-(28)	—(28)
訪問介護	210(169)	213(170)	204(159)	204(153)	201 (152)
訪問入浴介護	8(8)	8(8)	8(8)	9(9)	9(9)
訪問看護	88(87)	93(91)	100(99)	110(108)	115(113)
訪問リハビリテーション	15(15)	16(16)	17(17)	19(19)	18(18)
通所介護	84(78)	82(74)	83(74)	84(73)	80(70)
通所リハビリテーション	20(20)	20(20)	20(20)	19(19)	19(19)
短期入所生活介護	39(37)	42(40)	42(40)	42(40)	41(39)
短期入所療養介護	14(14)	14(14)	14(14)	14(14)	14(14)
特定施設入居者生活介護	77(56)	81(59)	83(61)	89(62)	90(63)
福祉用具貸与	39(39)	40(40)	41(41)	41(41)	42(42)
特定福祉用具販売	44(44)	43(43)	44(44)	44(44)	45(45)
計	834(592)	846(602)	843(604)	851(611)	848(612)

※ ()内は介護予防サービス事業所の数。ただし、訪問介護、通所介護については、サービス・活動事業所の数。

イ 練馬区登録の基準該当サービス事業所数 (各年 4 月 1 日現在) (単位：事業所)

サービス種類	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
居宅介護支援	1	0	0	0	0
訪問介護	2	0	0	0	0
通所介護	1	0	0	0	0
短期入所生活介護	1	1	0	0	0
介護予防支援	1	1	0	0	0

ウ 練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業所数 (各年4月1日現在)(単位:事業所)

サービス種類	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	13(-)	15(-)	15(-)	15(-)	14(-)
夜間対応型訪問介護	2(-)	2(-)	2(-)	2(-)	2(-)
地域密着型通所介護	111(84)	110(83)	106(83)	97(74)	90(69)
認知症対応型通所介護	11(11)	11(11)	11(11)	10(10)	10(10)
小規模多機能型居宅介護	16(16)	15(15)	15(15)	13(13)	13(13)
看護小規模多機能型居宅介護	6(-)	8(-)	8(-)	10(-)	10(-)
認知症対応型共同生活介護	37(37)	39(39)	38(38)	39(39)	39(39)
計	196(148)	200(148)	195(147)	186(136)	178(131)

※ ()内は介護予防指定事業所の数。ただし、地域密着型通所介護については、サービス・活動事業所の数。

エ 練馬区内に所在地のある指定介護保険施設数 (各年4月1日現在)(単位:施設)

サービス種類	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護老人福祉施設	34(2,428)	37(2,761)	37(2,761)	37(2,761)	37(2,761)
介護老人保健施設	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)
介護医療院	-(-)	-(-)	-(-)	1(100)	1(100)
介護療養型医療施設	1(10)	1(10)	-(-)	-(-)	-(-)
計	49(3,754)	52(4,087)	51(4,077)	52(4,177)	52(4,177)

※ ()内は各施設の介護保険の対象となる定員。

オ 練馬区内に所在地のあるサービス・活動事業所数 (各年4月1日現在)(単位:事業所)

サービス種類	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
訪問サービス	169	170	159	153	152
通所サービス	163	157	157	148	140
計	332	327	316	301	292

(8) 相談・苦情・広報など

介護保険では、利用者からの相談・苦情を受けるしくみが制度的に位置づけられている。また、保険者である練馬区が行った行政処分不服がある場合には、東京都が設置する介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

ア 相談・苦情(介護保険課 管理係)

区民からの相談や苦情は、地域包括支援センター、各総合福祉事務所高齢者支援係、介護保険課など区の窓口のほか、国民健康保険団体連合会、東京都、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、消費生活センター等で受け付けている。

東京都国民健康保険団体連合会へ報告した苦情の状況調査の集計結果 (単位:件)

分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要介護認定に関すること	2	0	0	0	1
保険料に関すること	0	1	0	0	0

分 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ケアプランに関すること	0	0	0	1	0
サービス供給量に関すること	0	0	0	0	0
介護報酬に関すること	0	0	0	0	0
その他制度上の問題に関すること	0	1	1	0	1
行政の対応に関すること	0	0	4	2	0
サービス提供・保険給付に関すること	16	3	12	9	5
その他(サービス提供者との人間関係等)	2	0	1	1	4
計	20	5	18	13	11

イ 保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関)(指導検査担当課 社会福祉法人係)

区や民間事業者が行う高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立てを受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明を行う区長の附属機関を平成 15 年 6 月に設置した。苦情調整委員(弁護士等学識経験者)3 人と専門相談員 2 人で構成されている。

相談・苦情別件数(介護保険関連のみ)

(単位：件)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談	23	14	13	8	7
苦情(うち申立て)	98(4)	99(6)	89(3)	98(4)	109(5)

ウ 審査請求(介護保険課 管理係)

保険者(練馬区)が行った要介護認定や保険料の賦課徴収等に関する行政処分に不服がある場合には、第三者機関として東京都に設置されている介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

(単位：件)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
要介護認定に関すること	2	1	1	0	2
介護保険料に関すること	1	1	0	0	1
その他	0	0	0	0	0

エ 広報(介護保険課 管理係／高齢者支援課 管理係)

タイトル	実施・配布方法
すぐわかる介護保険	地域包括支援センター、介護保険課および関係窓口にて配布
地域密着型サービスってなんだろう!?	
こんにちは 地域包括支援センターです!	
練馬区内の介護保険サービス事業者一覧	介護保険課窓口にて配布
介護保険料のご案内	保険料決定通知書発送時に同封
ホームページ	介護保険に関係する通知、実績報告等随時更新
パネル展示	介護保険課掲示板、アトリウム等で制度周知用パネルを展示
介護の日記念事業	練馬区介護サービス事業者連絡協議会との共催で介護サービス説明会や福祉用具の展示などを実施

(9) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(介護保険課 管理係)

国は、平成 30 年度に、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する都道府県や区市町村の取組を推進するために、財政的インセンティブとして、取組に対する客観的な評価指標を設定し、その達成状況に応じて交付金を交付する「保険者機能強化推進交付金」を創設した。令和 2 年度には、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価する「介護保険保険者努力支援交付金」を創設した。

交付金は、地域支援事業の第 1 号被保険者の介護保険料分に充て、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等の取組を進めている。取組の結果、当該年度において第 1 号被保険者の介護保険料に余剰が生じた場合には、介護保険給付費準備基金に積み立てる。

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
保険者機能強化 推進交付金	96,608,000	103,402,000	76,984,000	48,339,000	48,339,000
介護保険保険者 努力支援交付金	95,712,000	102,153,000	96,880,000	89,749,000	94,957,000

(10) 介護保険給付準備基金積立金(介護保険課 管理係)

介護保険会計は 3 か年を単位とした中期財政的管理方式になっており、第 1 号被保険者介護保険料も保険給付費の伸びを勘案して、3 年間同一額で設定されている。そこで 1 年度目は歳入超過、2 年度目は収支均衡、3 年度目は不足になる。超過する余剰金を「介護保険給付準備基金」のなかで管理している。

(単位：千円)

期	第 1 期 (平成 12～14 年度)	第 2 期 (平成 15～17 年度)	第 3 期 (平成 18～20 年度)	第 4 期 (平成 21～23 年度)	第 5 期 (平成 24～26 年度)
積立額	2,387,020	△31,673	1,196,754	△2,992,989	185,449
残高	2,387,020	2,355,347	3,552,101	559,112	744,561
期	第 6 期 (平成 27～29 年度)	第 7 期 (平成 30 年度～ 令和 2 年度)	第 8 期 (令和 3～5 年度)	第 9 期 見込(※) (令和 6～8 年度)	
積立額	1,414,095	1,921,161	1,960,650	△3,900,000	
残高	2,158,656	4,079,817	6,040,467	2,400,000	

※ 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく

2 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談および支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制および認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。(1)介護予防・日常生活支援総合事業、(2)包括的支援事業、(3)任意事業の 3 事業で構成される。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、高齢者の社会参加の促進や、介護予防事業、生活支援などの多様なサービス事業の充実を図り、要介護状態等とな

ることを予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化防止を目的としている。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援相当者(要支援 1・2 の認定者および健康長寿チェックシートの回答が生活機能低下の基準に該当する事業対象者。以下同じ。)を対象としたサービス・活動事業と、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象とした一般介護予防事業とに区分される。

ア サービス・活動事業

(7) 訪問サービス(介護保険課 事業者運営推進係)

a 事業内容

要支援相当者を対象に、ホームヘルパーなどが訪問し、調理や掃除などの生活援助や、外出、入浴の介助(見守り)などの身体介護を伴うサービスを提供する。

b 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用者数(人)	25,259	24,522	24,047	24,239	23,438
訪問サービス 経費(円)	390,036,040	382,824,864	376,502,208	390,927,997	387,892,252

(イ) シルバーサポート事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者を対象に、軽易な家事援助を地域の元気高齢者が行う訪問型サービス事業。区がシルバー人材センターに委託して実施する。年6回利用でき、利用者負担は1回500円。

b 事業実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数	652	680	730	830	792

(ウ) 通所サービス(介護保険課 事業者運営推進係)

a 事業内容

要支援相当者を対象に、デイサービスセンターで生活機能の維持・向上のために、体操や筋力トレーニング、食事・入浴などのサービスを日帰りで受け介護予防に取り組む。

b 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用者数(人)	28,173	29,834	31,967	33,316	34,692
通所サービス 経費(円)	781,598,429	825,183,812	893,589,334	920,409,502	953,609,581

(エ) 食のほっとサロン(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者を中心にした65歳以上の高齢者を対象に、月2回～週1回程度、区立施設や民家などを会場として、会食を中心にお口の体操や食に関するミニ講座などをNPO(特定非営利活動法人)などの地域団体が行う。利用者負担は、食費相当分で会場により異なる。

b 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施会場数(か所)	9	8	8	9	18
延べ利用者数(人)	585	1,175	1,222	1,772	4,035

※ 令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

(イ) 高齢者筋力向上トレーニング(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者を対象に、介護予防ケアマネジメントに基づき、生活行為の改善を目的として、専門職による短期集中介護予防プログラムを実施する。リハビリ専門職による筋力向上トレーニング(専用のマシンを用いる)および柔軟性、バランス能力を向上させる包括的トレーニングを実施し、終了後も介護予防の取り組みを継続できるよう、自主的な地域活動への参加促進を図り、要介護状態への移行を予防する。おおむね 3 か月間、週に 2 回、全 23 回。利用者負担は 1,000 円(1 教室 23 回分)。

b 事業実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施会場数(延回数)	8(300)	9(413)	10(483)	10(482)	10(482)
延べ利用者数(人)	1,209	2,062	2,522	3,084	2,913

※ 令和元年度から 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

(カ) 介護予防ケアマネジメント(高齢者支援課 地域包括支援係/介護保険課 事業者運営推進係)

a 事業内容

要支援相当者に対して、介護予防や社会参加の推進を目的として、心身の状況などに応じて、その選択に基づき、サービス・活動事業および一般介護予防事業が包括的かつ効率的に提供されるようケアプランを作成する。介護予防ケアマネジメントの実施は、地域包括支援センターまたは委託を受けた居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が行う。

b 事業実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ利用者数(人)	32,689	32,984	33,028	33,020	33,048
介護予防ケアマネジメント経費(円)	143,655,090	144,179,177	145,310,389	145,067,597	146,137,011

(キ) 高額介護予防等サービス費相当事業(介護保険課 給付係)

a 事業内容

高額介護予防サービス費相当の事業費の支給：介護予防・日常生活支援総合事業を利用して支払った 1 か月の利用者負担額(1 割～3 割負担の額の世帯合算)の合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を支給する。

高額医療合算介護予防サービス費相当の事業費の支給：医療保険上の同一世帯において、医療保険、介護保険および介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担額から、高額療養費、高額介護・介護予防サービス費および高額医療合算介護・介護予防サービス費を控除した後の自己負担の合計金額が、年間(毎年 8 月から翌年 7 月末)の負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。

b 事業実績

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ利用者数	1,093	1,112	1,123	1,234	1,283

(ク) 審査支払手数料(介護保険課 給付係)

a 事業内容

指定居宅サービス事業者等からのサービス・活動事業費請求の審査支払を円滑に行うため、

審査支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して行っている。

b 事業実績

(単位：件)

審査支払件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	54,357	55,026	56,714	58,716	89,827

イ 一般介護予防事業

(7) 介護予防小冊子作成(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

はつらっライフ手帳(介護予防手帳)：高齢者の自立支援・重度化防止に向け、自主的な介護予防・健康づくりへの取組や介護サービス等の適正な利用を支援するため介護予防手帳を作成し、地域包括支援センターや医療機関等で配布する。

b はつらっライフ手帳事業実績

(単位：部)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発行部数	36,900	26,000	26,000	26,700	26,000

(イ) 健康長寿はつらっ教室(高齢社会対策課 介護予防係)

平成28年度から、元気なうちから介護予防に取り組めるよう一般向けの介護予防事業として実施。

a 足腰しゃっきりトレーニング教室

(a) 事業内容

65歳以上の区民を対象に、高齢期の身体づくり方を学び、運動機能の維持・向上を目指したトレーニング等を実施し、介護予防に取り組むきっかけづくりとする。また、要支援状態または要介護状態への移行を予防する。教室は、室内で行う室内教室と水の特性(浮力・抵抗力・水圧)を利用した水中教室(プール)がある。熱中症のリスクがより高い7月～8月は、自宅等で行えるオンライン教室を実施。

・室内教室および水中教室 週1回、全6回制、利用者負担500円

・オンライン教室 週1回、全7回制、利用者負担なし(視聴および受講にかかる通信料は自己負担)

(b) 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施教室数(延回数)	68(454)	57(383)	57(383)	57(383)	33(200)
延べ利用者数(人)	6,464	6,098	6,064	6,087	3,158

※ 令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

※ 令和5年度の室内教室では、オンラインと高強度を一部実施。

※ 令和6年度は、オンラインは1教室を実施。高強度は室内教室で2教室、水中教室で1教室を実施。

※ 令和7年度から、運動の強度・内容を「初級クラス」「中級クラス」に分け実施。

※ 令和7年度から、一部教室をはつらっセンター事業に移行し、対象年齢を拡大して実施。

b 脳トレーニング教室

(a) 事業内容

65歳以上の方を対象に、新たに「脳トレ教室(囲碁・体操)」を実施し、できる限り住み慣れ

た地域で自立した生活を継続できるよう、認知機能の維持・低下予防を図る。

(ウ) いきがいデイサービス(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

65歳以上の区民を対象に、外出の機会として、週1回、地区区民館等において、体操や趣味活動、昼食の提供を実施することにより、高齢者の閉じこもりの防止および介護予防を図る。利用者負担は1回700円である。

b 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施施設数(か所)	35	35	31	21	16
延べ利用者数(人)	12,401	13,866	12,492	9,586	6,279

※ 令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

※ 令和6年度は、貫井地区区民館が大規模改修工事のため休止

※ 令和7年度は、10月1日付で終了した貫井地区区民館(休止中)を含む。

(エ) 介護予防把握事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

平成28年度から、地域で体力や体組成、認知機能等を測定する測定会を実施し、結果の個別アドバイスと地域活動団体を紹介する「はつらつシニアクラブ」を実施。測定会の中で健康長寿チェックシート等を実施し、必要な方には介護サービス等につなげる。

b 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施会場数(延回数)	18(35)	18(36)	18(36)	18(36)	18(30)
参加者数(人)	1,177	1,274	1,266	982	998

※ 令和3年度は1回 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

※ 令和7年度は、熱中症対策のため熱中症のリスクの高い7月～9月は実施を中止。

(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業(高齢社会対策課 介護予防係)

平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、(a)自主活動支援事業、(b)自立生活支援事業を実施。

a 事業内容

(a) 自主活動支援事業：地域で自主的に、介護予防を目的に活動を行っている団体に、リハビリテーション専門職等を派遣し、介護予防の取組みを支援する。

(b) 自立生活支援事業：地域包括支援センター等の依頼を受け、生活機能の低下した高齢者に対し、リハビリテーション専門職を派遣し、専門的な評価、生活機能の改善に向けた助言を行い、自立への支援を行う。初回の訪問から6か月以内に評価のために再訪問を行う。

b 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(a)自主活動支援事業 (延利用団体数)	19	42	41	42	23
(b)自立生活支援事業 (延利用人数)	47	63	47	42	43

※ 令和元年度から3年度は一部の団体が自主活動支援事業の実施を新型コロナウイルス感染

症の影響により、延期。

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、主に地域包括支援センターが行う事業で、その内容は、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業のほか、医療と介護の連携、生活支援体制整備、認知症施策などの事業である。

区市町村は実情に応じた圏域を設定して地域包括支援センターを設置することとされている。地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者として要支援者を対象とする介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成等の介護予防ケアマネジメントも行う。介護予防支援事業の一部は、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

ア 地域包括支援センター(高齢者支援課 管理係)

(7) 目的

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める包括的かつ継続的な支援事業を実施することを目的に設置された。保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うとともに、地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)等の支援・指導や関係機関のネットワーク作り等を行う。

平成 30 年度から、高齢者相談センター(地域包括支援センター)本所 4 か所・支所 25 か所体制を本所 25 か所に再編・強化し、名称を「地域包括支援センター」に変更した。

令和 5 年 4 月 1 日に 2 か所増設し、27 か所体制となった。

(イ) 事業内容

- ① 介護保険だけでなく、様々な制度や地域資源を利用した総合的な支援
- ② 虐待の防止・成年後見制度の利用支援など高齢者の権利擁護
- ③ ケアマネジャーへの困難事例に対する助言等支援・指導や関係機関のネットワークの構築
- ④ 介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定
- ⑤ 在宅療養や認知症に関する相談支援(医療と介護の相談窓口)
- ⑥ ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターパンフレット：上記事業内容および所在地等を区内の高齢者や家族等に対して周知するパンフレットを作成し配布する。

(ウ) 地域包括支援センター一覧(27 か所)

みらい青空、桜台、豊玉、練馬、練馬区役所、中村橋、中村かしわ、北町、北町はるのひ、田柄、練馬高松園、光が丘、光が丘南、第 3 育秀苑、高野台西、高野台、石神井、moi (モア)、第二光陽苑、関町、上石神井、やすらぎミラージュ、大泉北、大泉学園通り、南大泉、大泉、やすらぎシティ

(エ) 相談実績

① 各年度 高齢者福祉相談実績

(単位:件)

	総数	相談内容									
		介護保険・介護予防	医療・在宅療養	認知症	在宅福祉サービス	経済的事項	家庭的事項	住宅	権利擁護	施設入所	その他
令和3年度	226,666	121,952	18,760	9,361	9,071	5,360	8,859	1,863	10,514	3,951	36,975
令和4年度	217,286	123,339	15,086	7,805	9,696	4,343	7,227	1,917	8,414	3,668	35,791
令和5年度	230,652	123,695	16,099	8,854	11,145	5,162	7,479	2,078	7,231	4,083	44,826
令和6年度	214,352	98,812	16,180	8,765	11,408	4,794	8,881	2,141	6,363	3,823	53,185
令和7年度	210,384	101,000	22,060	7,211	12,101	4,423	7,641	1,816	5,968	4,167	43,987

② 夜間・休日電話受付実績

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入電件数	1,823	1,909	2,073	2,197	1,639

※ 間違い・切断等を除く。

高齢者の虐待通報等の緊急を要する連絡について、地域包括支援センターの受付時間外である夜間および休日における電話を、看護師・介護支援専門員等の有資格者を配置したコールセンター事業者へ委託して受け付けている。

イ 認知症早期対応推進事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(7) 事業内容

認知症の早期から医療との関わりを促進するため、専門医による相談(認知症初期集中支援チーム)や講演会を行っている。

令和3年度から認知症専門医による訪問面接を実施している。

(4) 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談実績	36回	36回	36回	36回	36回
	58件	61件	62件	61件	54件
講演会	1回	1回	1回	1回	1回
	45人	16人	37人	34人	36人
医師による訪問面接	4回	4回	4回	4回	4回

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするために、被保険者や要介護者を介護している人等に対し、地域の実情に応じて実施する事業で、練馬区では、つぎの事業を実施している。

ア 介護給付等費用適正化事業

(7) 要介護認定の適正化(介護保険課 介護認定第一係、介護認定第二係)

全国一律の基準に基づき、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、認定調査員および認定審査会委員に対して研修を実施するなど、要介護認定の平準化に取り組んでいる。

認定調査員研修参加者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規研修	41	45	52	50	60
現任研修	109	104	205	219	156

介護認定審査会委員研修参加者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規研修(区主催)	72	4	69	0	65
新規研修(都主催)	0	0	0	5	60
現任研修(区主催)	126	153	196	134	0
現任研修(都主催)	0	52	5	23	102

(イ) ケアプラン点検(介護保険課 事業者運営推進係)

介護を必要とする高齢者の尊厳ある自立支援を目的として、課題分析による的確な生活全般の解決すべき課題の把握、明確な目標設定、適切なケアプラン作成などケアマネジメントの手順が確実に行われているかについて、確認、助言、指導を行い、ケアプランの標準化を図る。

ケアプラン点検件数

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施事業者数		98	81	96	95	85
点検件数		229	120	114	111	103
内 訳	ガイドライン方式	25	25	27	27	20
	書面点検	15	-	-	-	-
	面談点検	189	85	75	74	74
		-	10	12	10	9

(ウ) 住宅改修等点検(介護保険課 給付係)

住宅改修等の必要性、内容および価格の適正等について、専門的見地から点検するために、一定の資格を有する者への委託により、書類審査および訪問調査等を実施している。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
住宅改修審査件数	2,084	2,144	2,047	2,037	1,888
住宅改修訪問調査件数	61	91	85	78	99
福祉用具貸与計画点検件数	13	10	9	8	3
軽度者(要支援・要介護1の者)の福祉用具貸与申請書類点検件数※	-	-	-	-	353

※ 介護給付等費用の適正化を進めるため、令和7年度から開始。

(エ) 縦覧点検(介護保険課 介護システム係)

請求が確定した給付実績に対し、複数月・複数事業所では請求できない介護給付費の算定がないか等を国保連合会から提供されるデータより検索し、該当する事業者に対し点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

(オ) 医療情報との突合(介護保険課 介護システム係)

利用者が入院している期間など、医療保険給付と介護保険給付を同時に受けられないケースについて、国保連合会から提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、重複している事業者に対し点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

(カ) 介護給付費通知(介護保険課 給付係)

利用者自身が利用しているサービスの給付実績を確認する機会を作り、利用者の意識啓発と保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険サービスの利用状況を送付している。平成 19 年度から令和 6 年度まではサービス利用者全員に送付していたが、国が介護給付等費用適正化事業を再編し、送付は任意としたことを踏まえ、令和 7 年度以降は希望する方に送付している。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数 (回)	2	2	2	1	-
通知延べ件数 (件)	57,661	58,278	58,725	29,671	1

(キ) 返還請求等(介護保険課 給付係)

給付の適正化を図るため、他制度との併給調整および介護報酬の不適切な算定の是正や、給付事務が第三者の行為によって生じた場合の求償を行う。確認された過払いの給付費は返還請求を行う。

不適切な算定による返還請求

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数	8	3	3	4	2

第三者行為求償

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数	2	0	1	2	2

イ 介護学べるサロン(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(7) 事業内容

在宅で高齢者を介護する家族や受講を希望する区民を対象に、介護専門職・栄養士・理学療法士等によるミニ講座を実施し、高齢者の健康や介護についての知識・技術や、介護者自身の健康維持等について学ぶ場を提供している。

事業は、区内のデイサービスセンター・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホームなどを運営する社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等に委託して実施している。

(イ) 事業実績

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延参加者数	71	348	568	613	658

※ 令和元年度から 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

ウ 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(7) 事業内容

認知症により外出したまま自宅に戻れなくなる症状がある高齢者(若年性認知症を含む)を介護する家族が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。

生活保護世帯は、利用料の全額を助成している。

(4) 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延助成人数	565	462	453	469	394

エ 認知症理解普及促進事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(7) 事業内容

認知症について知識を広め、認知症高齢者を支える地域づくりを促進するための啓発として、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターの養成を実施している。認知症サポーターが地域で活動できるよう支援するためのステップアップ講座は、令和3年度より高齢者支え合いサポーター育成研修に含めて開催している。

また、認知症サポーター養成講座の講師役である、キャラバン・メイト同士の情報共有等を目的として、キャラバン・メイト連絡会を開催している。

令和3年度より、地域包括支援センターを中心として本人や家族の声を聞く「本人ミーティング」を開催し、生活支援コーディネーターと連携して、認知症サポーター等とともに地域で活動するチームオレンジ活動を実施している。

(4) 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サポーター養成数	910人	1,495人	2,070人	1,639人	1,974人
ステップアップ講座・高齢者支え合いサポーター育成研修	1回 21人	1回 42人	1回 35人	1回 15人	1回 16人
キャラバン・メイト連絡会	50人 (オンライン)	47人 (会場+オンライン)	54人 (会場+オンライン)	45人 (会場+オンライン)	48人 (会場)
チームオレンジ活動					
開催数	122回	199回	283回	398回	460回
本人参加者数	延 261人	延 554人	延 814人	延 1,176人	延 1,353人
家族参加者数	延 82人	延 164人	延 200人	延 282人	延 297人
認知症サポーター参加者数	延 132人	延 398人	延 667人	延 1,077人	延 1,217人

※ 令和元年度から4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

※ キャラバン・メイト連絡会は、令和4年度からチームオレンジ連絡会として実施。

オ 認知症高齢者支援連携事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(7) 事業内容

認知症高齢者を地域で支援する体制を築くため、在宅療養推進協議会認知症専門部会を設置し、医療と介護の連携促進等について協議している。同専門部会の検討を経て、医療・介護関係者相互の連携を促進するための「医療・介護連携シート」および認知症ケアパスを掲載した「認知症ガイドブック」を作成し区民に配布している。

(4) 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症専門部会	2回	3回	3回	2回	3回
医療・介護連携シート配布数	8,000部	8,000部	8,000部	8,000部	8,000部
認知症ガイドブック配布数	5,000部	5,000部	8,000部	8,000部	8,000部

カ 家族介護慰労事業(高齢者支援課 高齢給付係)

(7) 家族介護慰労金

①事業内容

1年間継続して介護保険の要介護4～5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に支給している。

慰労金の金額は100,000円(年1回)である。

②事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給者数	4	2	8	4	3

※ 令和7年度末をもって、事業終了。

(4) 家族介護者向け三療サービス

①事業内容

要介護3～5の方と同居し、在宅で介護している満50歳～64歳の親族等の方にはり・きゅう・マッサージ・指圧)のいずれか1つを1回1,500円で年4回利用できる利用券を希望者に交付している。ただし、申請月により交付枚数が異なる。

②事業実績

	令和6年度	令和7年度
交付者数(人)	40	43
延べ利用回数(回)	72	80

※ 令和6年度新規事業。

キ 認知症介護者支援事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(7) 事業内容

認知症高齢者を介護する家族への支援の充実と負担軽減のため、介護相談・交流カフェや介護家族の会の周知を行っているほか、認知症介護家族による介護なんでも電話相談を実施している。

(4) 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護相談・交流カフェ※	10回 75人	10回 122人	10回 145人	10回 193人	8回 117人
電話相談	51回 130件	52回 106件	51回 86件	51回 106件	51回 111件

第8章 生活保護

1 生活保護法による援護(総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係)

(1) 事業概要

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮する全ての国民にその困窮の程度に応じて保護を行い、あわせて自立を助長することを目的としている。

保護は、厚生労働大臣の定める基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする世帯の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について行う。

(2) 保護の種類

保護の種類は、生活扶助とその他の扶助(住宅・教育・出産・生業・葬祭・医療・介護)に分かれており、保護を受ける人の必要に応じて、原則として世帯を単位にその全部または一部が適用される。

保護費は、医療扶助および介護扶助を除き、原則として金銭で支給される。

ア 生活扶助

被保護者の衣食その他、日常生活の需要を満たすための扶助。

イ 住宅扶助

家賃、家屋補修、その他住宅の維持のために必要があるときの扶助。

ウ 教育扶助

児童又は生徒が義務教育を受けるときの扶助。

エ 出産扶助

出産をするときの扶助。

オ 生業扶助

生業を行うための資金や、技能を修得するための費用を必要とするときの扶助。

カ 葬祭扶助

葬祭を行うときの扶助。

キ 医療扶助

けがや病気で医療を必要とするときの扶助。医療券による現物給付が原則。

ク 介護扶助

介護保険制度を利用するときの扶助。介護券による現物給付が原則。

(3) 事業実績

生活保護世帯および人員 [年度末時点の数、*印は年間累計数字]

	世帯・人員		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		*出産扶助	
	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数
令和3年度	13,451	16,607	12,015	14,700	12,316	15,022	474	673	1	1
令和4年度	13,517	16,507	12,058	14,589	12,331	14,900	426	601	4	4
令和5年度	13,571	16,411	12,102	14,516	12,414	14,870	396	552	1	1
令和6年度	13,631	16,337	12,051	14,339	12,438	14,743	372	508	3	3
令和7年度	13,578	16,106	11,910	14,011	12,361	14,520	326	453	1	1

	＊生業扶助		＊葬祭扶助		医療扶助		介護扶助	
	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数
令和３年度	3,745	3,769	468	468	13,068	15,867	3,023	3,151
令和４年度	3,497	3,664	515	515	13,117	15,754	3,094	3,233
令和５年度	3,393	3,637	545	545	13,209	15,721	3,129	3,269
令和６年度	3,210	3,492	532	532	13,244	15,619	3,185	3,319
令和７年度	2,822	2,895	566	566	13,220	15,507	3,239	3,373

(4) 保護の機関

ア 実施機関

福祉事務所(各福祉地区に設置された福祉に関する事務所。練馬総合福祉事務所・光が丘総合福祉事務所・石神井総合福祉事務所・大泉総合福祉事務所の４か所)

イ 補助機関(所員)

指導監督を行う所員、保護を行う所員、事務を行う所員

ウ 協力機関

民生委員(福祉事務所長、社会福祉主事の行う事務の執行に協力)

(5) 保護の方法

ア 居宅

生活扶助は、原則として被保護者の居宅において行う。

イ 保護施設等

保護の実施が居宅によりがたいとき、または被保護者が希望したときは、救護施設、更生施設もしくはその他適切な施設に入所させて保護する。

(7) 救護施設

身体上または精神上に著しい障害があるため、自分ひとりでは生活することが困難な被保護者を入所させて保護している。

(イ) 更生施設

身体上または精神上の理由により、養護および生活指導を必要とする被保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある者を入所させて保護している。

(ロ) 医療保護施設

医療を必要とする被保護者に対して医療の給付を行っている。この施設のほか指定医療機関でも同じような給付を受けることができる。

(エ) 授産施設

身体上、精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている被保護者を入所または通所させて保護し、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えている。

(オ) 宿所提供施設

住宅のない被保護者に対して住宅を提供するための施設で、家族用と単身用がある。

(カ) 日常生活支援住居施設

日常生活または社会生活を送る上で何らかの課題を有し、単独では居宅での生活が困難な状態である者を入所させ、入所者の状況に応じた支援及び関係機関との連携調整を行うことにより、日常生活および社会生活を営むことができるよう利用されるもの

(6) 資料

(令和7年度)

保護の種類	支出額(円)	構成比(%)
生活扶助	9,231,786,003	27.8%
住宅扶助	7,403,237,514	22.3%
教育扶助	33,528,338	0.1%
出産扶助	318,000	0.001%
生業扶助	48,666,229	0.1%
葬祭扶助	114,557,425	0.3%
就労自立給付金	10,415,359	0.03%
進学・就職準備給付金	4,500,000	0.01%
保護施設委託費	287,232,352	0.9%
医療扶助	15,238,344,199	45.9%
介護扶助	851,846,684	2.6%
計	33,224,432,103	100.0%

2 自立支援プログラム

(総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係／生活福祉課保護調整係、医療事務係)

(1) 事業概要

様々な生活課題を抱えている被保護世帯に対し、福祉事務所が組織的かつ効率的に自立に向けて支援を行っていくため、国(厚生労働省)は平成17年度より自立支援プログラムの導入を推進している。自立支援プログラムは、その課題ごとに取り組むべき支援の具体的内容や実施手順を定めるものであり、練馬区でも以下のプログラムを策定し、支援を実施している。

(2) プログラム策定状況

ア 「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム

公共職業安定所(ハローワーク)との連携で就労支援を行うもの。

なお、練馬総合福祉事務所においては、平成25年12月から本プログラム実施のための専用窓口として、「就労応援ねりま」(ハローワーク職員が常駐)を設置している。

イ 就労サポート事業プログラム

就労サポーターの取組により、稼働年齢層にあり、就労意欲に課題を有する者に対して就労意欲喚起から離職防止・職場定着支援まで一貫した支援を行うもの。令和7年度に増員。

ウ 精神保健福祉支援 退院促進プログラム

エ 精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム

ウ、エは精神保健福祉支援員(各所2名×4所)の取組により、精神障害者および精神疾患を持つ者に対して退院促進または居宅生活の支援を行うもの。

オ 高校進学支援プログラム

中学3年生の進路を確認し、高校進学に関する情報提供、学習塾等受講料の支給等の支援を行うもの。

カ 学力向上支援プログラム

中学3年生を除く、小学生から高校生の生徒・児童の学習状況等を確認し、学習塾等受講料の支

給等の支援を行うもの。

キ 子ども支援プログラム

子ども支援員の取組により、家庭環境や学習面等での課題を抱える生徒・児童および高校年代の未進学者・中退者に対して必要な支援を行うもの。

ク 債務整理支援プログラム

家庭相談員(各所1名×4所)の取組により、多重債務を抱える者に対して、法テラスの利用等を通じて、債務解消に向けての支援を行うもの。

ケ 金銭管理支援プログラム

金銭管理事業支援員の取組により、生活保護費等の金銭を適正に管理できずに生活に支障をきたしている者に対して、安定した生活の維持を支援するとともに、その意欲及び金銭管理能力を向上させるための支援を行うもの。

コ 居宅生活支援プログラム

居宅生活支援事業支援員の取組により、安定した住居を持たない者や自分で転居先の住居を確保できず、住居を喪失する恐れがある者に対して居宅生活相談、居宅生活移行および居宅生活安定化の支援を行うもの。

サ 高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム

生活支援員の取組により、高齢者世帯の世帯員に対して見守りの強化や各種手続等の日常生活支援を行うもの。

(3) 実施状況

(単位：人)

	プログラム名	参加者数				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
ア	「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム	97	105	68	7	153
イ	就労サポート事業プログラム	496	615	591	685	728
ウ	精神保健福祉支援 退院促進プログラム	8	11	10	7	6
エ	精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム	262	294	255	241	267
オ	高校進学支援プログラム	92	98	89	73	66
カ	学力向上支援プログラム	257	190	176	231	226
キ	子ども支援プログラム	119	140	156	153	153
ク	債務整理支援プログラム	628	556	553	496	275
ケ	金銭管理支援プログラム ※令和7年度9月より1所のみで事業開始	-	-	-	-	15
コ	居宅生活支援プログラム	405	491	547	620	709
サ	高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム(世帯)	4,718	4,563	4,340	4,055	3,838
合 計		7,168	7,119	6,787	6,568	6,436

(4) 実施体制

被保護世帯に対する自立支援の取組を促進するため、各総合福祉事務所などに配置されている専門知識やノウハウを持つ専門の支援員等を活用し、支援を行っている。

- ア 就労サポーター(業務委託) 4ヵ所の総合福祉事務所および就労サポート拠点に配置
- イ 精神保健福祉支援員(会計年度任用職員) 4ヵ所の総合福祉事務所に各2名配置
- ウ 子ども支援員(業務委託) 練馬区役所内、石神井総合福祉事務所内および支援実施場所(2ヵ所)に配置
- エ 家庭相談員(会計年度任用職員) 4ヵ所の総合福祉事務所に各1名配置
- オ 金銭管理支援事業者(業務委託) 支援拠点に配置
- カ 居宅生活支援事業者(業務委託) 支援拠点に配置
- キ 生活支援員(業務委託) 地域包括支援センターを運営している9法人に委託

3 生活保護実施体制整備等の取組

(総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係／生活福祉課 保護調整係、医療事務係)

(1) 資産調査事業

ア 事業概要

被保護者の活用し得る動産および不動産等資産に係る調査や、年金・手当等の受給権調査ならびに手続きの同行および援助などを専任の資産調査専門員が行う。

イ 実施状況 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査対象者数	2,586	2,224	1,972	2,127	1,854

ウ 実施体制

平成19年度から専門知識やノウハウを持つ資産調査専門員を4ヵ所の総合福祉事務所に各1名配置、平成25年度からは各2名配置している。

(2) 債権調査事業

ア 事業概要

過払や不正受給により発生した被保護者等の生活保護費返還金等について、面談等による催告や回収にあたり必要な調査を専任の債権調査専門員が行う。

イ 実施状況 (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査件数	72	338	285	260	463

ウ 実施体制

令和2年度から国税・地方税の収納実務経験がある債権調査専門員を練馬総合福祉事務所に1名配置、令和4年度からは4ヵ所の総合福祉事務所に各1名配置している。

(3) 生活相談通訳事業

ア 事業概要

中国語その他の外国語の通訳を必要とする被保護者等に対し、通訳を派遣してコミュニケーションの円滑化を図ることにより、被保護者等が必要なサービスを受けることができるよう支援する。

イ 実施状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(延べ)	350	424	455	519	596

ウ 実施体制

利用承認を受けた被保護者等に対し、総合福祉事務所に予め登録されている生活相談通訳者を派遣している。

(4) 後発医薬品使用促進計画

ア 事業概要

生活保護法の改正により、平成30年10月から後発医薬品の使用が原則となった。使用率が80%を超えている場合でも計画の策定が必要であり、引き続き使用促進に取り組む。

イ 実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
使用率(%)	88.3	89.7	90.4	93.5	93.5

(5) 生活援護業務支援事業

ア 事業概要

生活保護事務の円滑な運用と適正実施を促進するとともに、来所する区民等の安全を確保するため、警察官の経験を有する生活援護業務支援専門員を各総合福祉事務所に計6名配置する。

イ 実施状況

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対応件数	1,753	1,616	1,490	1,361	1,451

4 法外援護(総合福祉事務所 管理係、保護係／生活福祉課 保護調整係)

被保護世帯の自立を支援するため、生活保護制度では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。

(1) 入浴証の支給

ア 事業内容

自宅に入浴設備のない生活保護世帯に対して、公衆浴場の利用に伴う負担を軽減するため、入浴証とシールを交付する。大人はシール1枚につき1回の入浴が可能で、一人につき年間最大60回分のシールを交付する。(申請月により交付枚数が異なる。)

イ 事業実績

(単位：枚)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入浴証シール	18,410	16,524	14,392	11,843	10,501

(2) 通学用被服および運動衣購入費の支給

ア 事業内容

小学1年生および中学1年生を除く被保護世帯の学童、生徒に対して通学用被服および運動衣の購入費を支給している。支給時期は5月。(通学用被服購入費にあつては、小学4年生も除く。)

イ 事業実績

(単位：円・件)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数
通学用被服	11,400	428	11,400	396	11,400	346	11,400	311	11,400	293
運動衣	5,200	489	5,200	451	5,200	396	5,200	362	5,200	335
合 計	-	917	-	847	-	742	-	673	-	628

(3) 中学校卒業者入学・就職支度金の支給

ア 事業内容

被保護世帯の生徒が中学校を卒業し、職業訓練校等への入学または就職したときに支度金を支給している。支給時期は5月。

イ 事業実績

(単位：円・件)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数
入学支度金	51,500	0	51,500	0	51,500	0	51,500	0	51,500	0
就職支度金	51,500	0	51,500	0	51,500	0	51,500	0	51,500	0
合 計	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0

※ 生活保護法の生業扶助に高等学校等就学費が創設されたこと等により、支給実績はない。

(4) 家財保管料等の支給

ア 事業内容

被保護者の入院もしくは退去等により家財を保管もしくは処分する必要がある場合で、生活保護の給付対象とならない事由の際に、その費用を支給する。

イ 事業実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家財処分	265	343	326	324	268
家財保管(延)	163	149	181	169	178

(5) 自立促進事業

ア 事業内容

次の各支援分野において、世帯の自立支援に要する経費を支給している。

就労支援：就職活動用の被服費等、無認可保育園入園料・保育料、携帯電話購入費等

社会参加活動支援：シルバー人材センター年会費、精神障害者自助グループ参加交通費等

地域生活移行支援：居宅清掃費、入居要件の鍵交換費、精神科カウンセリング受診料等

健康増進支援：健康管理機器購入費、介護予防教室等参加費等

次世代育成支援：学習環境整備支援費(塾代)、若年者社会参加支援利用料等

イ 事業実績

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自立促進費	1,262	1,235	1,168	1,162	1,036

練馬区福祉年表

年	月	区行政関係	月	社会福祉一般、その他
昭和 22	8	練馬区誕生、板橋区から分離し、区役所を開進第三小学校講堂に開設	3 4 5 12	東京都35区制を23区に整理統合 地方自治法公布(5・3施行) 全国児童福祉大会 児童福祉法公布(23・1・1 一部施行、4・1全部施行)
昭和 24	1 8	区役所庁舎が現所在地(豊玉北6-12)に移転 練馬授産場開設(旧町会事務所の提供を機に、従来の民生課福祉係から独立)	5 7 12	東京都児童福祉審議会設置 民生委員法公布 身体障害者福祉法公布(25・4・1施行)
昭和 25			5	生活保護法公布(旧生活保護法廃止)
昭和 26	10	練馬福祉事務所(都)開設	1 3 5 10	東京都社会福祉協議会発足 中央社会福祉協議会設立 社会福祉事業法公布(6・1施行) 全国母子福祉対策協議会発足 福祉事務所発足(区内22)
昭和 27	7	(福)練馬区社会福祉協議会設立		
昭和 35			3	精神薄弱者福祉法公布(4・1施行)
昭和 36			2	厚生省保育所措置基準制定
昭和 38			5 7	厚生省、児童福祉白書 老人福祉法公布(8・1施行)
昭和 39			7	母子及び寡婦福祉法
昭和 40	4	自治法の改正で、都から区に社会福祉等の事務が大幅に移管 練馬福祉事務所石神井支所が、都より移管され石神井福祉事務所となる 練馬福祉事務所が都より移管		
昭和 42	8	練馬福祉会館開館		
昭和 44	10	練馬授産場石神井分場が白百合福祉作業所となり開設		
昭和 45			5	心身障害者対策基本法公布
昭和 47	7	東京都中期計画として、軽費老人ホームA型(給食付)「東京都すずしろ園」が設立		
昭和 48	8	すずしろ園、入園開始		
昭和 49	4	厚生文化会館開館		この年、「福祉元年」といわれる
昭和 50			12	厚生省、障害児保育実施要綱
昭和 52			12	厚生白書は「高齢化社会の入口に立つ社会保障」を強調
昭和 54	5 7	体の不自由な人(一部)に福祉タクシー券制度開始 練馬区高齢者事業団(現在の(公社)練馬区シルバー人材センター)設立		
昭和 55	8 9	すずしろ園、東京都から練馬区に移管 心身障害者福祉センター開設 心身障害者福祉センター、各種事業(一般相談・専門相談・指導訓練等)を開始		
昭和 57	3 6	生活実習所(練馬区立生活実習所となる)、大泉福祉作業所、練馬仲町授産場(平和台授産所となる)が都から区に移管 高齢者のための「富士見台ケアセンター」業務開始		
昭和 58	4 9 10 12	白百合福祉作業所、知的障害者生活寮「しらゆり荘」を開設 手話教室、心身障害者福祉センター事業となる 点字教室、心身障害者福祉センター事業となる 父子・母子家庭への家事援助者派遣事業を開始 障害者福祉施策推進を図るため練馬区行動計画を策定	8	老人保健法(58・2・1施行)
昭和 60	10	北町福祉作業所、北保健相談所(改築)開設 ひとりぐらし等のおとしよりに給食サービス開始		
昭和 61	8	心身障害者福祉センター、身体障害者福祉センターB型として届出		
昭和 62	4	練馬区立生活実習所から練馬区立氷川台生活実習所に改称 練馬区立関町生活実習所が新設され開所する		
昭和 63	5 7 11	心身障害者福祉センター、センター連絡会開催 ひとりぐらしのおとしよりに学校給食の提供開始 区内初の特別養護老人ホーム育秀苑開設	5	社会福祉士及び介護福祉士法公布
昭和 63	1 8	育秀苑デイサービスセンター開設 区民の福祉向上をめざして「練馬区福祉公社」設立		

年	月	区行政関係	月	社会福祉一般、その他
平成 元年	1 4 5 7 1989	練馬区福祉公社事業開始 練馬区障害者福祉施策推進会議設置 練馬区立初の田柄特別養護老人ホーム開設 中村訓練作業室開設 光が丘福祉事務所開設 光が丘高齢者センター開設 障害者フェスティバルでネリマレインボーサイクルを販売	1	「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」策定
平成 2	3 4 7 1990	練馬区障害者福祉施策推進会議の提言まとまる 引取り手のない放置自転車を障害者の手で再生し、自転車販売店の協力を得て定期的に販売する「ネリマレインボーサイクル」開始 練馬区長期総合計画策定 練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)設立	1 6	地域における民間福祉について中央社会福祉審議会が答申 福祉関係八法改正公布
平成 3	9 1991	区立初の羽沢高齢者集合住宅開設		
平成 4	4 1992	「厚生部」から「福祉部」へ組織名称変更 心身障害者福祉センター、ダウン症超早期療育訓練開始 練馬区立精神薄弱者更生施設として練馬区立ふれあい福祉園が新設され開園する かたくり福祉作業所開設 (福)練馬区社会福祉事業団設立	6	社会福祉事業法、退職手当共済法改正(福祉人材確保法)
平成 5	3 1993	区立土支田高齢者集合住宅が、区として初めてデイサービスセンターを併設して完成 練馬区障害者福祉行動計画策定 厚生文化会館改築、開館	12	障害者基本法公布
平成 6	3 4 6 1994	「練馬区福祉基本計画」を策定 すずしろ園の運営を練馬区社会福祉事業団に委託する 富士見台特別養護老人ホーム開設 ホームヘルパー養成講習開始	12	「新ゴールドプラン」策定 「エンゼルプラン」策定
平成 7	1 2 4 1995	区非常勤ヘルパー制度実施 レインボーサイクルを阪神・淡路大震災の被災地へ送る 区内で初めての在宅介護支援センターが開設 在宅介護支援センターにホームヘルプ事業委託開始 「福祉事務所」から「総合福祉事務所」へ組織名称変更、高齢者福祉課、障害者福祉課の一部の事務を総合福祉事務所へ移管 「生活実習所」は、精神薄弱者福祉法に基づく施設に転換、「福祉園」と改称(氷川台・関町・光が丘) 関高齢者センター開設	12	「障害者プラン」の策定
平成 8	4 6 1996	子育ての広場「光が丘びよびよ」「大泉びよびよ」設置 高齢者生活実態・意識1次調査(65歳以上在宅高齢者対象)実施 高齢者生活実態・意識2次調査(要援護高齢者対象)実施		
平成 9	4 6 10 1997	練馬区立ふれあい福祉園が練馬区立大泉町福祉園に改称 大泉学園町福祉園開設 練馬区立石神井町福祉園が休園となる 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業を開始 区内初の介護老人保健施設が開設 資産活用福祉資金の融資あっせん事業を開始(相談は11月4日より)	12	介護保険関連三法公布
平成 10	3 7 1998	「練馬区福祉基本計画」を改定 大泉総合福祉事務所開設	3 4 9	特定非営利活動促進法(NPO法)成立 児童福祉法改正 精神薄弱の用語整理のための関係法律一部改正の公布
平成 11	6 1999	保健部、福祉部統合を伴う組織改正、組織名変更 保健所の組織改正、組織名変更	12	国連が定める国際高齢者年 「高齢者保健福祉計画(ゴールドプラン21)」の策定
平成 12	3 4 11 2000	第1期介護保険事業計画を策定 練馬区立富士見台ケアセンターを廃止(中野区の単独施設に) 練馬総合福祉事務所内に基幹型在宅介護支援センターを設置 認知症高齢者を在宅で介護する方に徘徊探索サービスを開始	4	介護保険制度発足 社会福祉基礎構造改革のための法改正
平成 13	3 4 2001	長期総合計画、第1期高齢者保健福祉計画を策定 光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所内に基幹型在宅介護支援センターを設置 高野台デイサービスセンター開設	12	高齢社会対策大綱の策定
平成 14	4 7 2002	ご利用き福祉を開始 シルバー人材センターがアクティブシニア支援室開設		
平成 15	3 12 2003	第2期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)、障害者計画を策定 豊玉地域生活支援センター(きらら)開設		
平成 16	2 10 2004	貫井福祉園、貫井福祉工房、貫井活動交流室開設 豊玉高齢者センター開設	12	発達障害者支援法成立 「痴呆性」の呼称を「認知症」に変更する
平成 17	3 8 2005	練馬区次世代育成支援行動計画(前期)を策定 練馬子ども家庭支援センター開設	6 11	改正介護保険法成立 障害者自立支援法成立
平成 18	3 4 2006	練馬区新長期計画・中期実施計画策定 練馬区地域福祉計画を策定 第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 練馬区福祉のまちづくり計画を策定 関教育相談室・関びよびよ開設 総合福祉事務所内に地域包括支援センター設置		
平成 19	3 4 10 2007	練馬区障害者計画改定・第一期障害福祉計画策定 関子ども家庭支援センター開設 在宅介護支援センターに併設して地域包括支援センター支所設置 地域福祉パワーアップカレッジねりま開設 光が丘障害者地域生活支援センター(すてっぷ)開設	12	改正中国残留邦人等自立支援法成立
平成 20	3 4 2008	緊急一時保護センター練馬寮開設 光が丘子ども家庭支援センター開設	4	中国残留邦人等支援給付制度開始

年	月	区行政関係	月	社会福祉一般、その他
平成 21	3	第二期障害福祉計画策定 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 改定練馬区地域福祉計画を策定		
2009	5	石神井障害者地域生活支援センター(ういんぐ)開設		
	7	練馬介護人材育成・研修センター運営開始		
平成 22	1	貫井子ども家庭支援センター開設		
	3	練馬区次世代育成支援行動計画(後期)を策定		
	4	大泉びよびよを西大泉びよびよに名称変更		
2010	5	大泉子ども家庭支援センターおよび大泉障害者地域生活支援センター(さくら)開設		
平成 23	3	第2期練馬区地域福祉計画を策定		
2011	4	練馬区ファミリーサポートセンター開設 北大泉びよびよ開設		
平成 24	3	練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画を策定 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定	8	子ども・子育て関連三法成立
	4	北大泉びよびよを北大泉児童館びよびよに名称変更		
	5	光が丘児童館びよびよ開設		
2012	6	しらゆり荘を移転新築		
平成 25	1	こども発達支援センター開設	4	障害者総合支援法施行
	3	大泉つつじ荘法内化	6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律公布
	4	緊急一時保護センター練馬寮を閉所	12	生活困窮者自立支援法公布
	6	練馬障害福祉人材育成・研修センター事業開始		
	10	区有地を活用した特別養護老人ホーム(第3育秀苑)が開設		
2013	12	心身障害者福祉センター、中途障害者支援事業開始 練馬総合福祉事務所に就労応援ねりまを設置		
平成 26	4	アクティブシニア支援室を区が引き継ぎシニアしごと支援コーナー運営開始 練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室開設 練馬子ども家庭支援センター分室を練馬子ども家庭支援センター南分室に名称変更	5	難病の患者に対する医療等に関する法律公布
	6	練馬びよびよ(一時預かり室)一時預かり専用施設として開設 練馬びよびよ(ひろば室)子育てのひろば専用施設として事業開始 立野地区区民館びよびよ開設 民設民営 田柄福祉園開設		
平成 27	3	練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画を策定 練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定	1	難病の患者に対する医療等に関する法律施行
	4	第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 生活困窮者自立支援事業の実施	4	生活困窮者自立支援法施行 子ども・子育て関連三法本格施行
	7	光が丘・石神井・大泉地域包括支援センター業務委託開始		
2015	9	練馬区重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の開始 練馬こども園初認定		
平成 28	1	光が丘子ども家庭支援センター分室開室	4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
	3	ずっと住みたいやさしいまちプラン(地域福祉・福祉のまちづくり総合計画)を策定		
	4	街かどケアカフェこぶし開設 練馬こども園の本格実施		
	5	ねりっこクラブの運営開始 田柄地区区民館びよびよ開設 春日町南地区区民館びよびよ開設		
2016				
平成 29	4	ひとり暮らし高齢者などへの訪問支援(モデル事業)を開始 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの開始 はつらつセンター大泉開設		
	5	練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針を策定		
	6	ひとり親家庭総合相談窓口の開設・ひとり親家庭支援事業の実施		
	7	地域団体と「街かどケアカフェ連携協定」を締結		
2017	9	街かどケアカフェけやき開設 街かどケアカフェつつじ開設		
平成 30	3	第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 練馬区障害者計画(一部改定)・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画を策定		
	4	地域包括支援センター(医療と介護の相談窓口)を25か所に再編強化 高齢者在宅生活あんしん事業の開始		
	11	練馬区社会福祉協議会と練馬区障害者就労促進協会が統合 障害児保育園ヘレン中村橋開設		
令和 元年 2019	6	練馬こどもカフェ創設	10	幼児教育・保育の無償化の開始
令和 2	3	練馬区地域福祉計画を策定 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定		
	4	練馬区保育所等職員研修を開始		
	6	街かどケアカフェさくら開設		
	7	若者自立支援事業「居場所」開設 都区共同モデル事業「練馬区虐待対応拠点」の設置		
2020				
令和 3	2	多機能拠点整備型の地域生活支援拠点(ゆめの園上宿ホーム)開設	6	改正障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律公布
	3	練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画を策定 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定		
	4	練馬介護人材育成・研修センターを練馬福祉人材育成・研修センターとして開設 北保健相談所、北町はるのひ児童館ほかの複合施設が開設 北町はるのひ地域包括支援センター開設 街かどケアカフェはるのひ開設 高齢者みんな健康プロジェクトの開始 練馬区として初の「保育所等利用待機児童ゼロ」を達成		
	7	補聴器購入費用助成事業の開始		
2021	10	もの忘れ検診事業の開始		

年	月	区行政関係	月	社会福祉一般、その他
令和 4	4	練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合 各子ども家庭支援センターを地域子ども家庭支援センター練馬・光が丘・貫井・大泉・関に名称変更 大泉福祉作業所・大泉つつじ荘民営化 練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例制定 遠隔手話通訳設置事業開始 障害児一時預かり事業を開始 石神井町福祉園廃止		
2022	6 10 11 12			
令和 5	1 4	練馬区障害者ICT相談窓口開設 中村かしわ地域包括支援センター、やすらぎシティ地域包括支援センター開設 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業開始 街かどケアカフェかしわ開設 医療的ケア児等の相談窓口を開設		
2023	7 10			
令和 6	3 4 7	第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 練馬区障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画を策定 北町福祉作業所民営化 重度障害者等就労支援事業を開始 認知症なんでも相談窓口を開設 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業を開始 練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を統合し、練馬区地域包括ケア推進協議会として開始 ベビースター利用支援事業（一時預かり利用支援）開始	4	改正障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
2024				
令和 7	3 4	第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定 練馬区地域福祉計画～みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン～を策定 白百合福祉作業所民営化 高野台保育園民営化 街かどケアカフェいちょう、街かどケアカフェあじさい開設 電話代理支援サービス事業を開始		
2025	11			
令和 8	4	街かどケアカフェみらい青空開設		
2026				

資料： 区行政関係……………「区勢概要」（練馬区）より一部引用
社会福祉一般、その他…「東京都福祉事業協会七十五年史」（東京都福祉事業協会）より一部引用

ねりまの福祉

令和 8 年版
(2026 年版)

令和 8 年 9 月発行

編集発行 練馬区福祉部管理課
東京都練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号
電話 03(3993)1111